

会 議 録 目 次

平成30年第3回海田町議会定例会（第1日目）

平成30年9月4日（火）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	諸般の報告	
	①議会報告……………	6
	②行政報告……………	6
	③報告第5号 損害賠償額の決定について……………	9
日程第4	庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告……………	11
日程第5	承認第2号 専決処分をした事件の承認について（平成30年度海田町一般会計補正予算（第2号））……………	12
日程第6	承認第3号 専決処分をした事件の承認について（平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））……………	12
日程第7	認定第1号 平成29年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	27
日程第8	一般質問	
	○佐中十九昭議員……………	32
	○大高下光信議員……………	46
	○下岡憲国議員……………	49
	○兼山益大議員……………	64
	○住吉秀公議員……………	77
	○久留島元生議員……………	99
	○富永やよい議員……………	101
	（延 会）……………	108

平成30年第3回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成30年9月4日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 9月4日(火)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(15名)

1番	小田久美子	3番	富永やよい
4番	大高下光信	5番	大江康子
6番	兼山益大	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

5. 不応招議員(1名)

2番 竹本 誠

6. 出席議員(15名)

1番	小田久美子	3番	富永やよい
4番	大高下光信	5番	大江康子
6番	兼山益大	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

7. 欠席議員（1名）

2番 竹本 誠

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	胡家亮一
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
総務部	次長	門前誠司
建設部	次長	龍岩広幸
企画課	長	山崎純
魅力づくり推進課	長	宮垣将司
財政課	長	吉本真人
税務課	長	近森茂
生活安全課	長	脇本健二郎
住民課	長	水川綾子
こども課	長	森川雅枝
長寿保険課	長	新藤正敏
保健センター	所長	森原知美
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稲田誠
教育	長	佐々木智彦
教育	次長	伊藤仁士
学校教育課	長	小林伸二
生涯学習課	長	森原宏生
環境センター	所長	岡田隆弘
社会福祉課	主幹	松井良哲

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 修 治
主 任	水 野 啓 太
主 事	木 村 俊 英

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- ①議会報告
  - ②行政報告
  - ③報告第5号 損害賠償額の決定について
- 日程第4 庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告
- 日程第5 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（平成30年度海田町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第6 承認第3号 専決処分をした事件の承認について（平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第7 認定第1号 平成29年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第8 一般質問
- 日程第9 第34号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第35号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第36号議案 平成30年度海田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 第37号議案 平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 第38号議案 平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第39号議案 平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第40号議案 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 発議第2号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について



この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）皆様、おはようございます。本日、平成30年第3回海田町議会定例会を招集申しあげましたところ、議員各位には御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、この度の豪雨災害によりお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々に心からお悔やみ申し上げます。また、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。皆様が一日も早く、元の生活に戻ることができるよう、災害復旧復興に向けて取り組んでまいる所存でございます。

さて、本定例会には報告1件、承認2件、決算認定1件、条例制定1件、条例改正2件、補正予算4件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、本定例会の招集に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第16に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、15番、佐中議員、1番、小田議員を指名します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月7日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月7日までの4日間と決めます。

この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆様におかれましては、質問質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、御発言をしてください。

次に執行部におかれましては、質問質疑の内容を十分理解の上、メモを取るなどして、答弁漏れのなきよう、的確で分かりやすい答弁をしてください。

なお、質問質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の

規定により、議長の許可を受けて内容を確認した上、答弁をしてください。

以上の点をお願いします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとして、お手元に配付しております6月定例議会以降の主なものについて報告をいたします。

7月31日に開催されました全員協議会において、今年度予定していた常任委員会の所管事務県外調査を全て取りやめることに決しました。なお、この件については、災害復旧の財源確保の一助となるよう、この調査に係る特別旅費を削減し、海田町の災害の早期復旧復興に努めていただきたいという議会の意思を、去る8月3日に、私から海田町長に文書で申し入れております。

8月23日、平成31年度広島県中央地域振興対策協議会の主要施策説明に、私が出席しました。例年の要望活動に加え、広島県出身の国会議員に対し、この度の豪雨災害に関して土砂の除去に関する柔軟な制度設計について砂防えん堤等の早急な整備について、唐谷川砂防施設の復旧についてなど、海田町として強く要望してまいりました。

また、この要望活動に併せて、8月24日に、この度、海田町の災害を正しく理解してもらうために、そして海田町への確かな支援をしていただくために関係省庁及び国会議員に要請をしてまいりました。

更に、9月3日、海田町長とともに広島県知事を訪問し、海田町の災害支援に対する要望を強く伝えてまいりました。

また、6月定例会以降の常任委員会、調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照ください。

委員会関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思っております。

以上、議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田） 6月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに、梅雨時期の状況についてでございますが、今年は6月5日に梅雨入りし、7月9日に梅雨明けしました。その間の7月6日から7日に掛けて、平成30年7月豪雨に

よる災害が、町内でも人的・物的ともに大きな被害をもたらしました。

この災害により、これまでの間、国の支援や自衛隊の災害派遣のほか、広島県や県内の市町だけでなく、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、富山県、山口県、長崎県、熊本県等の県庁や市町村、大学、医療機関等、全国各地の様々な機関から多大なる支援をいただきました。また、町内外の企業の皆様や個人の方々にも、物資や資機材、場所の提供や義援金、寄附金等、様々な協力や支援をいただきました。これまでの皆様の御支援、御協力に対し、心から感謝申し上げます。

この災害からの復旧の状況でございますが、7月10日から災証明書の申請を受け付けるとともに、災害に係る住家の被害認定調査を実施し、24日から順次証明書を発行しております。7月30日からは被災者支援相談窓口を設置し、各種減免制度や支援策の申請受付を行ってまいりました。

次に、この災害に伴い、JRの一部区間が不通となったことで、海田市駅自転車等駐車場の利用が急増したことから、7月28日から8月18日までの間、海田市駅南口の複合商業施設の建設予定地に約1,000台の無料の臨時駐車場を確保し、混雑の解消に努めました。町内循環コミュニティバスも、8月14日には暫定ルートながら運転を再開しました。また、義援金につきましては、海田町配分委員会の決定により、第1次配分として対象世帯に一律5万円を8月末から支給しております。

次に、平成30年7月豪雨災害に関する災害復旧、インフラ強靱化等に係る要望活動でございますが、再度の災害や二次災害防止の観点から、私が8月24日に広島県西部建設事務所長に、9月3日に議長と私が広島県知事及び副知事に直接要望を行いました。また、国に対しては議長から広島県中央地域振興対策協議会を通じて、要望しております。

次に、7月6日の豪雨による海田南小学校グラウンドへの土砂流入についてですが、まず児童の通学確保のために、グラウンド東門付近の土砂撤去を行い、仮フェンス設置等を行った後、グラウンドからの土砂撤去等の工事を実施してまいります。最終的な工期は平成30年11月末を予定し、施工しております。

発災から2か月を経過し、現在は災害対策本部から災害復旧復興本部に移行して、町民の皆様の日常生活を速やかに回復し、中長期的な視点に立った復旧復興を行うための取り組みを進めているところでございます。今後も、町民の目線に立って施策を実施してまいります。

なお、この度の災害に伴い、中止した主な事業は、瀬野川健康ウォーキング、こども議会、織田幹雄金メダルの日記念事業、グローバルキャンプ、各小学校のプール開放、空き缶クリーンキャンペーン、エーコと瀬野川環境フェアや福祉保健まつりについては、今年度の開催を見送る予定でございます。

次に、防災訓練についてでございますが、6月30日に住民関係機関等560名の参加を得て、海田南小学校区防災訓練を行いました。今回の訓練は住民が大雨における適切な避難経路の選定及び迅速な避難行動を取ることを目的とし、避難情報を取った後、自ら避難所を選定して避難する、より実践的な訓練といたしました。職員については避難所運営班は避難所を開設し、広報班は発令情報の広報を行うなど、所要の訓練を行いました。

今後、平成30年7月豪雨災害を受け、訓練が実際の訓練に結び付くよう、訓練の内容を検討してまいります。

次に、新庁舎整備についてでございますが、4月から取り組んでおりました基本設計案をとりまとめ、8月30日に開催した特別委員会でお示しさせていただいたところでございます。また、仮称海田公民館整備工事の進捗状況でございますが、7月2日に安全祈願祭を実施し、7月30日から工事に着手しております。

次に、大型小売店舗立地法に基づく手続きでございますが、JR海田市駅南口のスーパーマーケット、ハローズを核とした複合商業施設の出店計画について計画書の縦覧を3月29日から7月30日に掛けて実施し、8月23日に海田町大規模小売店舗立地協議会を開催しました。

続きまして、現在の建築基準法施行令に適合していない2小学校のブロック塀についてでございますが、安全を確保するために、現在、倒壊防止や撤去等の応急工事を実施しております。いずれも来年度本工事を実施いたします。なお、庁舎のブロック塀については、10月末までに部分撤去工事を行うこととしています。

次に、中学校給食についてでございますが、児童生徒保護者へのアンケート調査結果を基に、中学校給食の方向性について教育委員会において検討してまいりましたが、平成30年7月豪雨災害対応により方針を決定するに至っておりません。今後、協議を重ね、議員の皆様へ報告を行いたいと考えております。

次に、平成31年成人祭の準備の状況についてでございますが、8月広報で成人祭実行委員会の募集を行うとともに、開催日時等のお知らせを行っております。なお、成人祭は平成31年1月13日の13時から海田公民館大ホールで開催予定でございます。

以上で、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて報告いたしました。

先ほど、訓練が実際の訓練に結び付くようと言をいたしました。正しくは実際の避難に結び付くよう、に改めさせていただきます。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第5号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第5号、損害賠償額の決定について。町道3号線で発生した事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容については、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）報告第5号、損害賠償額の決定について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分を行いましたので報告させていただくものでございます。債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は17万5,414円でございます。専決処分年月日は平成30年8月13日でございます。事故の概要について御説明いたします。

発生時刻は平成29年6月6日午後零時40分頃でございます。物損に係る損害賠償については、平成30年4月16日に運転手の方と示談を締結し、6月議会で御報告させていただいております。この度は、人身傷害に係る損害賠償によるもので、運転手の方がワンボックスタイプの貨物バンで、町道3号線の明神町2番地先を時速約20キロメートルで走行中、道路の凹凸により車が跳ね上がり、着地した際に車体を損傷し、運転手の方が外傷性頸椎症、いわゆるむち打ち等により病院で受診したものでございます。保険会社が既に運転手の方に治療費等を支払っていることから、損害賠償請求権が運転手の方から保険会社に移転しており、保険会社から代理請求があったため、記載の保険会社を債権者とする示談締結の専決処分を行ったものでございます。過失割合につきましては、物損の際と同様に当方5割、相手方5割と定め、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。

この度の損害賠償額の決定は、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての議決に定める法律上その義務に属する損害賠償で、その額が100万円以下の損害賠償の額を定めるものでございましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。中身についてどうのこうのと言うんじゃないんです。債権者は今代理請求で三井住友海上ということで理解はします。ただ、示談の相手はこれ、あくまで被害者になるんじゃないですかね。債権者として示談を結んだということになるのか、事故に対する、示談というのはどうなっているのか、その二つを追及して聞きます。

○議長（桑原）総務次長。

○総務部次長（門前）あくまでも債権者につきましては、いわゆる物損につきましては運転手の方に車に損傷が生じたので、その方と示談を締結いたしました。今回につきましては、人身の方なんです、その治療費について、保険会社の方からその治療費を保険金として支払っております。ということになりますと、その請求権が保険会社の方に移りましたので、それで債権者を保険会社ということで示談の締結をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）だから、よく理解できないのが、そこで、今あなたが言った説明の中に代理請求という言葉が使われましたよね。代理されているということは、本来は代理の元である被害者が代理にならずに債権者じゃなくて示談相手になるんじゃないですか。債権者としては理解する。だから、保険金を立て替えている。本人が受けた治療費の債権を立て替えているから、債権者としては理解するけども、あくまで事故に対する損失を受けたのは代理をした人間ですよ。それに対するきちんとした手続きはどうなるんですか。大丈夫なんですか。だから、一番聞きたいのは、被害を受けた人間と代理との関係についてどうなんですかということです。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、相手方の方とは示談書を締結し、その中で今回の事故における示談を成立させるというふうに文言をさせていただいております。今回は債権債務についての支払いでございますので、今御指摘の点につきましては示談については当事者と、債権債務については保険会社と締結するものでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件について地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第5号についてはこれをもって終結をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第4、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告を議題といたします。庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会委員長から中間報告をしたいとの申し出がございます。お諮りいたします。本件は申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。したがって、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告を受けることに決しました。報告書を配付します。

(報告書配付)

○議長(桑原) それでは、委員長の発言を許します。委員長。

○14番(前田) 委員長の前田でございます。委員会の中間報告をさせていただきます。本委員会は、平成30年3月23日の第1回委員会から平成30年8月30日の第2回委員会までの計2回の委員会を開催しました。調査の概要及び結果ですが、第1回委員会においては、広島市東部地区連続立体交差事業に係る説明会の内容を県の担当者より説明を受けました。第2回委員会において、執行部が取りまとめた新庁舎基本計画の素案、海田町新庁舎整備基本計画案について説明を受けました。基本計画案についての質疑を行った後、議場の可視化の部分を除いた現在の基本設計案について採決を行い、委員会として同意することを全会一致で決しております。

なお、議場の可視化や浸水対策の細部に至っては、実施設計の中で再度検討調整することとし、今後、議員が協議して決めていくことといたしました。役場庁舎が防災拠点として重要な機能を担っていること、また広島市東部地区連続立体交差事業と密接な関係があることから、スケジュールの遅延防止だけでなく、早期の完成を目指すため、今後も海田町議会として動向を注視していく必要がある、このように考えております。当委員会では引き続き、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業について調査研究を行ってまいります。

以上で、委員会の中間報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより、質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については会議規則第43条の2第2項の規定により、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会からの中間報告を受けたものでございます。庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業特別委員会中間報告につきましては、これをもって終結します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第5、承認第2号、専決処分をした事件の承認について、平成30年度海田町一般会計補正予算及び日程第6、承認第3号、専決処分をした事件の承認した事件の承認について、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を一括議題とします。なお、採決については1議題ずつ行いたいと思います。町長より提案理由の説明を求めます。西田町長。

○町長（西田）承認第2号及び第3号、専決処分をした事件の承認について、平成30年度海田町一般会計補正予算第2号及び平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、豪雨災害対応に関する経費の増額の予算措置を行ったものでございますが、特に緊急を要するため、7月20日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは承認第2号及び承認第3号、専決処分をした事件の承認について、一般会計補正予算及び公共下水道事業特別会計補正予算を一括して御説明いたします。

初めに、専決処分の概要について、資料1、豪雨災害対応に係る平成30年度7月補正予算専決処分の概要をお願いいたします。まず、1、要旨でございますが、平成30年7月6日からの豪雨により海田町で発生した災害について、発災直後から既存予算や予備費の充用により緊急対応してきましたが、二次災害防止ための応急復旧や被災者の生活再建支援等への対応として、直ちに補正予算の措置が必要であることから、平成30年7月20日付けで補正予算の専決処分を行いました。

次に、2、平成30年度7月補正予算編成方針でございますが、記載の①から③までの

3点を柱として7月補正予算を編成いたしました。その他、補正予算額や分類ごとの主な概要を記載しておりますが、事業ごとの個別の内容について資料2により説明させていただきます。資料2、平成30年度補正予算説明書をお願いいたします。

まず、一般会計の専決処分の内容について歳出から御説明いたします。資料2の5ページ、6ページをお願いいたします。民生費の災害救助費の災害救助事業につきましては、災害救助法等に基づく避難所の設置運営、住家の応急修理、宅地の障害物の除去、食品や生活必需品等の給与等を行うため、4億6,300万円増額しその財源として県の災害救助費交付金を歳入で増額しております。

次に、り災証明発行事業につきましては、り災証明の受付、発行に対応するため、200万円増額しております。

次に、災害弔慰金と支給事業につきましては、災害により死亡された方の御遺族に対する災害弔慰金等を支給するため、2,020万円増額し、その財源として、県の災害弔慰金等負担金を歳入で増額しております。

次に、災害援護資金、貸付金事業につきましては、被災された方に対して生活の再建に必要な資金の貸付を行えるよう、3億円増額し、その財源として災害援護資金貸付債を歳入で増額しております。

続きまして、7ページ、8ページをお願いします。衛生費の清掃費のごみ処分事業については、当初予算で計上していた通常分の予算で、この度の災害の発災直後から緊急対応で執行したことから、今後の通常分の執行に備えて増額したものでございます。この後も、緊急対応で執行済み既存予算の回復については、繰り返し出てまいりますので、同案件についての個別の説明は省略させていただきます。

次に、災害廃棄物処理事業につきましては、災害廃棄物の処理のためや災害廃棄物処理実行計画を作成するため、5億1,650万円増額し、その財源として国庫補助金と災害対策債を歳入で増額しております。

続きまして、13、14ページをお願いします。土木費の住宅費の住家被害認定調査事業につきましては、住家被害の認定調査を実施するため、600万円増額しております。

次に、住家確保対策事業につきましては、被災者を町営住宅で受け入れるために、1,100万円増額しております。

次に、17、18ページをお願いします。消防費の水防職員給与費事業につきましては、災害対応に係る職員の関係手当について7,000万円増額し、その財源として県の災害救

助費交付金を歳入で増額しております。

次に、災害対策事業につきましては、災害対応に係る消防団の出動手当や災害対策のための交通誘導等業務委託や被災者生活再建支援システム導入業務委託料等として7,300万円増額しております。

次に、19、20ページをお願いします。ここからは11款、災害復旧費で、各項、各目に関係施設ごとの災害復旧に係るハード事業費を計上しております。個別の説明は省略させていただきますが、その財源として災害復旧費国庫負担金と災害復旧事業債を歳入で増額しております。なお、工事については資料として工事箇所図を併せて提出しております。

次に、歳入について御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いします。歳出の特定財源として説明した国県支出金及び地方債については個別の説明を省略させていただきます。2ページの下から2段目、財政調整基金繰入金につきましては、7月補正予算の財源調整として8億2,226万7,000円を増額したものでございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計の専決処分の内容について、資料6、補正予算説明書により説明いたします。資料6の3ページ、4ページをお願いします。4ページの公共下水道管理事業及び1枚めくって、6ページの公共下水道整備事業については、災害に係る緊急対応で執行した既存予算の回復を図るため、それぞれ500万円増額したもので、その財源として一般会計繰入金を増額しております。

次に、7ページ、8ページをお願いします。事業費の災害復旧費の公共下水道災害復旧事業につきましては、本復旧に向けた調査や設計を進めるため、1,500万円増額したもので、その財源として災害復旧事業債を増額しております。歳入については歳出の財源として説明したので省略させていただきます。

続きまして、議案を説明いたします。初めに、一般会計補正予算の専決処分について、議案書の2ページ、3ページをお願いします。

承認第2号につきましては、平成30年度海田町一般会計補正予算第2号について、平成30年7月豪雨災害の対応に係り、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月20日に専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案書4ページをお願いします。平成30年度海田町一般会計補正予算第2号につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に、19億2,710万円を追加し、歳入歳出予算の

総額を123億8,670万7,000円とするものでございます。また、地方債の追加を第2表、地方債補正により行っております。

続きまして、議案書8ページ、9ページをお願いいたします。承認第3号につきましては、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、承認第2号と同様に平成30年7月20日に専決処分したもので、町議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案書10ページをお願いします。平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億787万7,000円とするものでございます。また、地方債の追加については、第2表、地方債補正により行っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。数点にわたってお尋ねをいたしますが、3回しか質疑ができませんので、メモなり何なり、ゆっくり言いますのでお答えをいただきたいと思っております。

まず第1はですね、政府は7月24日西日本豪雨によって被害を激甚災害に指定することを閣議決定しているのに対して、広島県は都道府県であるいは農業の関係であるとか、いろいろと発表し、報道もされておりましたが、海田町は激甚災害という、こういう法的な機関で発表あるいは位置付けがなされていない。我々から見たら、一般の報道の関係、テレビであるとか新聞であるとか、そこは、激甚災害は広島県は指定をされた。しかし、激甚災害の中身については、地域による場合と、その県単位そのものが指定をされる場合がある訳ですね。地域を特定しないで指定を受けているのかどうか。海田町はそれに入るのかどうか。これに入るか入らないかでは、大きく予算のそういう対応が違って来る訳ですが、併せて、地方債や、これを見ると、最高6.5パーセントの利率になっておりますけれども、激甚災害になると、これがこの利率を交付税で補填をされる、特別な措置が被るというように考えるんですが、それはどうなのか、これが1点。

二つ目には、資料1に専決処分の概略内容が掲載され、専決処分の報告をされました。私、やむを得なかったと、こういうように感じます。しかし、2ページには、3款、4款、8款、13款と、11款ですよね、災害ですから。特別会計として新たに資料に掲載を

しております。第3款のアの部分で、7月24日に平成30年度豪雨による災害の被災者に対する生活用の支援を、7月24日に2版を公表して、7月30日に3版を出されている。私、ずっと見比べただけけれども、どこをどういうふうに見直しをして決定しているのかよく分からない。前進したのか後退をしたのか分からないので、どこが変わってきたのかお尋ねをいたします。

三つ目には、資料1の内訳で、資料2の予算書の計数を計上をされております。広島県の見舞金、支援金、あるいは貸付金などを計上されておりますが、それに町独自の、名称は別として、生活支援制度として死者1名、負傷者2名、軽傷者1名、住宅全壊が13、半壊が58、それぞれ県の制度で500万円なり、あるいは扶養家族であれば半分の250万円、全壊の場合は13あるだけけれども、50万円とか半壊は58万とか、ここまでは広島県の制度である訳ですね。それ以下、町独自の支援、私、名称はどっちでもいいです。支援金であろうと、弔慰金であろうと、あるいは見舞金であろうと、支度金であろうと、貸付金だろうと、いろいろ町独自の支援、これはどうなっているのか。一部損壊については10万円、あるいは床上は65件あるけれども、一部努力をされていると聞いております。

どれだけの進捗率なのか、事務量の関係、あるいは手続き、判断基準、また再調査によるこのただし書きという項目があって、なかなか二次調査に申請ができない。二次調査を申請したら、逆に評価が下がったという、こういう町民の声から、もう行かないという声も聞いておりますが、被災者の立場に立って、先ほど町長が報告をされたように、町民の目線、町民の立場に立って支援をするのが当然だと思うんですけども、これがどうなっているのか。

また、床下101軒、調査の中でございますけれども、対象外として位置付けて、いろいろ検討をなされて前進の方向に向かうというように思いますが、今まで私が聞いている中で、床上で一部努力をされて、町民の方に一定程度資金を出されたということから、私のところに直接電話がありました。どういう電話かという、不安と失望にこのあえぐ中で、御厚志がどれだけあったか、言葉にあらわせんと。町のそういう姿勢がものすごく災害に応じて、助けの声、あるいは援助の声というのがこの中に含まれておるんです。ですから、是非、床下、床上も本来は対象ではないんですが、それを被災者に対する町民のそうした不安やそういう心情の中での支援を、私は町の姿勢として必要だと思うんですが、いかがなのか、お尋ねをいたします。

それから、24ページに学校災害復旧費、資料5で南小の1か所となっていますが、これまで以前では、教育委員会、2か所という表現があったのが私記憶にあるんですが、南小だけなのか、それとも東小も含めて、あるいはどこの学校か私も説明を聞いたのかも分かりませんが記憶にないので、これはどうなっているのかお尋ねをします。

最後ですが、資料3から5、そして特別会計の6まで、仮復旧をするのか、それとも本復旧なのか、含めて対応する、専決をされているのが仮復旧で、後ほど補正を加えて本復旧にするのか。当面、この予算について二重の投資にならないかというのを私は心配する訳です。仮復旧で早く循環バスを通したり、路線バスを通したり、あるいは交通網、生活のライフラインを確保するというのは当然のことなんですけれども、次に出てくる補正に対する、これは本復旧なのかどうか、この5点をお尋ねいたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）全部で6点ほど御質問をいただいたかと思いますが、まず1点目の激甚災害指定の対象範囲及びそれに伴う財源措置についての質疑でございますが、この度は、全国を対象地域として激甚災害指定がなされておりますので、海田町も、当然激甚災害指定の対象とはなっております。ただし、国庫補助の嵩上げ対象となるためには、別に地方特定公共団体としての指定を別に受ける必要があります。そのための条件は、当該自治体の標準税収入額に対する国庫補助負担額の割合等の条件がございます。その指定については、今後災害復旧査定等を受けて各自治体ごとの負担割合によって明らかになるところであり、その特別地方公共団体としての指定の告示が年度末となる予定でございますので、当面の歳入歳出予算の編成に当たっては通常分の補助率で計上し、今後見込みが立った段階で財源の整理を行うこととしております。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）3点目の見舞金等に関してでございますけれども、今まで県の制度で県の見舞金、義援金等の配分等は始めております。今回、7月補正ではなく9月補正で、町独自の見舞金の計上をお願いしております。議員さん、言われますように、町といたしまして、この9月補正での町独自の見舞金を支給するに当たり、まず全壊など被害の大きな被災の方を対象として制度を設計しております。ただ、広島県の見舞金の対象となっていない、床上浸水も対象としております。御指摘の床下浸水に関しましては、今後義援金の配分等の動向もありますので、そこを注視しながら町として検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）公立学校の施設に対する被害ということで、今回上げている南小のほかのもう1件ということでございましたが、海田小学校の体育館のステージ下に水が溜まっていたものがございました。ポンプ等で水を抜き、その後消毒をし、現在では対応済みということとなっております。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）仮復旧か本復旧かということでございますが、施設によってちょっと変わってまいります。例えば、水路、河川の土砂の撤去の場合につきましても、それが本復旧ということになります。道路の方が崩落しているものについては、今回については仮復旧をさせていただくものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）最初の激甚災害の問題で、今初めて、海田町が今いわゆる全国対象となっていると、地方の特定財源、これもまた査定を受けるという説明を今なされましたけれども、町長、何で行政報告の中にね、この災害救助法だけを適用したような言い方をして、激甚災害に、全国的に被害を受けたところは対象としてなっているという、そういう文言はなぜ入れなかったのか、私、どうもね、この国の制度そのものから考えていて、その中に海田町は入っておる。不安であったというのがですね、この地域を特定しないで指定を受ける場合と、それとも局地激甚災害というのがあるので、海田町は、この付近から比べれば、被害はあったものの熊野町や坂町、安芸区に比べたら、まだこれで、良かったとは言えないけれども、このぐらいの程度で済んだなど、雨量はよその町よりも、私のデータで見れば多かったんですから、そういうのを、なぜ町長が一番最初にね、激甚災害という形でそれ入れなかったのかどうか。そういう考えだからこそ、いろんなことに障害が起きたり、問題が起きたり、対応がまずかったり、遅れたりするんですね。いい例が、坂町では説明会を開いておるのに海田町は全くしない。いわゆる復旧の問題もそうですね、復興を、議会が指摘したからようやく入れたとか、こういう問題が発生する訳です。なぜ、国の制度でやって、地方の制度がそれに基づいて、国や県のそういう制度に基づいて町は全力を上げておる。もちろん、いろんな形で町長は寝ずにして、あるいは職員にそういう叱咤激励をしながら対応をやったことは十分承知です。町長も軽自動車に乗って、ヘルメットをかぶって、町内をずっと回っているいろいろ把握をされてその努力は買いますが、しかし、一番、基になっているそういう制度、公務

員は憲法や法律や条例や条項によって全部仕事をしておるんですから、その基本が全くここに出てこなかったのはなぜなのか、これをお尋ねする訳です。

それから、今の支援の問題、災害救助法による生活上の支援の問題で、7月24日で2版を改定されて出された。ところが、7月30日に第3版を出されておるんですね。インターネットで見ると。なぜ、どこが変わったのか。私、調べてみると、気が付かんかった。何でこの2版を出されて3版を出されて、どこがどう変わっているのか。悪くなったのか良くなったのか、私、ちょっと把握できなかつたので、それをお尋ねします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、激甚災害に係ることについての行政報告でなぜ挙げなかった等についての御質疑でございますが、まず議員、御指摘のとおり、激甚災害にはいわゆる本激、部分的な地域を指定する局激とありますが、今回については全国対象地域とした本激ということで、まだ特定地方公共団体としての告知は受けておりませんが、当然に、通常よりもより有利な財源を確保できるものと見込んでおりますし、また既存制度で不十分な場合には、国県に対してもしっかりと要望をしていながら、財源確保して復旧復興に努めていきたいと考えております。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）ホームページで7月24日に生活支援の施策一覧を出させていただいて、30日に改定しているところのことでございますけれども、7月30日から役場の1階ロビーの方で被災者支援相談窓口を開催いたしました。そのときに使用する、どういう対象の方がどのような支援策があるかというものを7月30日に正式にまとめましたので、そこと24日のものを併せて整理させていただいて出させていただいたので、内容についてちょっとここで細かいところを御説明できないんですけれども、制度をよりしっかり対応したものをらせていただいたというふうに考えております。

○議長（桑原）よろしいですか、町長に対しては。佐中議員。

○15番（佐中）最後にお尋ねしますが、地方債、かなりの地方債の予算を組まれておりますが、先言った最高6.5パーセントの利率ですけれども、激甚災害によるそういう緩和、あるいは地方交付税による国の負担、これによって、激甚災害を受けた場合の町の持ち出し、これがどう推移していくのか。地方債ですから、かなりの期間がある訳ですけれども、例えば10年、15年経ったら、激甚災害のもとで、90パーセントがその対象で、町内の復旧、こう言うたら民間も含めてある訳ですけれども、持ち出しが約10パー

セント、あるいはゼロとかいうことが言える訳ですが、その見通しはどのように考えておられますか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 激甚災害等に伴う起債措置、また交付税措置等についての質疑でございますが、まず、補助事業分については充当率100パーセントで交付税措置が95パーセントと非常に高い財源措置となっております、また単独事業についても、通常の災害復旧事業債でいけば充当率100パーセントの交付税措置、47.5パーセントですが、激甚災害の指定で、かつ特定地方公共団体の指定を受けますと、その交付税の措置の嵩上げが自治体負担割合によって更に嵩上げされていきますので、そういった有利な地方債、交付税措置を使いながら、災害復旧に係る一般財源をなるべく少ない形で復旧復興に進めていきたいと考えております。

○議長（桑原） ほかに質疑はございませんか。 崎本議員。

○13番（崎本） 13番、崎本でございます。激甚災害と今言われましたが、うち方はこことこことこういうことやけん、激甚災害でこれを早くやっってくださいという申請なんかは、一つもされてないですよ。そういうことは、私は海田町は海田町で、独自に、こういう災害やから激甚災害ですぐやっってくださいという処置が必要やと思う。なぜかと言うたら、あなた方知っておられるか知っておられんか知らんがね、坂の町長があんだけの被害を受けて、県から国から来られて、おまえ、今まで何をしとった、早うせないけんじゃないかと怒られて、今一生懸命にやっておられますわね。やっぱり、今から何をせないけんかということは、町長よく分かっているでしょう。にたにたにたにたして回ってるばかりが能じゃないんですよ。あなた方、そう言われますが、何をせないけんか、どうせないけんかということは。県でも要望せにやいけんでしょう、いち早く。

9月3日に議長と一緒に行かれたというて、よその町長は、何回県知事をお願いします、お願いしますと行っておられるか知っていますか。中国新聞の県知事のあれの欄に何時何分、熊野町長、何日何時何分、坂町長いうて、皆載っとりますよ。海田町長は1回か2回じゃないんですか。町長を責めてもしょうがないんやがの。だから、皆、そういうふうによ要望されにや、誰もやってくれないでしょう、県に任して。建設都市部か、建設部か知らんのがね。先日、中店の上のダム、あれどうにか撤去してもらわないけん、住民の声があつて、ある県会議員を通じて行ったら、それは要望がなかったんじゃが、今すぐせにやいけませんと、すぐやりますと。県からの答弁いうか、県からそ

ういうあれがあった言うんですわね。

私も、実は昨日行ったんよ。三迫三丁目のね、ダムが一杯じゃから、是非とも撤去してもらわな困ると。昨日、行ったんですよ。あなた方は一つもそういうことをしておられんでしょうが。だから、私言うんですよ。この工事箇所の方でも、これいつまで掛かってやられるか知らんのじゃがね、見たら、工事箇所のこれでも、別紙のとおりいうてあるの、下に。別紙のとおりということはこれが別紙な訳よの。例えば、わし、これで、私のことばかり言うんじゃないんですよ。私が言うことは、決壊したら、第二次災害で三迫三丁目、二丁目が今以上のあれが起きるから、わしは早くしなさいと言うちよるんですよ。昭和20年から、あれから一つも改善されていないから、今砂防ダムがあったから、ある程度、1軒や2軒で済んだんじゃが、それが二次災害になって、これがきちっとされなかったら、あんたらに言うてもしょうがないが、誰が要望したか、誰がどういう言うてなったか知らんが、自衛隊が、1週間か10日で、約600名から700名出動してくれたいうてありましたね。誰が要望したか知らんが。あれもほっといたら第二次災害で三迫一丁目まで行っていますよ。そういうことは自分らも分かっどるでしょうが。第一、分かっどらん証拠よ、この図面で三迫三丁目までの、図面の中で赤線が抜けちよるんよ。そういうところが、やる気がないし、物事を確認しておられんでしょうが。どうですか。その点、どう思われますか。このどこが抜けちよるか分かりますか。どうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）被災箇所についての早期復旧について、県の方にも今後引き続いて要望してまいりたいと考えております。工事箇所につきましては、まず7月の専決処分分につきましては、この当時に把握していた箇所について色を塗らせていただいております。議員御指摘のとおり、今現在の被災状況はこれよりも広範囲に広がっております。それらの箇所についても今後実施が必要と考えております。

次に、先ほどの話になるんですけれども、本復旧の部分については、町が管理する施設と県が管理する施設とございますので、町が管理する施設について着色をさせていただいている部分もございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）今、そう言うて、すぐ私らが言うたら、建設課長、すぐ県と町と分かりますがね。県だろうが町だろうが、わしらは県民ですよ。それじゃ、ここからここは

県の管轄やけんいうて、ほっといてええもんじゃないでしょうが。そういうことを念頭に入れて答弁してください。県の管轄やから、それじゃ、県の管轄になったらいつになりますか。そういうことまで把握されていないでしょうが。そこらを私らも、県じゃ町じゃ言うんじゃないですよ。県民税払うて、県民ですよ。だから、県がこうせい、これ、行く部分でも協力をしますよいうて、県民じゃから。呉、島の方が、県水が通らにゃいけんかったら、何でも協力しますよいうて言うちよるでしょうが。だから、海田町も早く復興するところは県に要望して早く復興した方がいいんじゃないんですか。そういう全般のことを聞いていますがね、聞いちよるんか、行って、あなた方は実行されていないですよ。県でも要望、一つもしておられない。誰かを通じてでもいち早く復興に対して、されてたら良かろう思うんじゃが、それがあんたらの使命やとわしは思うんじゃが、そこらどう思われますか。まあ、これであれじゃが、答弁を。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、議員御指摘のことも踏まえまして、これからはしっかりと県と連携をとりまして、被災箇所の早期復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。2点ほどお伺いします。まず、この工事箇所図、A3の部分ですね、これを見ると、ひまわり大橋からつくも町まで赤線で塗られておるから、今回の専決処分の応急復旧の対応の箇所なんだろうと思いますが、明らかに1トン土のうを積むのが遅かったですよね。7月20日に専決しました。執行部からお願いされて、我々、議長、副議長ともに認めました、専決を。早う、せえと。ところが、いつまで経ってもあそこに積まない。7月30日の災害対策特別委員会でも私はそのことを指摘しました。ようやくお盆明けぐらいからあそこ積み始めて、今日見たら、きれいに積んであります。確かに、当初、1トン土のうの袋は全くなくなりました。発災直後、私んちの近所の南道路の建設予定地で夜通し1トン土のう作っていたんですよ、県か国か知りませんが、それが一時期全く作らなくなりました。後から聞いたら、災害派遣に行った自衛隊さんに聞いたんですけども、本当に袋がどこにもなかった。それで遅れたのはしゃあない。しゃあないことはないです、ほんとは。でも、その後、しばらくして再開しました、1トン土のうを作るのを、明らかに、夜通し作っていました。ところが、なぜかこの瀬野川のところ、河口付近です。ここがもし決壊したら、甚大な被害が生じる場所に対して、取りあえずの応急復旧が始まったのは、お盆明けぐらいで、今ようやく完成したぐらい。

この部分だけ見たら、予算専決せずに普通に臨時議会開いて補正予算委員会開いて審議した方でも変わらなかったんじゃないかと思うんですよ。本当、この部分に関して、うちの近所だけじゃない、大正町にお住まいの方からも、わしら、後回しかい、海田町民じゃないんか、わしらはと言われるんですよ、しょっちゅう。ここに何かあったら、7月30日の委員会でも言いましたが、ここが満水時に崩れたら甚大な被害が生じるような場所の応急措置が何でこんなに遅れたのでしょうか。

第2点。そこの専決処分の予算によってあれこれ支援策を打ち出しましたよね。その周知方法、ホームページ、フェイスブック。ホームページには途中からばんばん載るようになりましたが、フェイスブックも載りましたよ。そこは置いておきます。自治会長に対する連絡が、これ、しょっぱなにも町長、副町長にも議会としての要望としても挙げましたし、委員会でも言いましたけども、手薄。何か決まりました、紙切れ1枚で来るんですよ。1部だけもらってどうせえいうんかというのは、自治会長の本音です。これ、よその自治会長も同じ考えです。普通は回覧の部数を持ってくるでしょう。1部だけ持ってきて、自治会長にどうせえいうんですか。それで連絡できますか。循環バスの運行を再開します、1部だけ来ました。別にこれは連絡、回覧回してくれという意味じゃありません。情報提供です。情報が必要なのは町民の皆さん全体でしょう。それ、手っ取り早くやろうと思ったら回覧回せばいいんでしょう。これ、指摘するのは、多分2回目か3回目です。専決してください、お願いします、急いでやらなきゃいけません。急いでやった意味がないんです、さっきの工事箇所といい、その周知方法といい。ほんま、何しに専決したんよ。そんなもん、ほっといて9月議会で補正組んでも大して変わらなかったやないか。あるいは臨時議会を開いて、予算委員会開いてやっても同じやったんじゃないかという印象を持ちますが、なぜ、そういった周知方法ができなかったんでしょう。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町道3号線の福祉専門学校前の件でございますが、こちらの被災状況というのはすぐに把握はしておりました。その後、復旧に向けて、道路管理者である町がするのか、河川管理者である県がするのかという、ちょっと協議がございまして、最終的には県が河川管理者として実施するという事に決定いたしました。町といたしましては、広島県に対して、この部分の重要性、早期復旧という必要性というのはお話をさせていただいたんですけども、県さんの方の優先順位等々の判断の中で、盆明け

からの着手になったという経緯でございます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）復旧状況の周知の件でございます。いろんな周知方法につきましては、町のホームページでありますとかフェイスブック、その他いろいろな手法を活用してまいりました。その中の一つとして、自治会長さんへのお知らせというのも御提案をいただきました。当初は自治会長さんへのお知らせが十分でなかったところもあったかと思えますけれども、後半部分といいますか、その後、取り組んでまいりました。その自治会長さんにお配りをした後、その活用でございますけれども、そこは地域の実情に合わせた活用の方法をお願いしております。今後は、併せて余分を持っていくなどして、必要に応じて要望があれば必要な部数を置いて帰るなど、柔軟な対応ができるように心掛けてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）確かに、道路は町、川は県、協議が必要ですね。これまで随分前にも三迫川の護岸が崩れたときも同じようにもめましたよね。いつまで経っても土のうが置けん。あるいは土のうは置いたけど本格復旧まで1年ぐらい掛かる。そこ何で改善できないんですかね。それをそのままにしているから、今回みたいなことがまた起きてしまうたんでしょう。あれ、ほっといたら今度1トン土のうを積んだままに1年、2年と掛かりますよ。これ、何で改善できないんでしょうか。

そして、第2点はその周知方法、自治会長に情報提供、ええけども、300世帯、400世帯おる自治会長はどうせえいう。1枚だけもらって。そこを聞いとるんです。そうじゃないの。町民の皆さんに周知せにゃいけんことの情報提供を自治会長にしとるんですよ。今、海田町やとるのは自治会長にしか情報提供をしていないんですよ。町民の皆さんにする意思がない。しなくていいんですかと。せんでもいいんじゃないら持ってくな。金輪際、自治会を頼るな、こういうときも駄目なんなら。日頃、都合のええようにただ働きの下請をやらせておいて、いざこういうときになったら必要な情報が提供されん。使いなさんというのが本音、自治会を、金輪際、一切。もう一遍言いますよ。なぜ、回覧の部数を持って来なかったの、全ての通知。そこです。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回は発災後、被災状況の調査を行った後に、すぐに西部建設事務所で所管担当分けの協議を行って、できるだけ早い対応を心掛けてまいりました。しかし

ながら、この箇所につきましては、結果として復旧作業の着手が遅れたということもございます。町といたしましては、やはり町民のそういった状況だったり、町の実情を十分に県に伝えた上で、優先順位を検討していただいて、今後できるだけ早い復旧をしていただけるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）周知方法でございます。いろんな手法を活用いたしまして、周知の方に努めてまいりました。その中の一つとして、自治会長さんへの情報のお知らせというものもございました。自治会長さん、各地域にお伝えすることで、いろんな形で町民の方に情報が伝わることを期待したものでございます。ただいま御指摘をいただきましたように、回覧であるとか掲示板に掲示するなどといったこともあろうかと思っておりますので、自治会長さんにお配りするものに併せて、同じものを複数枚用意するであるとか、拡大したものを用意するであるとか、今後につきましては、対応の方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。激甚災害のことなんですけども、この度7月の専決と9月の補正予算で大体34億ぐらいの災害復旧の予算出てるんです。海田町の年間の一般会計が90億からこれまで100億ぐらいの規模で、34億、35億の被害といたら大変な被害なんですけれども、その中で、当然激甚災害の指定として受けるような格好なんだと思うんです。その条件として特定地方公共団体に指定されないとならないということで、そうなってくると、この指定が年度末ということになると、例えば予算上の関係で、これに指定されたらかなり予算上も有利になってくるんですけども、指定を受けるかどうか分からないから、本来だったら災害復旧をしなければならぬ箇所もあるけれども、ちょっとこういうふうな指定が受けれるかどうか分からないから、どう言うんですかね、復興する箇所を少し、やめるというたらおかしいんですけども、100パーセントの予算を付けずに70パーセントか80パーセントの感じで予算を付けていくというふうなことが当然起こり得るんじゃないかと思う。もう最初から100パーセント出ますよということだったら、そういうふうなことはならないかもしれないけれども、年度末の指定ということになったら、予算的に裏付けがない訳ですから、通常の率で行くというふうになってきたら、当然、そういうふうになってくるんじゃないかと思うんですけど、そういうふうなところは、そういうふうなことになるんでしょうか。それとも、全部、この災害

の箇所は、予算措置は、激甚災害を受けようと受けまいとやるという立場なんですか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 通常の災害復旧に係る財源措置についても、十分高い措置がございまして、激甚災害に伴う特定地方公共団体の指定が、受けるか受けないかに関わらず、被災者支援のための予算措置、災害復旧復興に向けた予算措置については、しっかり予算措置をして進めてまいります。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） それは当然そうなんだろうけど、でも、實際上、100パーセント激甚災害で受けられるという場合と、そうではない一般のこの支援法とか何かで、かなり財政的に後々の町財政の運営というんか、そういうふうなことで変わってくると思うんですね。だから、そういうふうなときにどういう対応いうんか、本当に今のようなんでいいんかどうかいうのを伺いしておるんですけど。

○議長（桑原） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） 災害復旧の財源の考え方でございますけれども、この後、議案を提出しております補正予算において、特別交付税の増額を計上しております。こういう災害復旧の対応につきまして、補助金であるとか起債の充当率の引き上げということで、地方自治体の負担は抑えられておりますけれども、それと併せて特別交付税で措置をされているということになっております。その規模がかなり大きくなってきますと、一律の特別交付税措置では財源の確保が不十分であるということで、激甚災害等の特定公共団体に指定をして、その補助率の引き上げ等を行って、必要な復旧事業が行えるように取り組まれているものでございます。

○議長（桑原） ほかに質疑はございませんか。富永議員。

○3番（富永） 3番、富永です。南小学校のグラウンドについてお尋ねしたいんですけれども、現在、通学路は確保できて子どもたちが通学できるようになっているということですが、町長の行政報告の中に、11月末に土砂の撤去を全て完了する予定だとありましたけれども、現在のグラウンド、通学路としてだけの機能なのか、一部は校庭として子どもたちがきちんと遊び場として使っているのか、若しくは体育の授業も行えているのか、若しくはそれが使えないとしたらどのような対応を学校で取っているのかをお尋ねします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、南小のグラウンドは通学路として使用している部分もあります。グラウンドの約3分の2を工事担当者が造っているフェンスに加え、学校の方が、更にそのもう一回り、児童が入れないようにしておりますので、万全の安全の確保ができる場所に関しては体育の授業でなり、休憩時間、子どもがグラウンドで遊ぶことも可能となっております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。承認第2号について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、承認第2号について採決を行います。

お諮りいたします。承認第2号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

続いて、承認第3号について、討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、承認第3号について採決を行います。

お諮りいたします。承認第3号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、認定第1号、平成29年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 認定第1号、平成29年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。平成29年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴い生じた剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分するものとし、併せて同法第30条第4項の規定により、平成29年度海田町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） 上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） それでは、認定第1号、平成29年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について決算書を基に御説明いたします。

決算書の20ページをお願いします。まず、総括事項でございます。平成29年度は、老朽管の布設替えに伴う耐震化、取水ポンプ及び水位調整弁の取替工事を行いました。また、水道ビジョン策定のため、継続費を設定して、業務委託の契約を行いました。年度内に支払義務の生じなかった25万2,960円は、逡次繰り越しして翌年度に使用することとしています。財政面については、水道料金収入は増加したものの、営業外収益の減少により事業収益が減少しました。

次に、給水状況でございますが、給水戸数及び給水人口ともに、やや増加しています。

続きまして、建設改良事業でございますが、配水設備工事として、配水管移設工事、配水管布設替工事と国信配水池の県受水水位調整弁取替工事を行いました。また、浄水設備工事として蟹原取水ポンプ取替工事を行いました。

次に、財政状況でございますが、平成29年度の事業収益は税抜きで4億1,198万円となり、前年度と比較し、1,406万円減少しております。一方、事業費用は税抜きで3億6,541万円となり、前年度と比較し、61万円増加しております。以上の結果、差し引き4,657万円の純利益となっております。また、資本的収支は差し引き1億275万円の不足となり、当年度分の損益勘定留保資金等で補填しております。

続きまして、剰余金処分について御説明いたします。決算書の10ページ、11ページをお願いします。

（2）平成29年度海田町水道事業剰余金計算書の剰余金のうち、右側の11ページの利益剰余金の欄、3列目、未処分利益剰余金の欄を御覧ください。前年度末残高1億2,589万7,254円から前年度処分額1億1,733万1,196円を差し引いた処分後残高856万6,058円に、当年度純利益4,657万3,798円を加えました5,513万9,856円が当年度末残高となります。

当年度未処分利益剰余金です。

次に、(3)平成29年度海田町水道事業剰余金処分計算書案を御覧ください。右端にあります未処分利益剰余金の一番上が先ほど説明しました当年度末残高5,513万9,856円です。このうち1,000万円を減債積立金に、3,000万円を建設改良積立金に積み立てて、剰余金の処分を行うものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

平成29年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、去る6月29日に監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成29年度海田町水道事業会計決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○監査委員（内田）それでは、先に町長に提出いたしました平成29年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。

審査は6月29日に実施いたしました。審査に当たっては決算書類の計数が正確であるか、財務諸表が経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮しているかなどの点に主眼を置き、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、確認を行うとともに関係職員の説明を聴取し、既に実施した監査の結果も参考にし、慎重に行ったものであります。

その結果、決算書及び附属書類は、計数が正確で財務諸表は経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認められました。

総括意見といたしましては、今後、給水サービスの向上を目指した老朽化施設の整備や企業債の償還等が将来に渡って続くことから、経営環境は厳しくなることが想定され、給水収益の増加や施設の運用管理面における諸経費の節減について一層努力し、効率的な経営に努め、計画的に事業を進めていく必要があると考えます。将来にわたる水道ビジョンを平成30年度中までに作成するとのことであり、財政収支見通しを、できるだけ早期に作成され、その中で今後の水道料金のあり方についても検討する必要があるものと考えます。

また、滞納水道料金整理において、平成30年度から滞納水道料金の督促業務委託を廃止し、経費の削減を図ることとしておりますが、今後とも適正な滞納整理事務に取り組むとともに、滞納水道料金の削減についても、引き続き更なる努力をされたいと思いま

す。

以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げました。詳細につきましては意見書を御覧いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（桑原）以上で、決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。質疑をされる前に、ページを示して質疑をしていただきたいと思います。質疑があれば許します。住吉議員。

○8番（住吉）住吉です。決算書の20ページ、総括事項の2行目に平成29年度は老朽管の布設替えに伴う配水管の耐震化、これは行いましたと記載されておりますが、29年度末における耐震化率の数字は、一体これはどこに載っているのでしょうか。総括事項のしょっぱなに書いてあるということは、これがメインの事業の一つなんだろうと思っておりますけれども、その結果、どうなりましたという記載がどこにもないように見えます。もっとも、私の老眼が進んで見つけられなかっただけかもしれませんが。これはどこにも載っていないのでしょうかというのが、まず1点。載っていないとしたら、なぜ載せていないのか、書いていないのか。それが2点。第3点が、予算審査のときに聞いたと思っておりますけど、再度、28年度末の耐震化率とこれが終わった29年度末の耐震化率。この3点をお願いします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）まず、耐震化率はどこに載っているかということでございますが、申し訳ございません、重要なことでございますが、決算書の中に載せることを失念しておりました。今後、決算書に載せていくようにしてまいります。申し訳ございませんでした。それから、28年度、29年度の耐震化率でございますが、28年度末で27パーセント、29年度末で28パーセント、管路の耐震化率でございます。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。この決算書の15ページ、貸借対照表関連の2のところ、不納欠損として205万2,000円を処理したと書いてあるんです。これはどういうことなのか説明してもらえますか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）不納欠損として、205万2,864円を不納欠損しましたということでございます。そのうち貸倒引当金を170万、今まで積み立ててある貸倒引当金を170万3,037円を取り崩して使いました、という注記でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）その内訳いうんか、なぜ不納欠損として205万円を、205万円いうたらちよつとな金額だと思うんですけれども。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）こちらの方は、時効による経過、水道料金の方は下水道使用料と同じく徴収しておりますので、2年の時効ではございますが、下水道の5年の時効をもって不納欠損して簿外管理をさせていただくという形を取らせていただいております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そういうことだと思うんですけれども、例えば5年の時効で二百何万といたら結構な料金だと思いますけど、なぜ、今までこういうふうな、ずっと5年まで、いろいろと取り立ていうんか、しておられたと思うんですけれども、その辺の内容いうんか、ずっと5年間、何もせんかった訳じゃないと思うんですけれども、その辺のところ、どういうふうになっているかということをお教えください。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）まず、滞納整理につきましては、督促集金、給水停止等を行い滞納整理を行っております。ただ、その中で、転居されて所在不明な方、また倒産、破産された方などございますので、そういったものも含めて、回収の見込みのないものを不納欠損させていただいております。なお、滞納整理により、納付誓約等いただいているものについては、引き続き不納欠損せずに徴収を行っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。続きになるんですが、要は、5年という中で所在が分からない、取ることができなくなった状態でしょう。それをなぜきちんと説明しないの。質問をされているのは、なぜに不納欠損になったかということ。要は、海外に転居して取りに行くこともできないとか、倒産したから取れない訳でしょう。それをなぜきちんと説明しないんですか、まず、それと。一つ、倒産なんかした場合、取れない訳ですね。じゃ、5年を待たずに何で2年とかその時点で不納欠損に上げないの。それはその時点で上げているんですか。それとも5年間、ほったらかしているんですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）まず最初の点でございますが、説明が不十分で申し訳ありません。

ん、回収不能になったものにつきまして、不納欠損をさせていただいております。それから、倒産した企業等でございますが、水道の場合は徴収停止というのを行って、不納欠損する流れに、2年前からさせていただいておりますが、それ以前のものについては、倒産しても5年経つのを待って不納欠損しておったという状況でございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑を終結いたします。認定第1号について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、認定第1号について採決を行います。

お諮りをいたします。認定第1号について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時です。

~~~~~○~~~~~

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第8、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。避難のあり方と災害対応についてお尋ねをいたします。

最初に、犠牲者の方とその遺族の方に謹んでお悔やみ申し上げます。と同時に、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。また、ここ約50日、60日近くになりますけれども、全国各地の地方自治体や関係機関、県内外からの多くのボランティア等の御支援をいただきました。そして、職務とはいえ、不眠不休で取り組んでこられた町長、副町長はじめ、管理職、全職員に、心から感謝しお礼を申し上げます。

それでも残念ですが、犠牲者が出た。避難のあり方についてお尋ねをいたします。避

難情報の種類はいろいろあります。特別警報に6種類、警報には7種類、注意報には16種類ある。また、避難についても避難準備、避難勧告、避難指示、そして罰則を伴う警戒区域と4種類ございます。住民は何が何だかさっぱり分からないし、判断ができない。町長は、盛んに、身の安全を確保してください、危険な箇所近づかないでくださいと、盛んに指示警告し、連絡をされました。しかし、私は以前消防団におりましたし、海田町自主防災リーダーの育成講座を受けましたが、警戒及び避難種類について漠然としか分かりません。

そこで具体的にお尋ねをいたします。このような状況で、タイミングもありますけれども、町民全体に指示や発令、命令を出しても、理解ができないというように思います。私は今回の実態をどのように教訓に活かし、それを基に子どもでも分かるよう改善をする必要があると提案をいたします。どのようなお考えですか。お尋ねをいたします。

二つ目には、具体的にお尋ねをいたします。壊れた建物や敷地内の土砂は、自力では到底撤去不能、民地内は自己責任ではなく市町村の現場の裁量で全額公費で必要な重機を入れ、面で速やかに撤去できるようにすべきだと思いますが、どのようにされますか。お尋ねをいたします。

これは災害が起きてから2か月、私この通告を出したのが1か月前なので状況が非常に変わってきて、実情に合わないところもありますけれども、直近でまたどのように残っているかというのは、答えられれば教えてください。なければ再質問でまたお尋ねをいたします。

三つ目には、被災者の負担はないのか、行政の手当が間に合わずに民間業者に依頼した撤去費用の事後も精算できるのかお尋ねをいたします。

四つ目には、同じ質問で空き家の瓦れき、屋内の床下を埋めた土砂がある場合、手続きすれば撤去にも使えるのかどうか。

次に質問5ですが、環境省の事務連絡、これは7月20日付け、後にいろいろ出ておりますけれども、全壊家屋の公費解体が明記されております。悪臭がひどく、やむを得ず解体する半壊住宅も、公費解体の対象になるのかどうかお尋ねをいたします。

次には、長期避難が懸念され、コミュニティのあり方や被害者のニーズ、地域の意向や高齢化の必要に併せて、耐熱やバリアフリー、台所の吊戸棚の部分など、自由度の高い木造、あるいは仮設住宅や公的、私的住宅の積極的活用はどうなっておりますか。お尋ねをいたします。

質問7で、商工行政の直接の支援で、東日本大震災や熊本地震で活用されたグループ補助金の適用、持続化補助金の対象地域はあったのか、その増額の速やかな実現はどうなっているのかお尋ねをいたします。

8番目には、復旧復興の計画の作成とその年次計画はどのようになっていますか。お尋ねをいたします。

9番目には、危険箇所等、安心して平常の生活ができる安全宣言か警戒区域解除宣言はどのようになっていますか。お尋ねをいたします。

10番目には、7月6日17時35分に海田町災害対策本部を設置され、現在まで継続をされております。後ほど、復旧復興に変えられておられますが、台風シーズンや突然のゲリラ豪雨ということも予想されます。その場合、平成30年度の方針に基づく施策や公的施設の開放はどうされる方針なのか、お尋ねをいたします。

それから、最後ですけれども、介護医療について。医療介護は8月から負担増、利用抑制、状態悪化を招く恐れがあります。安倍政権は、8月1日から高齢者が医療介護サービスを利用した際の自己負担を一部引き上げました。現役世代の負担との公平化など言いながら、老いも若きも連続負担増を押し付けてきた流れの一環で、負担増先にあります。

医療費の窓口負担が過剰にならないように、月ごとの上限額を決めた高額医療費制度で70歳以上の上限額を引き上げ、年収370万円未満で住民税を課せられている1,270万人は通院医療費の上限額は月4,000円増の1万8,000円になります。昨年8月に引き上げて、同月以前の上限額と比べ6,000円増の1.5倍に跳ね上がっております。年収370万円以上の170万人は現役だけの収入として月5万7,600円に設定されていた通院時の負担上限を廃止、入院と併せて世帯上限額を年収ごとに現役世代の区分と同じ三つに分けた上で、年収770万円未満では通院だけの利用でも世帯上限の基準が月8万100円になります。現役世代との公平性といっても、高齢者の方が病気に罹りやすいため、負担増で生活はより圧迫されます。しかも、安倍政権は4月から一般病床などに入院した際の食事代を現役世代も含めて1食360円から460円に引き上げました。生保者は除いておりますけれども、値上げ部分は1か月で9,300円にもなります。全世界帯に負担増を押し付けているのが現状です。

介護では、サービス利用者の自己負担を原則1割を現役並みの収入がある65歳以上について、2割から3割に引き上げました。2015年8月から、2割化に続く引き上げで、

単身では年収340万円以上、夫婦世帯では年収463万円以上の約12万人に適用されております。原則2割負担への突破口にされかねないと懸念をされております。

また、3割負担の利用者のうち、介護保険料が払えず2年以上滞納した人について4割負担に引き上げるなど、罰則強化をいたしました。

40歳から徴収される介護保険料は現役世代も高齢者も繰り返し値上げをされてきました。

65歳以上の場合、18から20年度は月平均5,869円となり、2000年の制度開始から約2倍に引き上げられております。医療でも介護でも患者、利用者が負担増に耐え切れず、サービスが利用できなくなれば状態悪化を招く、命や健康が脅かされます。連続拡大にストップをかけ、制度を拡充させる世論と運動の拡大が求められております。

また、今年4月から、国保は広島県が保険者となり、私の場合、平成29年度に比べると、6万5,200円も引き上げております。介護保険料も私の場合は9,870円引き上げております。これまで1号保険の財源割合は平成7年には17パーセントでしたが、今は23パーセントとなり、だんだん暮らしにくくなった上、大変な被害に遭った今回の被害者についてお尋ねをいたします。

具体的には、質問1、国保税は一部負担金等の徴収及び納期限の延長及び減免について適切な処置を行うようになっておりますが、どのように対応されているのかお尋ねをいたします。二つ目には、また介護保険料は別立てで、被災者に対する支援はどうなっているのか、1号と2号の介護の被保険者の料金はどうなるのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。まず、避難と災害対応等についての質問でございますが、1点目については避難の呼び掛けである避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示緊急が発令された場合のそれぞれの取るべき避難行動は、広報誌への掲載やチラシ折り込み、自治会などで実施する防災講話で説明しており、引き続き住民の理解向上のため実施してまいります。

また、避難勧告等を住民に伝達する場合の伝達文は、今回の豪雨災害を教訓とし、緊急度の高まりを分かりやすくするとともに、発令した情報と取るべき行動が分かりやすく理解できる文面に改善するよう検討してまいります。

2点目については、民有地内堆積土砂排除事業を実施しており、一定の条件はございますが、宅地内の土砂について公費で撤去しております。

3点目については、所有者が既に行った撤去費用の償還は、一定の条件に合う方に対して、町が定めた基準額に基づいて算定した額を償還いたします。

4点目については、空き家の瓦れきは生活環境保全上必要である場合は公費で撤去可能です。また、屋内の床下の土砂については民有地内堆積土砂排除事業により、公費で撤去を行ってまいります。

5点目については、8月3日に環境省から大規模半壊、半壊の家屋も補助対象となる旨の通知が発出されたことから、対象を拡充して対応しています。

6点目については、町営住宅に2世帯、県営住宅に3世帯、民間借家を活用したみなし仮設住宅に21世帯が入居や申し込みをするなどして、一時的な居住の確保を図っております。今回は既存の住宅で足りておりますので、仮設住宅を建設する必要がありませんでしたが、自由度の高い木造仮設住宅については、近隣市町の事例などを研究したいと考えております。

7点目については、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、いわゆる中小企業等のグループ補助金が平成30年7月豪雨でも措置され、特に被害が甚大であった岡山県、広島県、愛媛県が対象地域とされ、海田町も対象地域となっております。

次に、被災地域販路開拓支援事業、いわゆる小規模事業者持続化補助金についても措置され、災害救助法が適用された11府県が対象地域となっており、補助上限額の増額については、岡山県、広島県、愛媛県の3県は200万円、他の府県は100万円とされ、海田町も対象地域となっております。また、県による制度の拡充が行われる地域もあり、広島県は補助上限額が225万円まで引き上げられております。

8点目については、災害防止対策等調査特別委員会で御説明させていただきました災害復旧及び被災者生活再建支援ロードマップに基づき、本町における災害復旧、生活再建支援を推進してまいります。また、広島県が施工する事業について、早期に実施いただけるよう、9月3日、広島県知事に要望書をお渡しいたしました。

9点目については、今回の豪雨災害で大きな被害が発生した中店、上市、畝二丁目、三迫三丁目及び三迫二丁目、明飛川流域の土砂災害警戒区域については、避難路の確保及び応急水路の設置ができたことから、8月13日午前9時に避難勧告を解除いたしました。これをもって、町内における今回の豪雨災害に伴う避難勧告等の発令は全て解除したところでございます。

10点目については、今回の豪雨災害に伴う災害対策本部は8月21日18時をもって廃止

し、災害復旧復興本部を設置いたしました。施策については、実施できるもの、実施できないもの、実施を延期するものの検討を行っているところでございます。また、避難所としていた町有施設は8月27日をもって全て通常業務に移行しております。

続きまして、介護、医療についての質問でございますが、1点目については納期限の延長は被災された国民健康保険の加入世帯の方がり災証明書若しくは被災証明書の交付を受けていれば延長は可能でございますが、今のところ申請はございません。

次に、国民健康保険税の減税については、被災された世帯の減免対象が広範囲になるよう、今回の災害に限り、所得要件をなしとし、また申請に迅速に対応するため、り災証明書に基づき減免判断ができるようにしております。また、国民健康保険被保険者の一部負担金については、医療機関等の窓口で被災した旨を申告していただくことで、被災の状況に応じて免除を行うこととしており、広報等で周知しております。

2点目について、介護保険のサービス利用料につきましても、平成30年7月豪雨の被災者に対する海田町介護保険利用者負担額免除要綱により、介護サービス事業所の窓口で被災した旨を申告していただくことで、被災者の状況に応じて支払が免除されます。

また、介護保険料につきましても、平成30年7月豪雨の被災者に対する海田町介護保険料減免取扱要綱により、被災の状況に応じて軽減又は免除いたします。

各医療保険者に対する納付する40歳から60歳までの第2被保険者の介護保険料は、被災された方が国民健康保険に加入されている場合は、介護保険料分を含めた国民健康保険税が軽減又は免除されますが、社会保険等に加入されている場合には軽減や免除の制度はございません。

先ほど、国民健康保険税の減税と言いましたが、減免でございます。訂正させていただきます。それから、各医療保険者に納付する40歳から64歳でございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）避難の問題でお尋ねします。町は盛んに今回は防災無線を使ったり、あるいはメールでいろいろあって、危機感も私は感じました。そして、7月6日に電話で連絡を、危険箇所、いわゆるこのマップ、それ以前に作ったんですね。それから、それ以前に避難訓練もした訳ですけれども、どうも危険箇所に該当するということで、私は3軒、あの大雨の中を訪ねて行って、避難をしてくださいと言って、ずっとおる訳にいかんですから、帰って自治会館に待機をしておったんですが、してくれませんでした。

安全だとか、まさかとか、そんな状況ですよ。私は一定程度、消防団にもおりましたから、いろんなこの状況を判断しながら、これ、相当の雨が降るという予測もあって、その気持ちで行ったんですが、避難の心構えは、全く初めから頭がないといっているほどありませんでした。ところが、結果は三迫川とそこの郵便局の川ですけれども、川に近い人が川の音が違う、それから臭いが出てくるということで、会館に4名避難されました。それで、私、ここの避難の問題で、いろいろ自治会を通したり、あるいは防災のリーダーでやられるんですけども、あるいは避難マップも自治会長中心に皆さんの声を聞いて、100年前とかあるいはそれに近いところでいろんな災害があったから、こういう例なんですよいうて、町もそれなりに努力をされてやったんですが、避難という心構えは非常にその認識が難しい。

何でそうなるのかなという、私感じてみると、一杯項目がある、特別警報の中に。雨であるとか、暴風雨であるとか、雪であるとか、波浪であるとか、高潮である、これで6種類。それから、警報の中には、大雨、土砂災害、浸水、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、7種類もある。言うただけでももう分からんようになる。注意報の中にはもっとある。16、大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、雪崩、低温、霜、着氷、着雪。最近はやっておる高温。これを足すと17種類もある。そうすると、混乱をして、注意報だけで、あるいは警報であるとか判断ができない。

町は町で避難準備、避難勧告、避難指示、罰則を伴う警戒区域。この四つがあるんですが、今言うただけで、私も理解できない。どうしたらええかというのがね。一つの方法でどういう認識を町民が持っておるかということのアンケートを取る。特にマップを作った、土砂災害や急傾斜地におる、そういう危険区域、そこを中心に今回の教訓の中でアンケートを取ったらどうかと、この提案なんです、町長、どう思われますか、お尋ねをします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）なぜ避難したのか、なぜ避難しなかったのかというところを検証する必要はあると思っております。それが住民アンケートになるのか、自治会長への聴き取りなのか、様々な方法があろうかと思っておりますけども、そういった検証作業をやっていくということについては、検討ではなくて、やっていくという方向で考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）避難やら状況を説明するのに、一番分かりやすい例があるんです。それは地震なんです。例えば、地震は3とか4とかいうのは少々肌感じて揺れる。ところが、5とか6とかになると、弱い建物は倒壊をする。7以上になると、もう大震災が起きる恐れのある、そういう表現の仕方ですよ。私が提案するのに、例えば1から3を勧告にしたり、あるいは避難指示の場合は3から6のそういう発令をしたり、あるいは警戒やったら7から8という、数字であらわすことはできないのかどうか。法的、あるいは気象庁、あるいは国土交通省のいろんな表現の仕方もあるって、国民や市民や町民がなかなか分かりづらいので再検討というのが、今大きな課題の一つにもなって、一時、それは見直さないかんといい、一番分かりやすいのはさっき言うた数字のことですね。5以上やったら、地震じゃったら倒壊する恐れがある。こういう土砂災害、あるいは豪雨。避難をしなければならない、数字で表したらどうかという、私はそう思うんじゃないけども、どのように考えるのかお尋ねします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）この避難準備情報、高齢者等避難開始、それから避難勧告、避難指示、緊急というのは全国統一で使われている言葉でございます。これは議員も承知だと思います。これについては、海田町だけで独自のレベルを表すということは非常に難しいと思っております。それは各報道であったり、いろいろなところで統一されて、名称で避難の呼び掛けというのがされております。町長答弁にもありましたように、この言葉を、現状この言葉が全国的に使われておりますので、内閣府が変えればまた別でございますが、これを使いつつ、その発令の伝達文を工夫して、よりその緊急度が分かる、差が付くようなものに改良したいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今の答弁、全体含めて、町民に防災無線を使ったり、あるいは自治会、町内会使って、私みたいに直接行ってもなかなか理解してもらえないということもある訳ですね。一つには町民に対する意識の高揚が必要だと思うんです。だけれども、それを理解する表現、このことを徹底しようと思えば、相当の、小さい頃からそういうことを植え付けるとか、今、置かれている状況の下でこの豪雨災害が起きる、その中で本当に国民や町民の命を守るその指令を出していくのが町長の大きな責任の中の一つですが、それを理解してもらおうようなやり方、努力が必要だと思うんです。今言う、法律で決まってるから知らんよ、そのままずっと流すよというのであれば、同じことを何回も

繰り返して避難ができないという状況。各新聞が最近避難の問題についてマスコミでかなり大きく社会問題として、もちろん広島県もそうですけれども、あるし、早く手を打たなければ集中豪雨で鉄砲水が流れてきたら、もう5分も経ったら命が取られるというような状況になったり、車で通りがかってもしろんなニュースが入っても前が遮断されて、逃げようと思っても逃げられないような状況で、被害が起きたり、拡大したり、なってくる訳です。こういう状況を改善せな、今のままだったらますます被害が出ると私感じるんです。私も消防団やりおって、今の認識、理解がしがたいので、その辺の改善は法律で決まるとるからどうにもならんいうんでなくて、海田町独自でもそういう方法はできないものかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）避難の発令の言葉を海田町独自のということにつきましては、先ほど答弁したとおり、難しいものと思っております。海田町が初めて避難勧告であるとか、避難準備の放送をかけたのは2年前、28年6月が最初だったと思っております。まだまだ町民の皆様はその言葉というのが浸透しないのは事実だと思っております。先ほど、議員が言われたように、大雨注意報とか大雨警報というのは昔からなじみがあって、どちらが低くてどちらが高いというのが感覚的に分かっている状態でございますので、これは本当に申し訳ございません、繰り返し、自主防災会の防災講話であるとかいろんな場所で地道に啓発をしていって、この言葉が、どの、取るべき行動なのかというのを周知していきたいと思っております。繰り返しになりますが、防災無線であるとかそういうところの周知の伝達文については、危険度が分かりやすいように改良していきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）その努力は認めるし、私も危機感を持って、住民に接したり、指導もしたり、あるいは自治会の役員の中でもそのことを協議しながら、担当を分けて、おまえこっち行けや、あんたこっち来いという形で避難の情報を各戸に訪ねていっても、そういう結果。今から豪雨災害、あるいは気象状況が変わったり、地球温暖化によって100年に1度というのが、4年前に安佐南区、あのときも100年に1度。4年しか経ってないのに、今海田町でもこういう特別警報が出されたりしてね。これも100年に1度。私から見たら4年に1度、5年に1度、10年に1度ぐらいのペースでこういう状況が現れてくる。これにはいろんな要因があるでしょう。科学者やら学者に言わせると、海の温度

が、海水が上がったから積乱雲が発生して、そして豪雨災害の大きな要因の一つになって、それが1か所に固まるから地球上で大きな災害が発生をする。

海田町でこの災害を減らしていこうと思えば、やっぱりそれに対応するようなやり方をしなければ、100年に1度と言ったのが5年に1度、10年に1度だったら、いくら命があっても足りない。いくら対応しても全壊とか半壊とかいうのが繰り返されることになる訳ですよ。早く施設も含めて、もちろん、すぐやれというても無理じゃから、避難ということが一番大事。町長も口癖のように危険なところに寄るなとか、私も激励のためにメールを打ったら、危険場所に近づかないで身を守ってくださいというのがメールで返ってきましたけれども、全くそのとおりでけれども、今のままだったら、犠牲者がかなり出てくると思うんやね。私も職員に言っても、法や条例に守られてやっているからしょうがないと思います。町長自ら、そういう県知事を中心とした広島県やそれ以外の県とスクラムを組んで、今のやり方では住民が理解できないから、全体的に全国的にこの方向を変える方向、小学校の低学年でも高学年でもいいですが、分かるような避難の情報伝達をする、これが行政の責任ではないかと思うんです。

説明員の答弁は理解できますから、一生懸命頑張って、寝ずにしてやられたこと、よく分かりますので、もういいです。町長、副町長、こういう今の制度そのものを本当に住民の立場に立って変えていかん限りは、いくら命があっても足りないというように思うんですが、改善をする方向ですか、お尋ねをします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）避難についてのお尋ねでございます。議員が御指摘になられた避難の勧告等を町が出しても、なかなか十分に100パーセントの避難行動につながらないということについては、今回、7月6日の経験を経て、課題だというふうに、当然、我々も認識をいたしております。ただ、なぜ避難行動につながらなかったのか、いろいろな要因があると思います。議員がおっしゃるように、言葉が分かりにくいというようなこともあるかもしれません。また、それ以外の理由もあるかもしれません。ですから、先ほど申し上げましたように、まず住民の方、今回の災害を通じてどのように行動をされたかということの意識を、アンケートという御提案がございましたが、どのような形がいいかというのはございますけれども、意識を、まず調査をいたしまして、どういうところに課題があるのか、そこら辺を把握した上で、方法についてはそれを踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）7月30日に、共産党の党中央委員会から義援金という形で少ないけれども、党としての気持ちを広島県全体の被害者に贈った訳ですけれども、そのときに聴き取り調査ということで企画部長から聞いたのを直接上げて、そのとおりにないかも分からないけれども、8月2日に内閣府を中心に各関係省であるとか、国土交通省であるとか、総務省であるとか、国会の中でそれを取り上げてやったのが、いろいろ回答が出てきて、3日には、皆さんに多少なりとも参考になるのでは。

今、町長の答弁の中に、ずっと見ると、大体ほぼ、おおむねそのとおりにやっておいでだと。私、今答弁書を見ると、オッケー、オッケーと、大体おおむね良好じゃなというように思いましたけれども。

もう一つ、2番目に尋ねたこの自己責任ではどうにもならない問題で、業者に頼んだり、あるいはお金を出してやったときに未だに土砂、私もボランティアで3軒行きました。ところが、70歳越してそんなことをしたら、こっちが、もう倒れるぐらいの状況で、1週間寝込みました。でも、泣き泣き言われて、缶が開かないとか、そういうような。

しかし、今考えてみれば、ボランティアも制限があるし、海田町だけじゃなくて付近の地域であるとか、坂であるとか、もっともっとひどいということで、料金を支払って、業者に頼むとかいうところがまだあるんじゃないかと思うんですが、どこまでどういうように把握をされておるのか、それをお尋ねするんです。

大体、真砂土、普通の水じゃったらすぐ引いて、乾燥すればいいんですが、真砂土というのは平面じゃったら、ものすごくコンクリートみたいになるんですね、乾いたら。だけでも、水を含んだりしたら半分は真砂土が固まって、その上は泥水になって、そこに、私、ボランティアで行ってから、往生しましたよ。途中、課長にも会ったことがある、何人かおりましたけれども。まだ残っておるんじゃないかと思うんですが、これらの直近で把握しておるかどうかわかりませんが、あるのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）我々が把握しておりますのは、相談があったのは2件でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）2件、それは全部処理して解決しているのかどうか。私が言いたいのは、そういうのも含めて坂町は説明会を開いとるんですよ。海田町は全く説明会を開いていない、今の広報にもそういう説明会をやるとか。制度の説明は載っていましたよ。今の

税金の問題も所得税であるとか住民税であるとかいうのは制度的にあるから私は出さなかつたんだが、そういう説明がないために、泣き寝入りというんか、気付かないというんか、やむを得ないという諦めのなそういうので我慢をされているのではないか。

ただの水だったら引いたらいいんですが、そうでなくて土砂が入ってくる。真砂土というのは非常に扱いにくいんです。そういうところを把握する、また把握をしていないところには説明会が必要だと思うんですが、それはこの間もなんかで周知徹底すりゃいいというような特別委員会だけで話をされておりましたが、説明会をするんですか、せんのですか。お尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）民地内の土砂撤去ということに関しましては、制度ができてから、地元の自治会長さんに説明に行ったり、直接訪問してその対象者に御説明をしたりといった、足で稼ぐような方法も取っておりますので、今後、説明会をするといったことは、今のところは考えておりません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私は、それは不十分であるし、町民の立場に立っていないという気持ちがしてならん。坂町、小屋浦で320人、町長以下6人、広島県が10人来て、災害が大きかったから来たんでしょ。坂、小屋浦についても320人か何ぼ集まって、それも8月の初旬にそういう説明会を開いて、町民の意見をずっと聞いて対応しておく。

さっきの避難命令じゃないけれども、広報や文書で出しても、なかなか知識や意識の中に残っていかない。それで、そのままになってしまって過ごすという、こういう状況になりはせんかなと。私不親切じゃというように思うんですよ。今からでも遅くない。また今から台風シーズンがあつてどういうことがあるか分からないし、り災証明の受付も今年一杯ぐらい、もっとじゃったかな、期間が何かあつて、それを受けたら対応できる。その人らを全部集めて説明する必要があるんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）今、議員さんから被災された方々への各種の施策の周知についてお尋ねをいただきました。今まで我々の考え方とか実際に取った手段について、皆さん方になかなか見える形になっていないので、まずそのところを御説明いたしますと、まず、被災地域で被災された方、り災証明を申請されます。り災証明を申請された方に対しま

して、個別にこういう施策がありますよという資料、パンフレットといったものを返送させていただいて、具体的に内容については、相談にお越しいただければ、個別に、ケースケースで対応が違いますので個別に丁寧に御説明をするといったようなこと、それからまた、土砂の問題については今次長が申しましたように、それぞれの地域に行って、実際に土砂が堆積しているお宅にも御説明とかいったようなことはしてきておりますので、我々としてはなるべく個々の方に直接御説明をすることで分かりやすく説明をさせていただいて、伝える努力を一生懸命、我々なりにやってきたつもりではございます。ただ、今議員の御指摘がございました、我々が今まで取ってきた方法で十分情報が伝わっていない方もいらっしゃる可能性があるというふうに思いますので、説明会に付きましては、どういった方法がいいのかどうかということも検討しまして、今後、そういったものの対応をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）何でしつこく言うかということ、今の1次査定をやって、査定官が来とるかどうかわかんけども、査定官はもっと大きな、政府の、どう言うのかな、査定をして、激甚災害のそういう問題について検討するんかも分かんけども、今の個々の説明したり対応したりすると、ちまたでは見直し条項で2次査定をしてくれといったら、いろんな条件があって、今よりも評価が下がってくるとか、そういうのがあるんですよ。だから、町民の人は2次査定を申請しようと思うても、二の足を踏んでいるような状況。見直し条項があってという条件があって、今評価されとるよりも下がってくる、しない方がいいというようなこんな状況が今生まれてきているんですよ。だから、私は説明会をやってくれと。公平で民主的で誰が見ても当たり前のような、しかも町政というのは町民のそういう被災した生活支援をしていくというのが基本になればならない訳ですよ。その資金は先ほど言う激甚災害で多くの補助率が嵩んでくる、義援金もあるという制度の中で、それは対応できるというように私は思うし、そうすべきだと思うんですよ。それが町長の役割だと思うのですが、それ、どうなんですか、お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）り災証明の建物被害調査につきましては、内閣府が定めた基準がございます。これに基づいて実施しておりますので、何か恣意的に判断をしているというようなことはございません。それから、2次調査に出すと何か判定がまたひっくり返るのではないかという御指摘がございました。そういうようなことを町の方で御説明したこと

はございませんし、どういうことでそういう話が出回っているのかというのも、ちょっと、すみません、私は今承知はしておりません。ただ、そういう御不明の点が多々住民お持ちだということが御趣旨だろうと思しますので、そういった意味で制度の説明、そういったものについてどのような形で御説明するのがいいのか、説明会という御提案に対して、方法について検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）災害も1段階終わって、第2段階に入る訳ですけども、仮復旧から本復旧、一定程度、町民は生活に支障はあったとしても日々通常の生活に戻りつつある訳です。

しかし、心配するのは、最後の質問にかえたいと思うんですけども、海田町が今言われている118か所、土石流が44か所、危険溪流が74か所あるんですね。これは、私がこの問題を指摘しても、十数年前から数字が全然変わっていない。これを一つでも減らす方向でやるというのが行政なのに、それが全くなされていない。いろんなことで県がやる仕事じゃから、県がひと頃の予算に比べたら5分の1になって、こういう災害が起きたら、また予算を組替えたり、意識を変えたりして、上げるんだけど、喉元を過ぎればまたうそを言うのね、予算も削って、ファンドみたいな企業育成の方に力を入れていくような、今の広島県。

やっぱり、県に、海田町の118か所、私は思うとるんですが、何ぼあるか知りませんが、5か所か6か所ぐらいは一定程度の工事の報告があったと私は認識しているんですが、この数字が全然変わっていない。町民は安心・安全のまちづくりで、そういう認識でおるんじゃないけれども、このいろんな防災に関する説明会をやったり、いろいろ案内やリーダーの育成をやっても、中身は、危険だから逃げてくださいというだけのそういう認識なんですね。防災で災害が起きないようにまちづくりをしていく、これが基本じゃないですか。私から言わせたら、中国山脈は真砂土なんです。花崗岩が堆積して、真砂土が一気に崩れたら鉄砲水が出てくる。これは、自然なので、自然に対応する行政をやっていかん限りは被害が出てくる。これは当たり前のことなんです。だから、そういう自然の乱開発というのはいろんな異議がある。安佐南区でやったのも農村の労働者を都会の労働者にする、開発をどんどん許可をして、建築確認によって危険なところでもそういう災害の対象になっているというような状況で、あれだけの災害。海田町はまだまだ開発をしていないから、なんじゃけれども、しかし明治何年にこういうのがあったい

うような、そういう例の下で防災マップを作ってやっても、こんな被害が出たり犠牲者が出たりする訳ですよ。

最後に、118か所あるのが、どのくらい減って、今からどうするのか、安全宣言じゃないけども、118か所全部やったら安全宣言やったら、200年掛かるというのが広島県が答弁をしておるんですね。その前は330年掛かると。そこまで言わんとしても、これの危険箇所、大きなところ、大災害が起きるようなところを、大きく砂防ダムであるとか治山治水のそういう対応をやらん限りは、犠牲者がいくら出ても仕方がないような今の状況なんですね。それを行政がやる。単独でできなくても県や国にもしていくというのは当たり前じゃないかと思うんです。私、いつも思うんじゃないけども、それを、なかなか、118か所というのが下がってこんのですが、どうなんですか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今言われた危険溪流も含めて、全てハード面で対応するというのは、基本的にはいろんな財政面を考えれば非常に困難だと考えております。そうは言いましたも、今回の災害を受けまして、我々執行部の方は、県の方に砂防えん堤の働き掛けを強くしております。そういったことで、まず畝のところの楠木谷川ですかね、あちらの方も県内で初めて採択になった砂防ダムでございます。そういったところで、今後も砂防えん堤については、ほかのところも2地区についても要望しておりますので、そういったところを早く県の方に実施をしていただきまして、住民の安全の暮らしの確保に努めていきたいと考えております。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前 12時01分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。4番、大高下議員。

○4番（大高下）4番、大高下です。本日は、7月豪雨災害について質問いたします。

この度の西日本豪雨で広島県、海田町は甚大な被害がありました。一日も早い復旧復興をお願いします。

1番に、現在の復旧状況はどこまで進んでいますか。

2番目に、広島市東部地区連続立体交差事業、海田町役場新庁舎は計画どおり進みますか。

3番目に、三迫川等、川に溜まった土砂の撤去のスケジュールはどうなっていますか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問に答弁いたします。7月の豪雨災害についての質問でございますが、1点目については瀬野川右岸の町道2号線や唐谷川右岸の町道8号線、9号線、三迫川左岸の町道6号線などの応急復旧を進め、道路幅員の減少する区間はありますが、町道3号線のひまわり大橋、つくも橋間と、串掛林道を除き、おおむね町全域で通行止めの規制が解除できました。町道3号線のひまわり大橋、つくも橋間については、現在河川管理者である広島県が応急復旧工事を行っており、串掛林道については応急復旧は行わず、本復旧するため、今年度末頃の工事着手を予定しております。

また、水路についても順次浚せつを実施し、水路閉塞などの解消を図っております。今後も引き続き、公共土木施設等の早期復旧に努めてまいります。

2点目については、広島市東部地区連続立体交差事業は、これまでどおり、引き続き、平成30年度内の都市計画変更を目指しており、その後、速やかに事業認可を取得したいと伺っております。なお、変更手続の一つである地元説明会を9月17日に開催することとしており、災害とは関係なく進捗しております。

また、海田町役場新庁舎については、先の特別委員会で基本設計をお示ししてきたことから、災害の影響により基本計画でお示しした全体スケジュールから遅れが生じることは見込んでおりません。

3点目については、県道矢野海田線より下流の三迫川は広島県において土砂等の撤去を実施しており、9月末を目途に完了する予定と伺っております。また、瀬野川も、調査を行った上で、実施区間を検討し、土砂等の撤去を実施する予定と伺っております。

次に、県道矢野海田線より上流の三迫川及び唐谷川等については、本町が9月上旬から順次土砂等の撤去を実施いたします。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）それでは再質問させていただきます。1点目の復旧状況ですが、引き続き、全力投球でお願いしたいと思います。

2点目の東部地区連続立体交差事業に関してですが、この8月31日から配布を始めた

広報かいたで、広島市東部地区連続立体交差事業の住民説明会が9月17日に行われるとの案内が掲載されていますが、広報の印刷を考えれば、議員に情報提供を行った8月30日以前に提供できたはずではと思いますが、遅くなった理由は何でしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）遅くなったというのではなくて、8月31日に広島県がプレス発表をさせていただきます。そういった事情で皆様にはそのプレス発表後に御連絡を差し上げたということでございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）それと、いつも議員に、説明が、住民説明会の前に開かれるんですが、今回はないんでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）今、広島県とは調整しておりますが、現在のところは議員さんへの説明会等は今のところは考えておりません。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）内容が変わらないということですか、今までと。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）今回の説明は、都市計画法上の手続の一つであります。都市計画決定の内容についての説明でございます。ですから、鉄道部分、連立関連街路、これの計画のことについて説明をするというふうに伺っております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）続いて、3点目の三迫川等の土砂の件ですが、9月から順次していくということ、それと上市の奥之谷川の件ですが、あそこはもう既に海田町が済ましたということなんですが、地域の方からは、まだ大きな石とかいろんな面で怖いような状態です。あのままですか、もう、今後。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）奥之谷川につきましては、広島県さんの方が、県道瀬野船越線よりも上流側、砂防えん堤に向かつての河川の土砂撤去を一時的にやっていただきました。今後、広島県さんは砂防えん堤内に堆積した土砂の除却をされると伺っております。今、住民さんの方から御要望があった岩の件ですけれども、今後、その辺の状況を確認した上で広島県さんと調整をして、除却可能なものかどうか検討してまいります。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）以上で終わります。

○議長（桑原）7番、下岡議員。

○7番（下岡）3点質問いたします。1点目、7月豪雨災害について。かつてない豪雨災害を経験したことで、防災体制や復興計画についていくつかの検討課題が発生している。

1点目、避難について、避難準備、勧告、指示等の行政情報を出すタイミングは適切であったと思われるが、問題は、その情報によって行動を起こした住民は少ない。避難した人ほとんどの人は、家には危ないと判断したときに初めて行動を開始している。特に、高齢者は危ないか否かに関係なく、最初から避難しないと決めている場合が多い。本当に避難が必要な人に避難していただくために、今後どのように改善するのか方針を問う。

2点目、地区によっては、避難路がレッドゾーンと重なっていることから逃げ場を失うケースもある。消防団等の協力を得て、避難の手段を確保すると、地区ごとの事情を考慮した対応策を検討してはどうか問う。

3点目、南小校区では1週間前の6月30日に所定の避難所へ避難する防災訓練を実施した。実際の豪雨災害にどのように役立ったのか問う。また、災害当日に避難所に救護体制がなかった等、運営体制が不十分であったとの指摘もあるが、どう検証、改善するのか問う。

4点目、農地の土砂撤去について、国は市街化区域も含めて営農レベルのものについては対応する方針を示している。しかし、当町には出荷証明のない就農者が多い。レッドゾーン指定を受けて宅地化もできず、多額の撤去費用負担も困難であり、行政が放置しておけば荒廃が進む。独自の対応策を取る市町も多く、当町も重機でなければ対応が難しい広さの農地に対しては行政の手で撤去すべきではないか。当町で土砂が流入した全ての農地面積と、その内、どれだけが営農レベルかも併せて問う。

5点目、県は多くの土石流被害が出たことから、早急に相当数の砂防ダムを整備する方針を示した。しかし、昨年3月、土砂災害防止法上、レッドゾーン指定を受けた三迫二丁目、三丁目の上流にある西ノ谷川及び西ノ谷川支川には建設方針が示されていないようである。今回の豪雨においても犠牲者が出ており、広範囲の護岸崩壊、土砂流入も発生している。地元自治会は5月の砂防指定を受けて、6月に547名の署名を添えて知事宛てに早期の砂防ダム整備を求める陳情書を町経由で提出している。レッドゾーン指

定により宅地造成工事の行き詰まり等の問題も発生している。この現場は1年間放置されたままで荒れている上に、この度、豪雨が流れ込み、擁壁にクラックが入り、裏は空洞化、二次被害が懸念される。この2河川への砂防ダム、早期整備について町長はどういう見解を持ち、どう対処されるおつもりか問う。

大きく2点目、庁舎移転について。新庁舎の基本設計がこの9月に完成予定である。次のスケジュールである実施設計について、基本設計者に引き続き実施設計を担当させることで、全体の工期短縮を図ってはどうかと一般質問を繰り返してきたが、執行部は検討するの一点張りで具体的方針を示していない。改めて問う。今年度補正予算を組んで、早急に実施設計に着手すべきと考えるが、その考えがあるかないか。

3点目、中学校給食について。情報開示請求によりアンケートの保護者、児童生徒の意見を閲覧したが、デリバリーを積極的に指示する意見はなく、圧倒的多数は自校調理方式を望んでいる。この状況で来年4月デリバリー導入のスケジュールには無理がある。原点に戻って、自校調理かデリバリーか再検討すべきと考える。その考えがあるかないか問う。以上。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問の1点目、2点目については私から、3点目については教育委員会から答弁いたします。

まず、7月豪雨災害についてでございますが、1点目については、今回の豪雨災害の被災者に対して、なぜ避難したのか、また避難しなかった人にはなぜ逃げなかったのかなどを聞く意識調査を検討しており、その結果を踏まえ、早めの避難を促す方策を検討したいと考えております。

2点目については、町としては、避難できる状態のときに避難できるよう、避難勧告等を発令することと定めており、それに即応できるように、消防団等との連携を強化するとともに、その役割の一端を自主防災組織に担っていただけるよう、自主防災組織ごとの防災訓練の支援や自主防災リーダーの育成などを通して、組織の活性化を促し、迅速な避難行動につなげていきたいと考えております。

3点目については、海田南小学校区防災訓練は実際の状況に近づけるため、参加人数を制限せず、避難の呼び掛けに基づき、避難が容易な避難所に、それぞれが避難する要領で実施しました。これにより、住民が避難のタイミングや避難路を自ら判断して避難するための力が養われたものと受け止めております。避難所の救護体制等の運営体制が

不十分であったとの御指摘ですが、保健師の数に限りがあることから、発災当時は避難所に配置せず、必要な場合には、庁舎から避難所に派遣して対応しており、けがをしたり体調の悪い避難者が発生した場合は、必要に応じ、速やかに病院に搬送できるよう体制を整えておりました。その他の不十分な点につきましては、避難された方々の声に耳を傾け、避難所運営訓練の反復などで改善していきたいと考えております。

4点目については、海田町の支援として、耕作若しくは適正な維持管理ができていない農地など一定の条件を満たしたものについては、8月17日から農地内堆積土砂排除制度を開始しております。土砂が流入した農地は約1.2ヘクタール、46世帯と推計しており、そのうち米を出荷している世帯は2世帯を確認しています。

5点目については、土砂法のレッドゾーンの指定を受け、砂防ダムの早期整備の必要を認識していましたので、これまでも国土交通省や広島県知事に対し、砂防ダムの早期着手を要望してまいりました。この度の災害を踏まえ、再度の災害や二次災害防止の観点から8月24日に私が広島県西部建設事務所長に、9月3日には議長と私が広島県知事に対し、西ノ谷川及び西ノ谷川支川の早期の砂防ダム整備に尽力していただけるよう、要望活動を行いました。今後も引き続き、機会を捉え、西ノ谷川及び西ノ谷川支川の砂防ダムについて早期の整備に盛り込んでいただけるよう、強く要望してまいります。

続きまして、庁舎移転に係る実施設計についての質問でございますが、御提案の基本設計者に引き続き、実施設計を担当させることにつきましては、期間短縮の手法の一つとして検討を進めております。8月30日の特別委員会で基本設計についてお示しできたことから、9月中に改めて特別委員会を開催していただき、庁舎整備の今後の進め方についてお示ししたいと考えております。

それでは、3点目の質問については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）下岡議員の質問に答弁いたします。中学校給食についての質問でございますが、6月定例議会において、児童生徒と保護者へのアンケート結果や今後の見通しを示し、7月下旬には議員の皆様へ報告させていただく予定としておりましたが、今回の平成30年7月豪雨災害対応により、十分な協議がまだできておらず、方針を確定するに至っておりません。今後、協議を重ね、方針を確定した後に議員の皆様へ御報告させていただきます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） まず、避難のことですけれども、海田町も意識調査をされる予定ということですが、西も犠牲者が出たというようなことでいち早く西自治会450名アンケート票を配って回答を求めて、その集計を福祉保健部の協力を得て、集計しているところですが、100名の方から回答を頂いている。

避難したかどうかについては、避難しなかった43名、した37名ということで、した人が結構多い、海田町よりも比率が多いんです。それはそれとして、避難しなかった理由は何ですかと避難しなかった人に聞いたら、在宅でも安全と判断したということで避難されていないと。車がない等で避難行動が取れなかった4名、ペットがいる等で避難所へ行きたくなかった8名ということで、圧倒的に避難した人は家にいても安全だと判断するから避難しないということです。避難された方へ、どこへ避難したかという、町が開設した避難場所28名、親戚知人宅25名、その他10名ということで、びっくりして多いのは、避難所に比べて、避難所は上回ってはないけども、親戚知人宅と答えた人が25人おる。避難所に28人避難して、それ以外のところですね、拮抗しているとは言わないけど、相当数の人が避難所に避難していないんですよ。それと、避難することに決めたのはどういう理由からですかと、役場からの情報に従ったという人が29人、自身の判断で避難したという人が37人。役場の情報に従って避難したよりも自分が危ないと判断したから避難したんだという人の方が多いんですよ。だから、先ほど佐中議員も質問されましたけれども、そのところは行政がしっかり考えていただかないといかんところだと思うんですよ。

避難手段ということで聞くと、徒歩が7名、自分の車47名、同乗させてもらった7名ということで、圧倒的多数の方、車で避難されている。歩いて避難する人はわずかということになっていますから、町が独自にやられて、私ら西自治会も数が少ないですから、統計学的に意味があるかないか別ですが、こういったデータもあるということで、町も福祉保健部の方で持っておられますから参考にしていただきたいと思いますけれども。

よく行政なんかは新聞なんかでも問題になる、広島市なんかも三・何パーセントしか避難していないというけど、行政が避難準備情報だ、避難勧告だ、避難指示を出しても、それで避難すると、すぐに決める人もいます、その情報に従って。避難する人も多いけども、それよりも多いのは自分が危ないと判断しないと避難していませんよ。だから、どう避難を働き掛けるか、ただ避難せえと言っただけでは、自分が安全だと思っていた

ら避難しませんよ、いくら言ったって。

ちなみに海田町もピークで千九百六十何人か避難所へ避難されたというふうに聞いていますけれども、時間帯別に、例えばまず避難指示が出たタイミングで言うと、土砂災害の避難指示が出たのが6日の午後6時20分ですよね。洪水の方の避難指示が出たのが7時40分ということになっているんですけど、当然、それよりも避難準備だとか避難勧告の1時間とか2時間前に出とる訳ですけども、例えば避難準備とか避難勧告が土砂災害等については既に出ていた6時の時点で、避難所に何人避難されていましたか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）7月6日6時の時点では避難所に34名避難しております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今のように、34名しか6時の時点で避難していないんですよ。この時点では、既に土砂災害については4時35分に避難準備が出ていて、5時35分には避難勧告も出ているんですよ。その6時ですよ。洪水については5時10分には避難準備が出て、6時50分に避難勧告が出ている。まだ6時時点では出てないんですけども、土砂災害の対象というのは約1万7,000人が対象になっているんですよ。それで今の避難勧告までいっているのに、たった34人しか避難していない。それでは7時時点では土砂災害が、6時20分には避難指示が出ているし、洪水についても6時50分避難勧告が出ている訳ですけど、7時時点で何人避難されていましたか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）7時の時点では209名でした。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）まだ209人ですよ。夜の8時時点では洪水も7時40分に出ていますから、全ての避難指示が終わっている。海田町全域に避難指示が出ているんですよ。その8時時点では何人避難されていますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）8時時点は960名でした。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ピークでは1,968人かなんかですから、8時時点でまだ半分も避難していない、避難したのですよ。どういうことかと言ったら、行政がいくら避難指示を出しても、半分以下しかまだ避難していない。それ以降、豪雨がひどくなって、これじゃ、家にい

たら危ないという人がどんどん増えてきたと。最初におそらく土砂災害で多くの人が避難して、その後洪水、瀬野川の氾濫を恐れてしてるんだと思うんですよ。

後でもらったデータを見ると、土砂メッシュの情報だと濃い紫も現況で既に土砂災害が発生してもおかしくない雨量になっているといわれる紫が6時時点に出ている。瀬野川の氾濫危険水位を超えたのが7時10分。ですから、この土砂メッシュが6時で一番濃い紫になったと、土砂災害が起きてもおかしくないようなレベルの雨量になって、その6時20分に避難指示が出て、20分後に避難指示出されて、それと、今の洪水について言うと、7時10分に瀬野川の氾濫危険水位になって、その30分後の7時40分に避難指示を出されている訳ですから。

そういうタイミング的にはこれは適切ですよ。避難指示を出したタイミングはね。それでも、やっぱり住民はそれに従っていない訳ですから。だから、いくら避難指示を出したって、住民はそのまま鵜呑みにして行動する人はまだ少数派なんですよ。

私は、だから、その指示だけでは人は動かないと思います。もっと具体的に危険性というものを教えてあげないと。例えば、洪水だったら、今の瀬野川の氾濫危険水域をもう超えたというようなことを言わないと。

今の土砂災害について、私らのところも、今の6時20分に避難指示が出て、その後、町の広報車が3回ぐらい回ってきて、どう言ったかということ、非常に危険ですから、直ちに避難所へ避難してくださいと。6時20分から7時前の3回ぐらい回ってきて言っている。けども、まだ避難する人は少ない。後から早く避難した人なんか聞くと、やっぱり自分で土砂メッシュ見てて、もうこういう状況になっているから危ないと判断して6時頃避難したとかいう人がいらっしゃるんですよ。

多くの町民はそういう情報を持つ手段というのはほとんど、一部の人は今の土砂メッシュなんか見て洪水の危険性を察知して避難した人もおるけども、ごくわずかだと思いますよ。行政がもっと的確なアドバイスというか、例えばこの西ノ谷川でどの時点でどの程度危険になったかということなんですけども、7時頃、農作業でやっておられた方がたまたまいらっしゃって、その方、7時頃、下へ逃げるというか下りられたんだけど、7時頃には既に西ノ谷川は川が水位が道路すれすれのところまで来ていた。これは後からの情報ですよ。

実際に避難された方に聞いたら、その7時過ぎぐらいから川がゴロゴロ言い出したと。言い出したから、7時20分頃に家を出て避難したと。そのときにはもう今の137号、こ

れは町長が御尽力いただいて大量に石が積み上がったところです。あそこにはもう7時過ぎには石が溢れていたと、こういう情報があるんです。

私も家が川から離れていますから避難しないで家にいたんですけども、7時半頃にはもう相当の音がしだした、ドンドンドンドンというような音がしだしたんですよ。最初は何の音か、雷の音か、打ち上げ花火の音みたいな連続音がする。川を石が流れる音なんですよ。だから、7時半頃には、もう避難できないレベルになっていたんですよ。

御存じのように、犠牲になられた方はそれ以降に避難をされている。避難路は確保できない状況になっていた。だから、そういう情報というのを的確に伝えてあげないと、避難の逃げ遅れ、今回犠牲になられた方は完全な逃げ遅れですけども、その御主人に、後でお聞きしたら、何で避難をする気になったんですかと、最初、避難する気なかったんでしょうと。その方は川が近いですから、道路挟んですぐが川ですから、音がしだしたと。窓からこうやって見たら既に道路に水が溢れていたと。このままいたら家ごと持っていかれるということで避難しようと、避難を始めたんだと。通常通られる137号だから、西ノ谷地線を下って行きよったら、さっき言ったように、石が溢れていますから通行できんから、前の川というか、西ノ谷川、町道6号側ですよ。串掛林道側回ったと。そこもやっぱり道路に川の水が溢れていて、奥さんがその道路上で濁流にさらわれたと、こういうことなんですよ。だから、いかに正確に情報を住民に早めに徹底するか。避難指示だとか何だとかでもしないですよ。

だから、私も危険だと思った7時20分頃から、近所のお年寄りの方なんかには電話したけども、お年寄りの人は、私は家におるといことです。

こういう状況な訳ですから、後で考えると、役場には監視カメラ、これ、防犯カメラとなっていますけど、防災の機能ということで、自治会館のところと畑の谷橋のところは、道路と川の方へ向けてますよね。だから、水位というものが後で検証可能だと思うんですよ。

6時20分から7時頃に掛けてどういうふうに水位が上がっていったのか、その水位を見て、三迫川も氾濫する恐れがあったときには、6時50分か最後に広報車が回ったときに、三迫川が氾濫危険水位に近づいていますと、直ちに避難してくださいと。直ちに避難できない場合には垂直避難、道路が冠水してる等で危険と思ったら、家の中で垂直避難してくださいと、こういう情報を流す必要が私はあったんだろうと。今後もそうしなきゃいけないだろうというふうに思っているんですけども。

こういった的確な情報を住民に周知しないと、例えば瀬野川の氾濫についても同じだと思えますよ。早めに避難させようと思ったら瀬野川は決壊とまでは言わんけども、氾濫危険水位でこのままいくと決壊する恐れもあるから、直ちに避難してくれとか、そういう具体的な情報を流して勧誘しないと、なかなか避難しませんよ。だって、情報がないんだから、7時40分に大雨特別警報、広島県なんか発令しているけれども、広島県全域の話だから、自分のところがどう危ないかというのは分からん訳ですよ。自分のところがどう危険なのかという分かる情報を早く発信すべきだと思えます。

避難指示にしたって、一緒ですよ。自分のところが危ないかどうかというのは、そのときというのは分からん訳ですから。

それは行政としてできる限り、把握できて危ないと、このままいったら大変なことになるという情報を早く出す。これが必要だと思えます。この辺についてはどういう見解なのかお尋ねします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）議員がおっしゃるとおりに、避難の発令とその伝達で避難行動を促す必要があると思っております。今、議員が言われたように、例えば瀬野川でございましたら、今までは氾濫危険水位を超えたので避難勧告を発令しますとかというような伝達文だったと思えますが、例えばあと1メートルで瀬野川が氾濫しますであるとか、あと50センチで瀬野川が溢れ、ちょっと言葉がすぐ思いつかない、溢れそうですとかいうような、いわゆる危機感をあおる訳ではなくて、危機感がいわゆる目に見えるとか、聞いたときに分かるような即し方をして避難の行動に結びつけたいと、そういうように考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）あと、地区ごとにそれぞれ状況というのは違う訳ですよ。特に、私らも三迫三丁目、一番奥に住んでいるけども、そういう地区が一番最初に危なくなるだろうと思えますよ。こうしたときに、ちゃんと今の避難行動要支援者についても、今まだ体制がはっきり固まっていませんけれども、この辺について体制が固まらないのなら、取りあえず海田町が何とか手を打つべきだとかいうことをやるべきじゃないですか。今回のアンケートの中でも避難行動要支援者に去年3月に登録したと、同意書も3月に出したと、けど今回の7月6日には誰からもどこからも声が掛からなかったという不満の声が聞こえる訳ですよ。その今の避難行動要支援者の制度を作ったんなら、その支援す

る人が見つからないなら、取りあえずは海田町がやる必要があるんじゃないですか。そうしないと、行政に対する信頼というのは失われますよ。この辺についてはどういう見解なのかお尋ねします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）発災時、すぐのときに、町の職員が全て2,600人前後、同意をした人は別ですけれども、名簿に載った方がいます。その中で全てをとすることは現実的に難しいところがあると思っております。ですから、今、自治会の方といろいろお話し合いをしながら避難行動要支援者名簿を、同意を得た方の名簿でございますが、自主防災会の方に渡して、平素からのネットワークというものを作れないかというふうに検討しているところでございます。なかなか思うように進んでいませんけれども、そこら辺の取り組みを進化させて、早急に取り組みたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）あと、農地撤去の件ですけれども、現在では農地についても、ある特別な方、耕作放棄地等を除いては全部町が撤去するという方針を示されたんですけども、その方針を出すのが遅いですよ。民地の土砂撤去にしてもそうだけでも、新聞報道なんかによると、広島市なんかはもう7月中には農地の土砂撤去もやりますという方向が出ているんです。私も、だから、広島市安芸区に電話しましたよ。どこの住民だと言わないで。そしたら、すぐ見に行きますと。一反ほどの農地で土砂が入り込んでいると。ついでに、土砂だけじゃなくて石垣も壊れています、それも一緒に見てあげますと。安芸区役所、言いましたよ。

そういうような状況だから、何が言いたいかといったら、今広島市を中心に連携中枢都市圏協定を結んでいるでしょう。そうなら、広島市が報道なんかである訳だから、どういうふうにやっているのか、財源をどう確保しているのか、協議することができたんじゃないですか。そうすれば、もっと早くやりようがあったと思うんですよ。広島市は4年前に経験しているから、安佐南区、北区でですね。いち早く対応策を打ち出しているんですよ。その点についてはどうなんですか。最終的にやればええというもんじゃないでしょう。みんな不安に思っている訳ですから、いち早く情報収集して、対策を打ち出すことができたんじゃないですか。それについてはどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）議員、御指摘のように、迅速な対応ができたかと言われると、ちょ

っと疑問符が付くところではあるとは思いますが。今回のことを糧にというのもまた変な話ですが、次の事例のときには活かせるような体制を今回取っていきたいと考えます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 続いて、西ノ谷川と支川の砂防ダムですが、これについては、過去からずっと経緯がある訳ですよ。去年の3月に土砂災害防止法で、西ノ谷川支川からずっと下流まで西自治会館の下まで、約2キロにわたってレッドゾーン指定された。その指定を掛けたときの説明会でも言った訳です。上流にえん堤が既にあるじゃないかと、何で広範囲にレッドゾーン指定を掛けるんだと。今あるえん堤では基礎調査でやった土砂量、防ぎきれんと。だから、今の基準点、山と里との境の基準点でどれだけの土砂量があるか、その土砂が下流に勾配角度、2度以上の角度があれば、それが流れ下ると想定したときに、どこまで流れ下るか。その川の両側である土砂の高さと圧力の強さで、ここは危険だということでレッドゾーン指定を掛けたという説明だったんですよ。これだけ、広範囲にやるといって、ほかに広島県内であるんですかと、これだけ広範囲にレッドゾーン指定を掛けるところは。あんまりないですね。だったら、砂防ダムを造るべきでしょう。砂防ダムを造るためにはどうしたらいいんですかと。

県の役人の人が言ったのは、まず地権者の御協力、砂防ダム建設予定地に対して御協力をお願いしたいと。地元として大事だから、場所が決まったら言ってくださいと、地権者を説得しますよと。もう一つは署名活動だと。地元の署名、これが大きな要素になるんだと、地元の要望。確かに今ニュースなんか見ていると、熊野の、小屋浦の川かな、あそこで砂防ダムが計画あるけど、なかなかうまくいかない、地元の地権者の同意が得られんのどうだこうだ、何かいろんな状況でうまくいっていないと。出遅れたというような状況があるみたいですから、そういうことを踏まえて、県の人には言ったんだと思う訳ですけども。

そういうことでやってきているから、この西ノ谷川と支川については4年前にも問題になったけども、砂防指定が掛かっていないという見解ですよ。砂防指定を掛けなきゃ、砂防ダムは造れません。そういうことだから、早く砂防指定を掛けてくれと、県の砂防課なんかにも言っていますよ。

やっ、この5月28日にこの二つの川の両側が砂防指定掛かりましたよ。もう砂防ダムを造る環境が整った訳ですから、県の砂防指定の担当の人にも、砂防掛かった訳じゃから、早う造ってくれよと。なら、担当課が違いますと。事業調整班か何かはその順位

を決めますからと。電話してから、やるからと、署名547名集めたから持っていきますよと言ったら、ちょっと待ってくれと、海田町経由で出してくれと。

6月20日に海田町へ出した。その後、いつ西部建設に持って行ったか、知事宛ての署名ですから、知事に届いたか知らないけども、そういう背景がある訳です。だから、一般質問で私も何回か早く砂防ダムを造ってくれということを言ってきました。それについて、町執行部としてどういうふうに県に対して、この西ノ谷川と支川についての砂防ダムを働き掛けてこられたのか、現在までね。途中で7月6日の豪雨災害があって、この2河川では、護岸がえぐられたりとか犠牲者まで出ている訳ですから、海田町唯一の犠牲者まで。どういう要望をしてこられたのかお聞きします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）平成29年3月30日に土砂法に基づくレッドゾーンが指定されまして、それによって被害想定家屋というのがはっきりと示されました。これに基づきまして、危険度が一番海田町では高いということで、早急な砂防えん堤の整備というのを要望させていただいております。

今回の災害を受けまして、おっしゃられるように、非常に甚大な状況で、道路施設、河川施設が破壊され、尊い命も犠牲になったということを踏まえまして、先ほどの町長の行政報告にもありましたように、西部建設事務所、広島県知事の方に早急な整備の方を要望してきたところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）確かにさっき行政報告の中で、西部建設所長に8月24日、知事に昨日、9月3日。遅いですよ。いいですか。新聞報道によると、7月末には相当数のダムを整備すると。だけど、その報道の中では海田町は入ってなかったんですよ、7月末の新聞報道では。だから、ある県議さんに海田町入っていない、ここはこういうふうに来てきているのに何で入ってないのかと。その県議さんが西部建設に行ったら、いや、1か所畝の楠木谷川、あそこはやることになっています、だけど、西ノ谷川は入っていないよと。

その県議さんも何で入れないのかと。その県議さんが曰く、県の幹部も西部建設の幹部も全部その現地の状況を把握している訳じゃないんだと。だから、西ノ谷川、この2河川についてはどういう被害状況なのかいうのははっきり分かっていませんよと。被害状況がどういうことかちゃんと説明する資料を作って説明した方がいいですよと。決め

るのは西部建設じゃないから、本庁に行った方がいいですよと。

本庁を御案内しますよということで、資料を作って8月20日、議員の方有志5名で本庁に行きましたよ。土木建築局長、これは土木行政のトップですよ。土木整備部長、河川課長等に要望してきましたよ。今言う、状況を説明して、被害の状況、それから今言ったように、各課からレッドゾーン指定を受けてからの経緯、それと、今レッドゾーン指定を受けたことで、どういう困った状況になっているか、今ここにも一般質問にも書いていますけれども、今の137号と6号の交差点の付近の宅地造成工事、宅造約5,300平米です。これも2月に着手して、6月に完成予定だったんですよ。それが6月工事完成間近になって業者辞めたです。地元では、おそらくこれはレッドゾーンになってから工事完成しても、売り道がないからやめたんだろうと言っていましたよ。荒れ放題。草がぼうぼう。今年の2月になったらその業者自己破産。何の処置もしていませんよ。今回その現場には大量に土砂が流れ込んで擁壁はひび割れ、クラックがいつてずれていますよ。その裏は深くえぐれてしまって、土砂が大量に流れて、近隣の方、1軒は空き家だけど、1軒の方なんかその流れ出た土砂が自分の庭に入り込んでしまって、相談受けたから、ボランティアに言って、ボランティアで撤去されましたけども、その方、泣いておられますよ。下岡さん、これどうなるんですかと。町に言って、町も県に言ったけども、未だかつて何の有効な対策もないじゃないですか。だから、その方は自費投入してでも取りあえず安全策を講じた方がええんじゃないかとおられますよ。

だけど、そりゃ、大量に裏がえぐれている訳じゃけん、個人の費用を投入してやれるようなレベルの問題じゃないですよ。ひび割れのクラックを直すとかね。これはやめた方がいいですよと、今言っているんだけども、そういう状況も起きているんですよ。二次災害、町民目線と、これから復旧復興、町民目線でやると言われるんなら、町長、こういう困った人に対してどうするんですか。これは民民の問題だと、民民といたって、一方は潰れていないんじゃないですか。こういう問題も起きているんですよ。

これを解決しようと思ったら、砂防ダムやって、早くレッドゾーンを解消して、その宅地造成工事が円滑に進むようにするしかないじゃないですか。それについてどういう見解なのか、例えばこういうふうに困っておられる方が実際におられる訳です。ほったらかしにしておくんですか、これは民民の問題だからとって。どうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）現在の状況でございますが、ようやく管財人が選任されたという状況になってございます。この管財人と今後話をしていくというのが今の考えでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）管財人と話をしたって、管財人が事業を再開する訳じゃないでしょう。どこかまたそこを買ってやるどころだろうけれども、レッドゾーン指定を受けているところですから、自治会館の今下でも、家を建て直そうと思ったら自由に行かないと。擁壁を築け言われて、実際に何百万か掛けて擁壁を築かれている訳ですけども、今のあのままでは、あの宅地造成工事は完成しませんよ、何らの手を打たないと。コストが掛かる訳ですよ。ひょっとしたらうまくいかないから、将来永久にあその土地は、コストが合わなきゃ誰もやらない訳ですから、あのままになってる可能性だってある訳です。そこを買ってやろうとする人が見つからなきゃ駄目なんです。

だから、行政としてできることと云ったら、砂防ダムを早く造って、レッドゾーンを解消することでしょう。そういう問題もあるから、早く砂防ダムをやってくれということで、これについては執行部も県に要望してまいります、まいりますと言っているけども、今のところ、要望してどういう状況になっているんですか。この2河川について、整備について、どういう回答が来ているんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）昨日、要望の方をさせていただきました。それについて、具体的にいついつまでというはっきりしたお言葉はいただけませんでした。いずれにしろ海田町の方がそういったことで非常に困っておるという状況はしっかり認識していただきましたので、早期にこういった問題は解決いただけるものと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）やり方が遅いでしょう。だから、県がある程度優先順位を決める前にやっていないと、今の最近の情報では100基だということになっていますけど、その中のリストに入っていますか。入っていないでしょう。入っていますか、どちらなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）新聞報道の100基というのはまだ100基が決まったものではないそうです。まだ予算の関係もありますので、それが100基になるのか90基になるのか110基になるのか、そこはまだ分からないという具合に聞いております。ただ、今の時点で海田

町ではっきり決まっておるのは、被害の一番大きかった春日神社のところのえん堤については、県内でも一番最初に手を付けてやる事業であるという具合に聞いております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡）それは今言ったように、8月の初めの時点で、ある県議が海田町に行ったときに、8月初めにあそこやりますと言っとるんですよ、その県議に、西部建設の幹部が。そういうところを要望だとか、今回の要望書一番トップに出ている、奥之谷川だとか、ここの楠木谷川、畝のところ、やるところは決まっておるのを要望出したってしょうがないでしょう。これから一番問題である、私からすると、砂防ダムでいうと、一番問題なのはその2河川だと。明飛川もやっていただいたらうれしいけども、何がポイントかといったら、レッドゾーンとの兼ね合いですよ。本来レッドゾーンというのは、先も言ったように、災害が起きたときにどれだけの被害が起きるか想定してレッドゾーンを掛けている訳です。実際に起きたかどうか関係ないんですよ。可能性としてそこまで被害が起きるから広範囲にレッドゾーンを掛けているんです。

今回、県の方針は二次災害防止だとかいうことで、危険除去だということ、今いろいろ新聞等によると、今の坂町だとか呉の天応だとか、呉市だとか、たくさんリストアップされていますけども、現実には起きたから、被害が起きたからやろうとしている。西ノ谷川でも大きな被害が出ている上に、レッドゾーンはどうなんだと。確かにこの2河川は今の坂やら天応あたりほどにはひどくない。土砂量もそこまで大量に流れていない。

ちなみに、その矢野町、大きな被害、人命が損なわれている市ですね。私も矢野川の中流に親戚があるから直後見に行きましたけども、直後には3メートル、4メートルに矢野川が全部土砂で埋まって、それが道路を越えた隣に親戚があるんです。そこも70センチぐらい土砂が来てるんですよ。矢野川の中流域で。相当な土砂が流れ込んで。だから、その人にここレッドゾーンなのと言うたら、レッドゾーンもイエローゾーンでもない、白地なんですと。見たら、確かに白地。矢野川、あれだけ大きな被害が出て。何なんだと、このレッドゾーン指定は。それだけ実際に流れているということは、計算上、想定上、レッドゾーン掛かっているのは山の危険溪流ぐらい、ちょこちょこちょこっと掛かっているだけです。

いいですか。あの山一つ隔てて、矢野川と西ノ谷川なんか流れている訳ですよ。全然、レッドゾーンの掛け方の技術的な考え方が違うんじゃないかと、そう思いましたよ。ちょっと執行部からこのレッドゾーンとどの程度今回の砂防ダムに影響するのか、具体的

には今の矢野川と西ノ谷川、レッドゾーンの掛け方、聞いてくださいよ。聞けないなら、こっちから聞きますから、どうなんですか。聞くつもりがあるかどうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）レッドゾーンの指定におきましては、その技術指針に基づいて指定をするというのが御存じかと思しますので、矢野川であろうと、西ノ谷川であろうと、その技術方針に基づいて指定されたものと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）だから、矢野川については、あれだけ大量の土砂が流れ出ている現実、ということは相当上流に土砂があったんですよ。だから、何で、それがレッドゾーンが掛からないのか。あそこで掛からんのだったら、西ノ谷川もレッドゾーンやめてくださいという話ですよ。

今回、相当流れ込んでいるけども、どう見ても矢野川ほどには流れていない状況がある訳ですから、その整合性が取れないでしょう。ちゃんとそういうことは納得できるような説明をしていただかないと、今後、そういう問題になっていきますよ。今後、西ノ谷川、2河川にも砂防ダムができると思っていますけども、仮にできないとしたら、今後はそういう方向で問題提起しますよ。

時間がないので次に行きます。庁舎移転、9月中に方針を示すということですから、その方針を示すのは実施設計の発注方法についてどういう方法でやるかということを示すということですよ。今、基本計画では従来のやり方、その中には今の基本設計者に実施設計をやらすということと、もう一つは設計施工を同じ業者にやらすという、この二つの方式があるということですから、それについて方針を示すということですよ。

それともう一つは、それを示すことで実施設計を早期に着手する予定があるのかないのか、従来はあの方針だと来年度に実施設計を着手する、おそらくJR高架事業の事業認可を意識して、その下りた時点で実施設計を発注するようなイメージだったと思うんですけども、それを前倒しで検討してそれを示すのかどうなのか、そこをお尋ねします。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）町長答弁にもございましたが、庁舎整備の今後の進め方について御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今後の方向といたって、私が聞いているのはスケジュールを早くするた

めに、事を聞いている訳ですから、その早まる手法について説明するつもりがあるのか  
ないのかということを知っているんです。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）そういった点も踏まえまして、今後の進め方についての説明をお示し  
したいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）従来の答弁の延長ですから、9月中に示されるということですから、それ  
を待つということで、最後の中学校給食。ということで、まだ方針を確定するに至って  
おりませんといいますけども、スケジュールでは来年4月にデリバリーをやる方向でこ  
の12月の定例会にデリバリーに必要な予算、ランチボックスだ何だかんだ購入する予定  
で、スケジュールは進められている訳ですよ。それを予定どおり、その方向でやるのか  
元に戻るのか、その予定で前に進めるのか元に戻るのか、そこを聞いているんです。ど  
っちなんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）方針としましては、従来、申し上げていますとおり、中学校給食  
を実施するとするならばデリバリー、来年の4月開始ということは今基本方針として検  
討しております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それについては、アンケートの意味が何なのかということですよ。デリバ  
リーで最初から決めておるんなら、アンケートを取ったら、デリバリーじゃなくて自校  
調理だという声が圧倒的に多数じゃないですか。意見なんかでもそういう方向で述べら  
れている。アンケートを取る意味がないでしょう。

それで、保護者なんか納得すると思いますか。そういう方向だから、それでおそらく  
最終検討もそういう方向でやられるんだろうけれども、これ以上言ってもしょうがない  
から終わります。

○議長（桑原）6番、兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。7月豪雨災害関連について1点質問いたします。リーダ  
ーとしての迅速かつ適切な決断力について。初めに、平成30年7月豪雨による災害でお  
亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方に心からお悔やみ申  
上げます。負傷された方をはじめ、被災された多くの方に心からお見舞い申し上げま

す。また、全国各地の自治体や消防団など、関係機関の応援、物資、ボランティアの支援、町の全職員も、職務とはいえ、昼夜問わず取り組んでこられましたことに、心から感謝しお礼を申し上げます。

自己責任ではありますが、私は議員の1年目から町内に台風接近や警報が発令すると、何時だろうと通常の状態と悪天候の現況はどうなのか、災害対策本部は設置したのかと、二輪スクーターで町内を巡回しています。今回もいつもように、町内会の状況を確認した後、7月6日の金曜日の夕方から7月7日の土曜日明けの3時近くまで町内をスクーターで巡回しておりました。議長や副議長、時には議員さんとも連絡を取り合い、状況確認をしました。

町内全域の至るところで土の臭い、そして、既に腰近くまで浸水して立ち入れない地区、深夜に巡回しておりましたが、大雨と河川の土砂色とその音に加え、山から山鳴りの音がして、身の危険が脳裏に浮かんだのは忘れられません。

海田町60年の歴史上、最大の被災でした。災害発生時から災害ボランティア受け入れ、一時中断日であった8月8日の水曜日まで、私は毎日ともに現場で被災地住民や支援される皆様の声を聞き、意見集約をしました。その中で最も御意見や御指摘が多かった町であることの長の緊急時の緊急対応と判断力、リーダーとしての迅速かつ適切な決断力、これを以下についてお尋ねします。

今回の災害で緊急時、全ての状況に同時に対応することは、物理的にも絶対に不可能であります。町民のため人命を第一としながら、優先順位を付け、迅速かつ適切な判断力と決断力が不可欠です。このような非常時こそ、リーダーの真価が発揮されなければなりませんし、町民もそれを期待しておりました。しかし、民有地内堆積土砂排除や災害ごみの取り扱いなど、被災後の7月7日土曜日から10日間にも及ぶ緊急対応の住民の呼び掛けにも指揮系統が麻痺している、広島市など早々に民有地内の堆積土砂は市が補助する、町も早く決断してほしいと、町長に直談判された住民の訴えにも、よく分からないから建設課に問い合わせ、被災初期から2週間近く職員に受け流させていました。

被災緊急時にも関わらず、その後も相当な期間、町長判断が出なかったことで、被災宅や災害復旧現場では大混乱しました。また、他県応援職員の助言があるまでは町職員の管理体制は乱れ、負担と疲労もピークを越えている職員は壊滅寸前だったと、町外部から耳にしたほどです。

町のホームページ、8月広報かいたなどを読みましても、町長自ら迅速かつ適切な判

断力と決断力をもって下した緊急対応はありません。記述はありません。事柄もありません。一切触れられていません。つまり、どんなに言い繕おうとも、海田町がかつてないこのような非常時こそ真価を発揮するどころか、リーダーは何も決断をされていなかったということです。海田町民の生命財産の保護を任せるには致命的な欠点を持った訳です。

現在、応急対応として、国県からの被災地、被災者支援、そして補助は進んでいます。今回の緊急災害時、災害復旧の初期対応、その権限を持つ町長の迅速かつ適切な決断力、実行力は町民に全く示されませんでした。

質問の1、具体的にお尋ねしますが、なぜ町民に示すことができなかったのでしょうか。

質問の2、それでも今後即時に判断しなければならない、どんな状況下に置かれようとも、これからも町民の皆様の意見を聞きながら、先進地事例や国や県、近隣市町の動向を注視しながら検討し考えるのでしょうか。

災害から1か月、提出日からではありますが、経過いたしました。質問の3、今回の災害に関して、災害の発生後から初期対応はどのようにしたのかなど、詳細な説明が町民にされていません。町長自ら具体的で詳細な説明会、報告会を開催する考えはなかったのでしょうか。

質問の4、それとも、インターネットや町のホームページで意見を募って、民意とするのでしょうか。

質問の5、大災害後の3日間は対策本部は機能しない。7月30日の災害対策特別委員会で町長答弁は一切なく、部長の答弁でした。私が聴き取りをした近隣市町の状況も、今回の災害で3日間は行政の手が差し伸べられなかったというのは事実であります。具体的な日数だと考えられます。この3日間の指揮系統、機能不全中、ただ座して、国県の動向を待っていたのでしょうか。

質問の6、この3日間のうち、町長自ら町民に対する直接的なメッセージをする考えには及ばなかったのでしょうか。

質問の7、7月7日土曜日以降はずっと晴れです。その3日間のうち、町長単独の被災地の視察、避難所訪問をして激励をする考えはなかったのでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問に答弁いたします。リーダーとしての迅速かつ適切な判断

についての質問でございますが、1点目については、災害復旧の初期対応において適切な時期に対応策を判断し、町民の皆様にお示ししてできたものと考えております。

2点目については、直ちに決断しなければならない懸案については今後も決断してまいります。

3点目、4点目については、ホームページや防災メール、フェイスブックやLアラート、自治会などを通じて情報発信に努めてきたところでございます。また、この度の災害に関して様々な御意見があろうかと思えます。こうした意見を集約し、今後の災害対応の参考としてまいりたいと考えております。

5点目については、災害対策本部の本部長として人命救助を最優先として指揮に当たっておりました。また、水路や避難路確保のための災害応急対策や自衛隊の派遣要請のための調整など、発災後の3日間においても災害対策本部を運営し、職員に指示していたところでございます。

6点目については、発災後の3日間では被災地域や避難者の方々に直接メッセージを伝えるとともに、7月10日からは海田町のホームページのトップページに私からのメッセージを表示するようにいたしました。

7点目については、発災後、直ちに災害現場を確認し、その後もほぼ毎日足を運ばせていただきました。また、避難所も訪問し、避難者の方々を激励させていただきました。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）災害関連の再質問ですが、ここの質問事項にまとめたことが、実は被災でずっと携わっている人たちの声を集約したものでございます。ですから、来ただ、来ていないとか、そういうことはまず後から確認をさせようんですが、私、質問を7項に分けて言わせていただいんですが、その再質問でいきます。

本当に私、毎日、各災害している現場はなるべく自分に行くようにして、いろんなこと御指摘ももちろん多かったです。ただ、声は聴くべきだということで行かせていただきました中で、最も多かった事柄、これ、まとめたものですので、またお答えください。

質問7、町長の避難所の訪問とか被災地の視察のことについてのことなんですが、国政の議員さんや県議さんとか知事さんとか区長とか誰かが同伴でないと、被災から1週間経過しても視察はできないのでしょうかという声がありました。

それとか、多分、今までの行動からして、今回の災害の行動とのギャップについてですが、町内会の催しとか防災講習では率先してパソコンなんか持ち込んで30分ぐらいし

やべっておられるということを知りまして、それなのに、なぜ、ここについては被災者訪問していないという方についてのお声だったものですか、被災者訪問はしなかったのか。それと、多分ダム近くの近の人から話を聞いたんですが、砂防ダムに何度か足を運んでいらして視察をしているようなことを見掛けたということなんですけど、何回も行かれていますということですね。何回も行って直るようなものでもないのに、2度、3度行く時間があったら、被災された住民の方の声を聴くとか、そういうことをする考えはなかったのか。

私が聞く中では、被災している方、現地では来られていない。来てるといふ答弁になっていきますけど、その地区の代表の人と話し合う機会を設けたかどうか、そういった現地で聴き取りをする考えはあったのかどうかということと言われていましたが、このことについて、今の答弁と摩擦がありますが、私が言った再質問、皆さんの意見をまとめたものですので、お答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）まず最初に、代議員、知事、また県議等が来られなかったら、現場に足を運ばないかというお話でございますが、これは代議員とか県議、知事の方々がわざわざ我が町の被災状況を調査しに来られたので、私が同行して、その現場を案内していたということでございますので、情報等の聴取のために来られた人に対しての対応でございました。

ダム等の関係ですが、これはテックフォースという災害における判定者の方々が来られたときに、どのような改善策を講じたら、今後どのような形で住民さんの安心・安全が守れるかという御意見を直接聴くために、私も同行したものでございます。

それから、地区代表の方とのお話ということでございますが、私、先ほどの答弁の中にもありましたように、地域を回っております。そういった中でお会いできるところ、自治会の方、自治会長さんもおられましたし、そういった方々との御意見等の交換、又は要望等のお話も聴かせていただいて、なおかつそういった災害対策本部会議において、どのような方向に定めるかという決断もしてまいりました。

以上の質問であります、現実に私の行動が見えないと言われておりますが、実際には、各議員の方々もいろいろお会いしておりますし、兼山議員とも現地を回るときにお会いしているはずでございます。

私は回っていないと言われてるのを、現実にお会いできていない、3回ぐらいはお会

いしたと思いますが、お会いできていないと言われているということは、直接そこでお話ができなかったということの関係でお会いできなかったという表現になっているのではないかというふうに思いますので、やはり、会う会わない、対話できた、できない、意見が聴取できた、できないということに関しては、私も真摯に受け止めて、住民の方々のしっかりした要望等、御意見等を伺うという気持ちは今も持っておりますし、今後も持っていきたいというふうに思っておりますし、それに対して、現実に平常の生活に戻れるよう、しっかりと頑張っていきたいという気持ちで、今、おります。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）私の一般質問の中には、災害が発生して3日後、1週間後、2週間後と、そこに区切りを出しているんです。町長ともお会いしました。ただ、それはもう復旧が始まった後の話ですね。ですから、この7番でいうと、3日間のうちで町民に対して示されるようなものがないんです。行きました、出ましたということになってくると、それを、後からも再質問するんですが、皆さんはそれを聞きたいんですね。実際に見に来てくれたのか、現場を確認したのか、それを、なぜ、後からまた言いますけど、説明会など開いて、町としてはこのように早くしていますということをしていないのかということです。ちょっと飛び越えますけど、今の話の部分と、これからしようとする、これまでしてなかったこと、全部つながらないんです。そこについて一貫性がないからここで再質問させてもらっているんです。

住民さんはそういうことをおっしゃっている方たくさんいらっしゃいます。もちろん、お会いした方もいるでしょう。ですから、お会いした人はいいとしても、お会いしてなかった人は、ほんまかいなということになるんです。

だから、そこについて、先、飛びますけど、住民説明会をまたする考えは今後ありますか。今までもなかったんですね。どうですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）住民さんの全ての方々にお会いできる場というのは、現実には私も持っておりませんし、現実にはそういった場に遭遇もしておりませんが、しかし、実際の発災時直後においては、まず第一に人命救助の方向に私の全力を傾注しておりました。亡くなった方々が、どこで亡くなったかということも現場へ行きながら、捜索も含めて私は実施いたしました。その後、警察、更には消防署、当然人命救助に係わる大きな機関でございますが、そういったところへの要請もいたしましたし、広島県を中心として、ま

ず広島県を通しながら、自衛隊等の要請も掛けさせていただきました。それは先ほどの翌日の3日間の中にしっかりと私の方も日記を付けながら、そういったものを付けておりますし、そういったものの動きの中にまず1番にやるべきことは人命救助です。

今回、非常に私も残念です。1人の命が亡くなった。私は、災害死ゼロを目指しておりました。それを進めるためにも、今回の経験はしっかりと情報としてキャッチしながら、今後の海田町における歴史、アーカイブスをしっかり作っていく必要があると私は確信しておりますし、それを伝承することの流れは、発災直後からこの2か月間はその気持ちでずっと私は努めております。

そこらが現実に住民さんに見えないという形の御意見だというふうに思いますが、それらの意見を受けながら、職員も、一生懸命昼夜問わず頑張ってくださいました。超過時間も含めて、非常に時間数も増える中に疲労が蓄積していくところ、そこを心配しながらどのような形で進めたらいいかということは、私は、そこは我々家族としてしっかりと守っていったつもりでございます。

そういったところを踏まえて、情報の収集を整理しながら、昨日ですか、知事の方に我が町の災害の復旧におけるロードマップもきちっと作成させていただきながら、災害復旧復興を目指す中に、強靱化の施策も含めながら、生活再建も全ての計画等どのような形で進めるかというロードマップも出来上がった現状でございます。

これを今後は皆様方にしっかりとお示ししながら、今後の復旧復興に目指していくという気持ちでおりますし、議員各位の御協力をお願いしたいということでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）私は町民の皆さんと膝を交えてそういう会を設けないかだけの話をしているんですが、気持ちは、言っていることは分かるんですけど、質問に対する答弁とちょっとかけ離れていますから、6点目のところに行きます。

海田町のホームページのトップページに、私からのメッセージを表示することにいたしましたと言うんですけど、ホームページはほとんど見ているんですか、町民の人が。

やってるやってるいうんですけど、やっていることがどれだけのシェアを持っているかということも全然示されていないじゃないですか。どうなんですか、そこについて。教えてください。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）災害に関するホームページでございますが、災害に関してサブサイト

を作成させていただきまして、こちらの方、7月6日から本日の朝まででございますが、3万1,000件ほどのアクセスがございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）町民に対しての話じゃないです、アクセスの数と全然違いますよ。今の6番のところですが、昨日、復旧から復興の対策に何か変わっていったと言われますけど、中身が変わってなかったら、何もならないじゃないですか。

ホームページの話をしめますけど、ホームページ、じゃあ復興の文字を入れたんですか。9月の広報を見ましたけど、逃げてください、自助、自助の話をしてから、ここの皆さんお世話になりました、感謝していますとか、お悔やみとか、一切そういう言葉はないんですか。そもそも、この3日間の災害に対して町民の皆さんがものすごく苦しんでいるところ、本当に知っているのかなというふうを感じるんですよ。代わり映えないじゃないですか。今、町長のここのホームページ。復旧しか書いてないじゃないですか。表ばかり出して。そこについて、気持ちも新たに全部そういったとこに復興にしていくんだという考えが、この3日間のうちに示されてないから、こういうことになっているんじゃないかという問いがあるんですけど、本当に町民の皆さんの目線に立ってやる考えがあるんですか。あるかないかだけ、まず言ってください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）住民の方々のいろんな思いはしっかりとあると感じております。しかし、方法論においてもいろんな情報の伝達に関しても、いろんな工夫をしながら、今まで経過してきているところがございます。まだまだ不十分なところはあるかと思っておりますので、そこはしっかり受け止めながら、しっかり頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）5点目のところの質問ですが、町長は指揮をされておったと、人命を最優先にする指揮に当たっていましたと、そこは書いとるんですが、その指揮をしている間にほかにやることもあるでしょう、その時間が空いているでしょう。そういったところでどうされとったんかという質問をしているんです。ずっと24時間指揮しとる訳じゃないですか。そこについて、きちっと、多分、町長の行動日程を見たら分かるんですが、町民の人は、分かっている方がは分かっているかもしれないですけど、まだ私のように見えないという町民もいらっしゃいます。そこについてフォローをどうするかという今回の質問ですので、3日間どうしておったんかという人が多いんです。そこ

について、町長はどのように町民に知らせるのか、指揮をしとったんだというて納得するかどうか、どうですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今ここで兼山議員に納得してもらっても、各町民の方々には納得されないということがございます。先ほどから考えているように、いろんな思いの方もございます。それを受けて、やはり見える化ということも含めて進めていきたいというふうに思いますし、更に進化させていきたいと思っております。

今回のケースにおいては、人命救助においては、広島県、更には警察署、消防署、自衛隊、それから公安、こういったところまで全て町において要請を掛けましたし、日々、その動きを、連絡を取りながら、キャッチしております。

一番大事なのは、そういった動きの中に被災者の方々も含めてというようなのが最初にあったと思いますが、被災者の方々にも、食事の関係も含めて、いろんな手配を職員等にしながら、まずは一番食べること、水の補給、これは第一に優先しながら、余るぐらいでもいいから準備しなさいよということも、本部会議の中に各課員に指示をしておりましたし、いろんなことがございます。ここではいろいろ申し上げることもできないかと思いますが、いろんなことで動いておりました。だから、この3日間は、私も必死でした。ほとんど寝てなかったと思います。それほど動く中に、住民の方々のどのようにして命を守っていくか、これが大事なところだったんです。

だから、特に二次災害において、避難路の確保、水路の確保、これも災害班の方にきちっとお伝えしながら、早く確保しなさいというようなことまでも言っておりました。早いうちに避難路が確保でき、水路が確保でき、二次災害に対応できるように、そういったハード部門、これも並行してやらなければいけない状況だったということでございます。

以上、いろいろ、るる申し上げましたが、そういった状況の中で私の行動の範囲をお察しいただければなというふうに思います。兼山議員の思いには意に沿わない点多々あるかと思いますが、私も必死で行ってきておりましたし、それにできるだけ意に沿えるような形のものを、今後は見える形でしっかりと進めていきたいというふうに思いますし、今は、海田町は災害に対する災害復旧のロードマップを作っておりますから、それをまずは着実に推進していくというのが、私の今の現段階の使命だというふうに思います。

先ほどからいろんな質問が出てきておりました、砂防ダムの関係もそうです、要望もそうです、そういったものの全てその中の過程の一コマでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）まとめようとしているんですが、再質問が1個ずつありますので、続けて再質問をさせていただきます。

再質問の3番と4番は、どうもホームページや防災メールとかフェイスブックとか、そういったことに固守されております。いろいろ見える化という形で言われておりますが、見える化というのは、町民、私も町民ですけど、町民に対しまして直接向き合って説明することが見える化です。これ、ずっと言っています、今までも。

この度の現場で、いろいろ、私もなるべくメモするようにして、もしメモできなかったら、土砂ずっと運んでいましたし、そういったときにはメモをカウントしたり、聴き取りをカウントしたりして吸い上げたんですが、言われています。今回もしないという考えのスタイルでいらっしゃるみたいですが、説明会とか報告会とか。これ、庁舎建設の移転と同じじゃないかという人もいます。実際にパブコメとか、17件で説明責任を果たしたとっていますね。これはどういうことなのかと。実際、都合の悪いことから少し逃げようとしているんじゃないかと、そういう声もあります。

ここにも書いています。こういった意見を集約しと書いているんですけど、一体どこで皆さんの意見を真摯に受け止める方法があるんだと。直接会えばいいじゃないですか、皆さんに。会を設けて。

こういう方もいらっしゃいましたよ。瀬野川のクリーンキャンペーンのときは率先して前出るんですけど、こうやって土砂災害が起こってから、瀬野川が氾濫しそうになって今堆積しているのに一切来ないと、そういう皮肉の言い方もあるんですよ。だから、見える化とかそういうことだったら、インターネット固守しなくていいじゃないですか。何でそれを、しない理由は、毎回聞いていますけど、私、多分ずっと聞くとお思います、ここについては。なぜしないんですか。ほかの市町は全部データを取っていますよ。姿勢ないんですかね、それ、リーダーの資質として。どうですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）広報手段の話だというふうに思いますが、一応、いろんな形の広報手段は取ってまいりましたし、その過程の中で皆様に伝わっていない点は多々あります。これは、そのすき間を埋めるために、いろんな工夫をしていく必要があるというのは、私

自身もしっかりと反省しておりますし、それに向けて今後は活動をしていきたいというふうに思います。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）するかしないか、ちょっとよく分かりません。活動をするということはするんですか、しないんですか。そこら辺が、多分そのニュアンスがおそらく町民さんがどうしたいのかという疑問になっていると判断してます。苦言を呈しておきます。

ここの再質問の3の中に、まだ言っていないんですけど、先ほどの、これだけの60年の中で、大災害で、先ほどの町内会長さんに紙切れ一枚で配ってくれということは多々あったんですね、それも先ほど副議長からの質疑がありましたけど。町民さんの中には、こういう状況だからこそ広報の臨時号でも発行して、そういったところで全町配るべきじゃないかという意見がありましたけど、なぜそれをしなかったのか、考えにも及ばなかったのか、そこについてお尋ねしますが、どうですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の御提案の内容でございますが、非常にいいアイデアだというふうに思いますが、そういった動きも基本的には考えていきました。そういった中にまずやるべき優先順位の仕事を選択しながら、今までの活動を行ってきた。更には先ほどから何回も申し上げさせていただいておりますが、生活再建、それからハードのインフラ整備、これにおいて、必ず皆様の声をできるだけ反映できる形のものに、まずは見える形にしないといけない。それを時間的に見える形がロードマップだというふうに私は考えております。それをまず仕上げるというのも大前提でございますし、そのための条件整備、それが非常に職員の方々にいろんな意味で負担が掛かってきたというふうに思っております。その条件整備もきちっと整備しながら、法的にきちっと耐えられる状況のものを備えながら、我々執行部は動いていかないとはいけません。そういったところを踏まえて、今の過程がある、現状があります。兼山議員の御提案の方も非常にいいアイデアだと思いますから、今後は議員の皆様の御意見等を参考にさせていただきながら、できる範囲のところを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今後については、国や県や市がこれから応急復旧、復興していくということなので、特に私は今回そこについては聞いておりません。今まで何をしていたんかというところだけですので、そこについてはただ言っているんだぐらいにしか聞き止め

ません。今回はですね。

再質問の2のどこなんですけど、他の市町の動向を見ながらという話をしましたが、決断するべきときは決断しますというんですけど、これもちょっと意見があったんで読めますね。先進地の事例なんかも含めてですね。いつも、状況に応じて臨機応援に対応するんだと、町長が幾度となく答弁されていますが、海田町にとっては本当に過去最悪であるこの災害について、それでも臨機応変に対応する、これはしていないじゃないかと、該当していないじゃないかと、何もしていないじゃないかという意見がありました。

そして、7月20日の金曜日、民地の瓦れきの費用が、全額、国が支援する、補助する、負担するということが決定しましたが、広島市も合意されて、また市町にも呼び掛けております。7月20日のときですね。今度、8月4日の土曜日、自費で撤去した民地の土砂瓦れき撤去費用を国が事後精算に応じる制度を設ける、こうって新聞報道がありました。それに呼応し、被害が大きかった市町が創設に踏み切っております。

でも、この8月4日、ちょうど1か月経過した、ほぼ1か月ですね、経過した中で、その時点でも海田町は三角でしたね、検討中。町長判断として、他の市町のスピードや動向にはついていけなかったんだらうという意見が、私の方に多々ありました。

そして、8月24日金曜日、たまたま私、桑原議長に所用で連絡をさせていただきました。広島県の中央地域振興対策協議会で東京に出張されておりました、内容は、国選議員さんや各市町の首長、議長が一同して、国へ今回の災害の要望することでありました。災害にあった市町で、我が町の海田町だけが、先ほど報告もありましたけど、我が町海田町だけが、議長のみ出席。首長もその代理である副町長も欠席でありました。それを聞きまして、海田町はその声を海田町長自ら要望することはないのでしょうか。

私の質問を遡らせてもらいますと、職務代理の話をしたことがあります。そのときの答弁が、海外出張をしても災害に関しては連絡が付き、指示ができるんだと言うんですけど、東京へは代理も出さんじゃないですか。そこら辺の整合性のなさがどうも説明に対してじっくり浸透しないんですね。これ、実際、答えていただけますか。町民の声は届いていないですよ。台風19号、20号は海田町内だけに上空にいる訳じゃないですよ。この前の説明では、そういう説明をしていましたね。安芸郡全域そういうことになっていますよ。その姿勢自体が、町民の皆さんが不安を感じているんじゃないんですか、どうですか、教えてください。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）兼山議員からの御質問で、冒頭より土砂撤去のことについてのお尋ねが出ております。海田町でこの土砂撤去、公費で町の方が直接実施をするということについては、7月19日に方針を決定した上で、また、それぞれの被災地域の皆さんにもお伝えして、取り組んできているということでございます。

遅かったんじゃないかと、確かに7月6日に発災をいたしまして、一定の日数が経過いたしておりますけれども、この時点で、おそらく土砂撤去自ら行っておりましたのは、広島市だけであろうと思います。広島市は、8.20の土砂災害のときに、既にそういう制度を設けられていたということで、既に制度設計されていきましたものですから、先行して実施をされたものだというふうに思っております。

我々、それを参考に、いろいろ広島市から情報を頂きまして、制度を作りまして、7月19日から実施をさせていただいているということでございます。決して、よその市町に比べて遅かったということはないんじゃないかというふうに思っております。

ただ、住民の皆様からすれば、一刻も早く土砂を撤去してほしいという気持ち、これは非常に我々も感じておりましたので、そういった点についてはもう少し早くできれば良かったのかなと反省をしているところでございます。

それから、先般の中央地域振興対策協議会、この東京要望でございますけれども、これにつきましては、当時、台風が接近しているというようなことがございまして、被災地域が4か所ある中で、事前の避難の誘導とか、そういったことの指示をするに当たって、私の方がおった方がいいだろうというような判断で、結果的にこういうことになりました。大変、議員の皆様方にも御心配をお掛けして申し訳ないというふうに思っております。

今後、これで終わりということにはございません。いろいろな機会がございますので、これは、当然、町長に率先していただいて、また私も必要であれば代理でという形で、いろんな場面で要望活動を行っていきたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今、副町長の答弁の中でも、広島市の動向を見ながらということなので、おそらく我が町の海田町は、他の市町の動向を見ながら検討をし、考えるということで、それがオンリーワンだということが定着したということで、質問を終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は15時10分。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 5 0 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。議長から申し上げます。下岡議員の一般質問の中で、不穏当な言辞があったように思われますので、後刻、記録を調査の上、処置をします。

一般質問を続行します。8番、住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。2項目についてお尋ねいたします。まず初めに、避難情報発令等についてお尋ねいたします。先月の豪雨災害時に、全町域に避難指示が発令されたにも関わらず実際に避難をされた方は2,000名にもなりませんでした。地域防災計画では、小学校区を基本単位とした避難システムを確立するため、被災者が当該小学校区内の指定避難所等に避難できることと明記されているにも関わらず、ひまわりプラザに東や三迫など他の小学校区から避難してきた方もおり、移動中に災害に巻き込まれる危険性もありました。

同じく防災計画には、避難路の選定や避難所の開設、運営、避難誘導に自治会や自主防災組織との連携が述べられておりますが、そのような訓練等は一切行われておらず、計画が絵に描いた餅になっているのが現状であります。

以上のことを踏まえ、お尋ねいたします。現在、3種類ある避難情報の意味を町民の方に周知徹底してはいかがでしょうか。各学校の児童生徒に対して、災害に関する知識や避難方法等について周知徹底してはいかがでしょうか。避難情報発令時の避難場所を、居住地区ごとに指定してはいかがでしょうか。今回の災害では、なぜか民間緊急避難施設を開所しておりませんが、何のために民間施設を指定したのでしょうか。全町域を対象とした総合防災訓練を毎年開催し、避難情報発令時の行動から避難誘導、避難所の運営等を、自治会や自主防災組織など住民と連携して行ってはいかがでしょうか。

続きまして、尾崎川越水対策についてお尋ねいたします。先月の豪雨災害時に、西小学校区に避難勧告が発令されると同時に、尾崎川が越水し、ひまわりプラザへの避難が困難な状況に陥りました。また、9年前の越水時よりも住家の浸水被害が増えました。過去に何度も指摘しておりますが、尾崎川の排水ポンプが増設されていないにも関わらず、中雨水幹線の整備を続けた結果、水位が一気に上昇し、尾崎川が越水するだけでは

なく、尾崎川に流れる他の水路などからも水が溢れ出て、止水壁も何の役にも立たず、広範囲で道路冠水や住家の浸水被害が起きました。

言い換えれば、海田町の雨水対策の失敗が被害を招いており、もはや人災といっても過言ではありません。3月に開催された予算委員会においても、中雨水幹線に関して尾崎川周辺住民を町民と思っていないのかと指摘しましたが、この通告書を作成している8月17日時点においても、止水板に取り付けられているはずの留め具が止水壁に付けられており、尾崎橋には交通規制に使われたバリケードが投げっ放しになっており、町が何一つ今回の被害を調査していないのが明白であり、町長以下執行部が、我々尾崎川越水の被害者を見捨てている証拠であります。

以上のことを踏まえ、お尋ねいたします。尾崎川のポンプが増設されていないにも関わらず、なぜ中雨水幹線の整備を続けたのでしょうか。中雨水幹線沿いに大規模な雨水貯留施設を設置し、尾崎川への雨水の急激な流入を防いではいかがでしょうか。尾崎川の容量を増やすために、ヘドロを浚せつしてはいかがでしょうか。最後、県が行う排水ポンプ増設の明確なスケジュールを作成してはいかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）この際、議長より、議員の皆様及び執行部に申し上げます。発言の際は、マイクを立てるか、マイクに近づいて行っていただくよう、お願いいたします。西田町長。

○町長（西田）住吉議員の質問の1点目の2番目については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

まず、避難情報発令等についての質問でございますが、1点目については、これまで広報紙への掲載やチラシ折り込み、自治会などで実施する防災講話で説明しております。今後、住民に対する周知徹底のための改善に努めてまいります。また、避難勧告等を住民に伝達する際の伝達文について、今回の豪雨災害を教訓とし、緊急度の高まりを分かりやすくするとともに、発令した情報と取るべき行動が容易に理解できる文面に改善するよう、検討してまいります。

3点目については、避難場所を地区ごとに指定した場合、住民の避難勧告等の伝達が細分化し分かりにくくなるため、避難時の道路状況、気象状況等を考慮して、住民自ら避難しやすい避難所を選択する方が安全を確保できるものと考えます。

4点目については、7月6日には広島国際学院高等学校、安芸農業協同組合を避難所

として開設しております。また、民間緊急避難施設は、当該地域の避難の実情等を踏まえ、指定避難所を補完するために確保、指定しております。

5点目については、来年度に防災関係機関、自治会や自主防災会など、住民及び町が連携して行う町全域を対象とした防災訓練を実施いたします。

続きまして、尾崎川越水対策についての質問でございますが、1点目については、中雨水幹線の整備に関しては、これまで、東広島バイパスの工事の進捗に合わせて事業を進めるとともに、下流域となる尾崎排水機の早期完成を要望してまいりました。上流域の雨水整備だけでは浸水対策の抜本的な解決にはなりませんので、これまで以上に関係機関に強く要望してまいります。

2点目については、補完的な浸水対策として貯留施設の設置は一定の効果が得られるものでありますが、中雨水幹線沿いに大規模な雨水貯留施設を設置するには、膨大な費用と長い期間が必要となるため、尾崎排水機の整備がより効果的であると考えます。

3点目については、可能な限り河川容量の増加が図られ貯水能力の向上につながるよう、浚せつの実施を要望してまいります。

4点目については、尾崎排水機増設計画の、できる限り、明確なスケジュールを示していただけるよう、強く要望してまいります。

それでは、1点目の2番目の質問については教育委員会から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）住吉議員の質問に答弁いたします。各学校の児童生徒に対して災害に関する事項の周知徹底についての質問でございますが、各校学習指導要領に基づいた教育課程を編制しており、社会科や保健体育、特別活動等の中で、児童生徒に対して災害に関する知識や避難方法等の防災に関する教育活動を行っております。今回の豪雨災害を受け、その必要性がより一層高まったと考えています。児童生徒が災害に適切に対応する能力の基礎を培い、その能力を高めるためにも、積極的に進めてまいります。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）再質問に移ります。まず、避難情報の伝達ですよね、答弁でこれまで広報紙への掲載、チラシ折り込み云々かんぬんございましたが、最後に広報かいたにきっちり種類ごとに載せたのはいつですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）29年の6月でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）1年以上載しとらんのよ。それで載してます、これまでもやってきています。そりゃ、言い訳にもならんわいな。伝わってないんじゃないけん。避難勧告等、住民に伝達する際の伝達文、佐中議員や下岡議員があれこれ提案されましたが、要らんのよ、そんなことせんでも。避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示、この意味を周知させときゃ、逃げるんよ。

論より証拠の話をしましょうか。ひまわりプラザ、私が水につかりながら避難を呼び掛けて行ったら、乳幼児を抱えた家族がようけおったんよ、若い方が。ただ、よそから来とるのはそれは問題じゃけども。何でかと思うて、後から聞いたら、こども課がひまわりプラザでそういった乳幼児を抱えた保護者に防災教育しとったんよ。その結果が出とるんよ。簡単なんです。周知徹底すればいいだけでしょう。

何が腹立ついうて、発災から2か月経って、それがまだ一度も行われていない。この間にも、今日かすった台風も含めて、三つか四つ海田町に影響を及ぼすかもしれんいう台風来ましたよね。前線の通過で短時間じゃが大雨降りましたよね。発災から2か月経ちましたよね。なぜ、しないんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）この2か月の間に、その3種類の情報を広報等に載せることは、すみません、しておりませんでした。早急にすぐ広報にという訳にもいきませんので、ホームページ等へ上げて周知をする、それから次の広報等に載せるように、それが無理なら折り込みチラシ等も含めて周知するようにしたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）職員はそういうええ答弁するんじゃが、町長、さっき兼山議員の質問に対する答弁で、私は災害死ゼロを目指してまいりました、今回のことを教訓にしてどうたらこうたらと大変すばらしい答弁をしておったんですが、行動が伴ってないじゃない、毎回。ゼロを目指すんじゃったら、意地でもとにかくみんな逃げろと。避難勧告が出たら逃げろ、逃げにゃ死ぬで。今回、見てたら分かるでしょう、海田町でも残念ながら犠牲になられた方の避難開始時間を考えたら分かるでしょう。あまりにも遅すぎた。逆に言えば、あの方は家におったら助かっただけでしょう。あちらこちら土砂で犠牲になられた方がいらっしゃいます。災害派遣で赴いた自衛官の方に聞いたんですよ。広島豪雨

災害のときにも聞きました。この人は逆に家におった方が死なんですよね。今回、高校生の子が行方不明になったケースがありましたよね。最終的に自宅の敷地内で見つかったケース。あれでもそうだったそうです。自宅の車庫におったらこの子死なんです。広島豪雨災害のときに、父子家庭で野球しよった子が死んだ分にしても、この親子が逃げんかったら、家の2階におったら、助かつとった。

逆に逃げるんであれば早う逃げんにゃいけん。遅くとも避難か、避難指示では手遅れに近い。避難勧告が出たら、すぐに逃げなさい、ためらわずに逃げなさい、ということを送りゃあいいだけの話でしょう。あと、何ぼやったって、逃げん人は逃げん。正常化バイアスが掛かるけん。あと、高齢者は面倒くさい、しんどい。うちの母親も避難所に行くのを拒否したけん、家の2階に上げといたんですけどね。そういったことを考えれば、悩む話じゃないでしょう、これ、周知させるの。

今日でも、カラークリナーで全回覧の部数を刷って、明日でも自治会長のとこ、すんません、こんな時期に、これ回してもらえませんかできる話でしょう。そんな悩むことでもないことを、なぜ、この2か月間してこなかったんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この間の対応につきましては、さすがに出遅れた感がございます。そういったことのないように、やはりこういった時期にそういった手を打つというのが、やはり効果的なときでございますので、なるべく迅速に速やかにそういった文面のその意味について、発令の意味について住民周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）速やかに言うたからね、今。できるだけ早くじゃないじゃないですよ、信じてます。

次、学校の児童生徒に対する周知徹底でございますが、児童生徒に対して災害に関する知識や避難の方法等の防災に関する教育活動を行っております。結果が出てないよね。どう見ても、避難所見ても。小中学生の姿が少ない。逆に、さっき言ったように、ちゃんと教育しておったら乳幼児を抱えた家庭が避難してきとるんよ、早々と。やっぱり、そこじゃ思いますよ。やってきてるはずです。実際、東日本大震災の釜石の奇跡なんていう例もあったんですから。

ただし、うちの近所限定の話ですが、アパートの1階に住んどる人のところに避難を呼び掛けに行ったら、小学生を持つ保護者はおりました。早う逃げや言うたら、車どう

したらいいですかと。車はいいから逃げなさい。伝わってないの。この辺、今後、その能力を高めるために積極的に進めてまいりますはいいんですが、どう積極的に進めてまいりますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林） これまでも学習指導要領に則って行ってきた学習があります。どちらかという、教室の中で机上での学びが多かったように感じております。今回の災害を受けて、どの学校も、実際にこういう場ではどのような対応をしたらいいかという、より具体的な活動を主眼に入れた取組を行うということを知っておりますので、教育委員会としても各学校の取組、今回の災害を教訓にした取組について指導助言してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）指導助言してまいりますとあって、各学校現場に防災の専門家の方がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）防災の専門家という教職員はおりません。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）専門家がいなくてもいいんですが、そういった部分、詳しい先生方、校長先生、教頭先生も含めて、そういった指導が本当にできる方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）管理職又は主任層では、こういった学校安全に関わる研修等を受けております。そういった者を中心に教育を進めていくと思いますが、それでも十分でない判断した場合には、教育委員会又は県、国、また外部機関等の助言を仰ぎながら、進めてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その学校安全と今おっしゃいましたね。学校安全の研修を受けておると。その学校安全の中にこういった避難情報が出た場合の行動云々かんぬん、安全な経路の選び方、そういった研修も受けていらっしゃるといふように捉えてよろしいですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい。ただいま学校安全と大きな言葉で申しましたが、その中に、

災害教育とか防災教育、災害があったときにどのように対応したらいいかという対応についても学ぶようになっております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その避難場所よね、居住地区ごとに指定してはどうかという質問に対する答弁が、伝達が細分化し分かりにくくなるため。細分化せんでええでしょうが。避難勧告が発令しました、直ちに逃げてくださいで伝わるように、事前にちゃんと情報を周知しとらにゃ無理。今の防災行政無線から流れてくる放送内容ですら長すぎて分からんのですよ。

防災メールが流れてくるでしょう。あれも文章が長い。ましてや、この豪雨災害の日、町の防災メールが流れておる、県の防災メールも流れておる、エリアメールも流れてくる。ひまわりプラザの館長と言ったんですよ。情報が多すぎて訳分からん。伝えにゃいけないのは何ですか。逃げなさい。どこじゃ、あそこじゃいうのは放送しとる暇ないんですよ、お上品に。事前に避難所周知、あなたはここよ、ここが一番安全よと周知しておったらいいと思うんです。

何でこんなこと言うかいうたら、こないだの災害特別委員会で居住区ごとにどこに避難したかいうのをグラフにしとったやないですか。なぜ、やたらひまわりプラザにみんな来るんかなと思いますよね。東や三迫じゃ、遠いところから。移動中に災害に巻き込まれるでしょう、どう考えたって。危険が一杯。巻き込まれる可能性高いでしょう。だったら最初から、あなたはここ、何かあったらここですよと言っておく方が早いんじゃないんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、防災行政無線で避難所については最低限の文面で避難所周知する必要はあると思っています。防災メールも長いという話なんです、防災メールはやはり文字でございますので、防災無線が聞こえないというようなことがなく、文字で、少なくとも多量にというところではなくて必要なものをというところで、私らは載せていることとございますので、その量については御理解いただきたいと思っています。

細分化につきましては、やはりある程度、私らは自主防災会の防災講話なんかに行くと、防災マップを示しながら、お宅のおうちの近い避難所はここですよというお話は必ずします。

その中で、発災時にそこを選択しなかった、今もちょっと資料を見ているんですが、

やはりひまわりプラザは、町内各地からばらばらと来ておりまして、少し特異性といえますか、ほかの避難所と違うところがございます。これはどういうふうに分析するかは今後の課題であろうと思っておりますが、少なくとも今のところは、避難所は各地域で指定することなく、近隣の防災講話の中で、近隣の近くの避難所についてはきちんと示します。示しますが、最終的に避難所をどのように選択するかというのは、やはりそのときの状況がございまして、避難者の方が選ぶものと思っております。基本的に避難をするという前提は、その避難している途中で避難に遭わないような時間帯に避難するというところがまず第一前提でございまして、そこは併せて周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）まず、防災講話を受講された方、全町民の何パーセントですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）昨年29年度は17回、生活安全課の者が参りまして、563名の方にお話の方をさせていただいております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）3万人おるうちの500名で周知したところで何にもならんでしょう。じゃないですか。自分で安全な場所を選んで避難してくださいと言いますが、逆に町民の方は不安なんですよ。うちは近いからいいですよ、避難所が。どこからも中途半端な人によく聞かれるんですよ。どこに逃げたらいいんですか。だから、示してあげにゃいけないのです。なぜ、それをしとあげないんですか。しとあげないから、遠いところからひまわりプラザに逃げてくる人がばらばらいたんでしょう。特異性、何でかいうのは何となく分かりますけども、これまで日本全国各地で起きた災害の犠牲者の中にも移動中に亡くなった方一杯いらっしゃいますよね。そして、そうならないように、早くに避難していただく必要があると、今答弁されましたが、瀬野川を原因とする避難勧告から避難指示までの間、数十分しかなかったですよ。しかも、JRが3時半頃から運休停止したんで道路大渋滞していたんですよ。実際、車で町内わずかな距離を移動するのに1時間掛かった方がいらっしゃいました。そういったことを考えた場合、お好きなところへどうぞというやり方が正しいのか、その方が自己責任になりますから、行政の責任がなくなるからいいんかもしれませんけども、さあ、お好きなところへいらっしゃいと、事前にあなたはここへ逃げてください、ここが一番近いですよというのと、どちら

が犠牲者が少なく済みますか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本） ちょっと私の答弁が上手じゃなかったと思います。まず、指定をするということと、お近くの避難所をお示しするということはちょっと違うと思います。あなたは絶対ここに行きなさいよと指定するのではなくて、あなたの地域にはここここの避難所がお近くにありますよとお示しをして、それを周知する。どうぞお好きに好きなどころへ行ってくださいという訳ではなくて、基本的にはお近くのところをお示しして、そこは近いですよ。避難というのは基本的には徒歩が原則でございます。なのに、遠くの方から車で行くとなると、途中でいわゆる渋滞に巻き込まれて、その間に冠水があつてというようなこともあろうかと思しますので、基本的には指定するのではなくて、お示しをするということの周知をしたいと思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉） この町長の行政報告を見ても、防災訓練について避難情報を受け取った後、自ら避難所を選定して避難する、より実践的な訓練といたしました。できていないよね。ひまわりプラザの駐車場は満車になったけん、いろんなどこから来て。逆に、早い段階からよそから来た人で一杯になつとるけん、地元の間人、諦めて帰った人もおるんですよ。そういう問題もある、本来。だから、そこは抜いといても移動時間を短くしてやらにゃいけんでしょう、どう考えても。

その周知も、さっきの言った3種類の避難情報の意味の周知とひっくるめて、それは早急にできますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽） 確かに迅速に避難をしていただくのには、やはり近くの避難所へというのが最も重要なことだと考えております。そこは十分にそういった行動が取れるように、先ほどの避難情報の理解していただくのと含めて、周知を図ってまいります。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉） 民間避難施設、2か所開けておりました。その後は、当該地域の避難の実情等を踏まえ、指定避難所を補完するために確保、指定しております。実情を踏まえて補完するとはどういった意味でしょうか。具体的な説明をお願いします、分かりにくいので。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）民間の施設でございますので、避難所は基本的に公共施設から開けていくのがセオリーといたしますか。その中で付近に町の施設がなくて、人数等で避難所がそれで持たないというときには、民間施設を借りて、そこを補完するというものもあれば、津波の緊急避難施設のように、いわゆる建物の特性の、特化したところを活かして指定すると。そこは実情というものと、そういうふうと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）ちょっと聞いてみましょう。福祉センターとひまわりプラザ、洪水時の避難所としては何階以上を使うように、地域防災計画に定めてますか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）3階でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）実際にはひまわりプラザは2階にも避難者がいたんです。福祉センターは1階にも一杯いたんです。足りてないですね、避難所。補完するときじゃなかったんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）避難所の増に伴いまして、海中、海小、東小等々、広げていったところでございます。その後は、町の職員の体制であるとか、避難物資の輸送の問題であるとか、様々なところがございまして、7月6日の当時におきましては、避難所はあの数で何とか対応したというところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）対応したのと安全じゃったという話は別でしょう。そこは考えた方がいいんじゃないですか。一杯になってから開けよった、移動してください、さっき言った話ですよ。災害に巻き込まれる可能性あるでしょう。最初から開けてもらわにゃいけないじゃないですか、民間施設。今の執行部の考え方ですよ、課長の個人的な思いじゃないはずですから、答弁は。そう考えた場合、今の海田町の避難のあり方、一つの避難所が一杯になりました、次、別のところへ移動してください、大雨が降る中、津波が来るかもしれない中、土砂が崩れるかもしれないという中、ここ一杯になったから別の避難所へ移ってくれ、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）一旦避難された方をそこから移動さすと、そういったことは非常に危

険な行動だろうとは思いますが。そういったときに、違う避難所へ新しく来られた方を誘導するというのも、また避難所を分散さすという意味では行えることだろうとは思いますが、まずこちらの方も、最初、何人どれぐらいの避難者があるか分からない中で、取りあえず最初に、いの一に開ける避難所をまず開いて、それから、避難者が多い、全域に避難指示を出さなきゃいけないというような状況を鑑みながら、避難所を順次広げていきたい、そのときには一旦入った方を移動さすのではなく、新しい方をそちらに行っていていただく、そういった措置で対応をしてみたいと。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）そんなこと、当時、ドタバタしているときにできると思うか。無理でしょう。瀬野川が、先言ったように、避難勧告から指示まで数十分しかなかったじゃけん、誘導なんかできやしません。それだけの職員の余裕はないでしょう、全然。今回たまたま早い段階から警戒しとったけん、全職員はほぼ動員できたけども、あれ、土曜日の夜中じゃったらどうする。何人おるん、何人来れるん。そういうことなんですよ。今回、ほぼ全職員が動員、使えてもこれだけバタバタしたんでしょう、皆さん。

ひまわりプラザの館長に瀬野川の状況報告入っとるかいうと、全然入りません。しゃあないけん、日付替わったけえ警戒員にちょっと無線で聞いてみてって聞いて、返事が来るまですごい時間。その返事は、瀬野川は越水もしてなければ崩れてもおりません。朝になったら大うそやね。護岸崩れておるやないか、ちょっと越水しよったよ。そんだけ皆さんバタバタしてたんでしょう。避難所、しょっぱなから全部開けてもらえりゃいいじゃないですか。ましてや、こうやって何時間も前から大雨降るでというときに開けられなかったもの、津波のときに開けられる訳ないでしょう。南海トラフ地震発生から津波の第一波到達まで50分しかないんでしょ。数時間でも対応できなかったものが、たった50分のときに何で対応できると考えていらっしゃるんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今回の大雨の豪雨の状況につきましては、ある程度、日中ということで職員もおったと思います。じゃ、これが土日、職員がいないときに起こったら、ただその状況にもよるんだらうと思うんですが、あらかじめ天気を読めれば早めの参集を掛けたりということで、これまでも対応はしてきたところでございます。

ただ、おっしゃるように、最初から全部開ければ皆すぐに逃げられるじゃないかと、それは確かにそうなんです、ただ公共施設は土日も職員がおったりして、すぐに避難

所を設置することはできるとは思うんですが、学校とか民間の施設につきましては、宿直がいるかどうかというの、すぐに開かれるかどうか、体制にあるかどうかというのは、すぐには開けられない状況もあろうかとは思いますが、まずは公共施設を対象になるべく数量を勘案しながら開設し、またその後に民間の企業さんの中にもお願いをしてまいりたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その公共施設をまず開けます。畝の人はどこに行ったらいい、公共施設だけじゃなく。勝丸恭子さんが取材していましたね。NHKの夕方のニュース、流していましたよね。畝の方が水に浸かりながら海田公民館まで逃げてきた。でも、そのときは河川の氾濫のことしか気にしてなくて、土砂が崩れてくることは考えてなかった。畝から海田公民館までその西国街道ずっと歩いてきたら、板挟みですよ。土砂崩れてくるかもしれん、川が溢れてくるかもしれん。非常に危ない避難をされた訳ですよ。

じゃ、家におったらどうじゃったか。たまたまその方の家は無事でしたけども、その2軒上がぐちゃぐちゃになってる訳ですね、土砂で。

ということで、公共施設だけで足りるんですか。さっきから、ずっと部長と課長ばかり答弁している。これは誰の判断。今の答弁。取りあえず、公共施設だけ開けときゃ何とかなるじゃろう。まずそこへ行きましょう。誰がこういった統一的な見解を決めたんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）やはり、避難というのは災害が起きそうな瞬間に避難をしていただくんではなしに、早めの避難、そういったところで避難していただかなければならないと、我々も今回の災害を教訓に、そこら辺も十分活かしていかなければならないという認識をしておりますので、まずは危険になる前の避難といったところで、避難をしていただく、そういったところで住民の皆様にも周知を図っていきたくて考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）今、例を出した方が何時に避難を開始したんか知らんけども、さっきも言ったよね。瀬野川に関しては勧告から指示まで数十分しかなかった、でしょう。そのころにはほんと、ぎりぎりじゃったらしいじゃないですか、瀬野川の水位。

というか、たまたまSNSで見つけた、全然情報が入ってこん、どこからも。ちょうど役場の向かいの東昭和公園かいね、三角形の公園。あつから役場方向に撮った写真が

1枚見つかったんです、そのとき。あともうちょいで溢れるよ。

だから、早めに避難しても間に合わんことだってあるでしょうが。早めに避難開始しても避難所までの移動時間が長かったら意味がないでしょう。そうじゃないんですか。車使わんでくれという考え方なんでしょう。歩いて行ってくれという考え方なんでしょう。大雨が降る中であっても。それは正しい判断です。じゃ、移動距離を少しでも短くしてあげようというのは行政の考え方じゃないんですか。なぜに、確かに公共施設は開けやすい。けども、それは避難所を開くことが目的になってしもうとんよ。避難所を開けるのは手段のための一つ。目的は何や。町民の命を守るためでしょうが。じゃ、ぐずぐず言わずに開けてもらやりゃあいいでしょう。普段からそういう打ち合わせをしときゃいいでしょう。いざとなったら、開けに行きますから鍵を1個ください、普段から。それだけじゃないんですか。これまで山ほどここの民間緊急避難施設、協定を結んできて、いざ本番、2か所かい。じゃけえ、さっきから、絵に描いた餅や言うとる。防災計画は絵に描いた餅じゃいうて。

なぜ、それをやろうとしないんですか。皆さん、発災からずっと大変な思いをしていました。不眠不休で闘っていました。しんどいのも分かります。でも、2か月経ちましたよ、2か月。台風も三つ、四つかすりしました。にも関わらず、何も変わっていないんです。まず、町長、さっき行政報告で言ったじゃないですか、行政報告じゃねえや。下岡議員じゃなくて、兼山議員の再質問に対する答弁で言ったじゃないですか。私は災害死ゼロを目指してまいりました。大うそじゃないの。避難所を開けとらんのじゃけえ。守れる訳がない、命を守る場所が開いとらんのんじゃけえ。町長、いつも理念はすばらしいんよ、言うことは。でも、動いていない。難しいことを言っていますかね、私は。

普段から協定を結んだ民間施設の管理者なり所有者に、お願いします鍵を1個ください、開設が必要になったらこっちで開けますから。もし職員が行けんののであれば、それこそ去年の防災の、何や、自主防災リーダー養成講座でDVDを流したでしょう。避難所も救援物資の倉庫も、自治会長が開けよったじゃないですか。そういった教育、町民の方にしたんでしょう。しておきながら、なぜできないんですか、それが。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）決してできない訳ではないので、そういった緊急時の民間の避難所についても、協議をして、円滑に、公共施設と同時にという訳にはいかないのかもしれませんが、円滑に開所できるようなちょっと話し合いをしてまいりたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）で、総合防災訓練の話ですよね、来年度からやりますと、ええんですが、これはまさか見せるための防災訓練ではないですね。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）総合防災訓練と質問を受けましたので、昨年度、総合防災訓練をやって、関係機関のいわゆる展示型と実用型をミックスしたようなものをした訳でございますけども、この次、思い描いているのは、いわゆる町民全体の避難訓練であるとか、実動的な訓練というものを想定しております。内容については今後要領等を作って、中で揉んで、それを自治会等に示して、また揉んでということで、やっていきたいというふうに思っています。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）確認ですが、まかり間違っても1か所に集合してやりましょうという訓練じゃないですしょうね。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）例えば、今回の南小校区の防災訓練にしても、会場を設けずに町長、副町長さんとかは役場において、役場から指揮をするというような、普段のやり方に合わせたような訓練をしました。次はそれの全町版といいますか、内容ももう少し詰めていかんといけんと思っておりますけども、会場を一つにしたいいわゆる展示型ではなく、実用型の訓練と考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）次、尾崎川越水対策ですが、これ、答弁、ばあっとあれこれ書いていますけど、結局、分かりやすく一言でまとめれば、何もしないということによろしいですね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）昨日、県知事の方に要望しておりますけれども、一番は尾崎排水機の早期整備、それまでの間についての応急対策も併せて要望させていただいております、今現在、止水壁の嵩上げといいますか、足りないところについての整備を進めていただいておりますので、最終的には排水機場の完成、それまでの間の暫定的な応急処置というのを二本立てで要望してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）今の答弁聞いて、やっぱり調査しとらん。当日明け方、水が引き始めた

とき、止水壁に1枚、止水壁に止水板、入れとったね、ちゃんと。結果、どうなったか。尾崎川の水位は下がって、張り出し歩道の水は、冠水はほとんどなくなったんです。でも、車道は冠水しっ放しなんです。なぜか。上流からばんばん水が流れてきよるから。じゃけえ止水壁を1メートルにしようが10メートルにしようが100メートルにしようが、浸水するんじゃけえ。今回の浸水したところは。雨水が排水できないから。実際、南堀川公園のすぐそばの雨水桝がグレーチング、水が噴き出しておったんですよ。なぜか。上に2号線の高架が走っていますよね。そこに降った雨水がパイプを伝って、一気に公園の付近に流れるんですよ。でも、尾崎川が一杯じゃけん、排水できんけんけえグレーチングから噴き上げる。今、メモしちよるけど、これ、9年前にわしは役場に言うるとる、この話。要は、そういったデータは全然取っとらん訳よ、尾崎川の越水に関して。そして、今回、今止水壁のどうのこうの言うたけども、現場におった警戒要員の職員の話をよく聞いてとったら、止水壁は何の役にも立たんというのが分かっとったはずなんですよ。

しかも、何が腹立ついうて、若い職員が一生懸命に状況を無線で説明しちよるんです。止水板を取っていいですか言うて。道路は冠水しとるけど、川は水が引いています。にも関わらず、本部からどういう回答が出たか、ちょっと待て、しばらく待て、いつまで経っても回答が出ん。最終的に、水が引いたんなら交通規制を解除せえ。そうじゃない、車道は冠水しとる。歩道は確かに水は引いたけど、車道は冠水しとるんよ。上から水がどんどん流れてきよんじゃけん。そんなことすらも2か月も経って全然調査しとらんなというのが、取りあえず分かりました、今。

町としてはどうするん、排水ポンプが、排水機場が増設されるまで。何もしないん、何もませんか。中雨水幹線の整備が確かに必要なのは分かりますよ。でも、それによって一気に尾崎川が増水するんですよ。あれがないころは、ポンプは昔の旧軍が造ったやつを今のやつに入れ替えてから、ほとんど越水せんようになったんですよ。中雨水幹線の整備が始まってから、またちょこまかちょこまか、何か微妙な水位になり出したんですよ。9年前に床上浸水して、そして今回、明け方の越水で、尾崎川沿いの道路は幼稚園のプール並みの浸水です。にも関わらず、町は何もしないんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、お話しになった尾崎川のところについては、やはり、一つは越水対策ともう一つは内水でございます。その2本立てで考える必要があると思います。今回、降った雨は特別なので、あれは別といたしまして、やはり今回の災害も踏まえて、

どういった内容で、これから先、特に内水でございます、その内水氾濫をどう考えていくんか、これは今回の災害の検証も踏まえて、これは、私の方でしっかり検討の方をさせていただきます。尾崎川の部分の越水対策は、止水壁が有効だと、それは今も思っております。しかし、一方で内水の分については、やはりはけないところがございまして、そちらの方はこちらの方でしっかり検証させていただきます。

もう一つ、ポンプの方をやはりこれが根本的な解決策になりますので、これを、とにかく早くしていただけるように、強く、何回も県の方には要望して、早期の実現につなげていきたいという具合に考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その止水壁が有効なのは、私は分かりません。1回目の夕方の越水時、あの避難勧告と同時に越水した分、止水壁、止水板、ちゃんと職員が締めてくれとった、ありがたいことに。その両方の水位、同時に上がってきよるんです。それにも関わらず、そしてさっき言ったように、川の水位が下がっても止水壁より内側、要は道路の方の水位が高い。それは職員も見ています、警戒に当たっている職員も。見て、こういう状況じゃろういうて。にも関わらず、なぜ止水壁が有効と考えているのか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）先ほども申しましたが、今回の雨はちょっと特別だと考えております。それまでの分であれば、ある程度は有効に考えて、そういったことで県の方も引き続いて、海田高校のところを、止水壁、越水壁ですよ、あちらの方に取り組んでいただいたと思います。今回の雨は時間69ミリでございますので、その内水がいろんなところから、幹線から水が入ってまいりますので、そのところについては内水の対応策というのは、今後の検討課題にさせていただければと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）今回の雨は異常でした、検討しますいうて、あの止水壁を造るきっかけとなった9年前の越水時、10分ほどで17ミリ。そういった、ちょっと異常な雨に備えるために、対策を取ってきているんでしょう。にも関わらず、その止水壁が役に立たなかった訳ですよ、今回、残念ながら。部長、あんとき課長じゃったかな、一生懸命県に働き掛けて。正直いうて、県会議員よりも仕事ができただけ。県会議員がようやらなかったのを課長が西部事務所へ、そりゃ、話が違ふじゃろうと行って、止水壁も県がちゃんと、止水板か、県が造った。ただし、やっぱりこの異常な雨でしたら、内水氾濫、内水、

何で流れんの、簡単です、全部尾崎川に流れるようになってるから。しかも、そこに中雨水幹線を使って一気にどんと流れてくる、水位、ほんまにすごい勢いで上昇するんですよ。9年前もそうでしたよ。蟹原の方が道路冠水、先にして、それが引き出したら尾崎川が一気にどーんと溢れたんですから。そう考えた場合、抜本的に中雨水幹線は町の責任で造っとんですから、排水機場の増設までの間の対策、これ、答弁書を読んだら、全部県。確かに尾崎川、県。でも、そこに全部水を雨水に流すようにしとるのは町が勝手にやっとなる訳ですから、昔から。

じゃ、やっぱり、町も対策を考えにゃいけないんじゃないですか。なぜ、それ、今回、全然、あんだけ派手に増水さしといて、避難勧告と同時に越水いうて、どないせえいうん。何が早めに避難してください言うても、もう間に合わんじゃないですか。というのが本音ですよ。

そういった状況を、当日、現場におった職員が見ています。7月30日の災害対策特別委員会でも私は言っています。にも関わらず、答弁がこれかいなど。じゃけ、言うんですよ。町長、あなた、私ら尾崎川浸水被害者を見捨てたんですか。町として何もしないという答弁ですよ、これ。要望します、要望します、要望しますはもう9年前からずっと言っている。その答えが今回の被害。雨水貯留施設を造ってくれ、これ、何年も前に私言いました。そのときの答弁も、県に要望します、こっちの方が優先ですから。

結果、9年間経ちました、確かに話は進んでいるのは聞きますが、排水量は1トンも増えていない、1トンどころか、1リットルも増えていない、毎秒。9年間何も変わっていないんですよ結果としては。だから、何とかしてくれ言うとなのに、何もしませんという答弁書は一体どういうことですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）言われるように、確かに我々は、いろんな減災対策に取り組んではまいりました。その結果として、今回の災害では十分な機能を果たせなかったというところについては、やはり我々管理者として大いに反省するところはあると思っております。そういった意味も踏まえまして、やはり、今回の災害を踏まえて、内水氾濫も含めて、まずは検証させていただきまして、どういった形の今までからもっとステップアップした対策が取れるかどうかも含めても、その辺は検討をさせていただきます。それで、少しでも被害の軽減につながる対策の方は考えさせていただきます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）あんまりしつこうやるまい思うたけど、確かにちょっと納得いかん、答弁聞きよって。検討します、そりゃ、検討してもらわにゃ困るけども、2か月経って何も検討しとらんのかいと。2か月じゃない、9年前。9年前にも被害が出て分かつた。そして今回また同じような、それ以上の被害が生じて。でもまだ検討ですか。これ、強く要望してまいります、これまで以上に強く要望してまいりますと言いながら、町長が県知事に要望したんは、昨日が初めてでしょう、発災後。しとらんじゃないか、全然。今頃、2か月経って取り掛かっていきよったら、緊急性ないいうて判断します、知事も。限られた予算なんじゃけん。

前の山岡町長、9年前越水したら、次の日にちゃんと見に来ましたよ、自分の目で。今回確かに被害が広範囲でしたよ。さっき、兼山議員が何度も言っていました、私は発災から2か月経って、町長、南堀川とか尾崎川周辺で見えていないんです。あの辺の方にも言われたんですよ。中国新聞にインタビュー記事が載りましたね。尾崎川のことを聞かれて答えていましたね、町長。何、あの町長、偉そうなこと言うて一遍も見に来とらんじゃないかと。

だから、私は今回、あの辺の人間を見捨てたんか、実際、バリケード投げっ放しにしとるし、いつまで経っても。通告締め切りの日の夕方になって、ようやくバリケードを取っ払って、止水板に取り付けとるネジを外したでしようが。それまで、バリケード投げっ放しよ、1本だけ。あれを見て調査しました、南堀川じゃねえ、尾崎川の浸水被害のことを考えてますいうて、誰が信じる。誰も見とからんから、誰も調べとらんから、あんなみっともないまね1か月半続いたでしようが。誰か見とったら片付けとるわいね。バリケードなんか、分かるんじゃ、見りゃ。

そして、今回、一般質問で出しました、何らかの対策が出てくるんかと思うたら、何もない。全部要望します、要望します、要望します、4問とも要望しますじゃの。主体性がないんよ。町長言ったでしよう、兼山議員の質問に対して。災害死ゼロ。避難できんようにしといて、ゼロもへったくれもあるかいな。平屋に住んどる人もおるんよ、アパートの1階に住んどる人もおるんよ。その人ら、しゃあない、水浸かりながらひまわりプラザに行ってくれ言いましたよ。

その後もひまわりプラザ、避難勧告出ました、避難してくださいと放送しよるけども、そんな危なっかしいことできんから、しゃあないから、ハンドマイク持って水に浸かりながら、2階に上がっといてくれと。周りよる最中、今度は避難指示、緊急。逃げれん

じゃん、水に浸かっつる。実際、細かい、細い水路はあったんですよ。そこ、大した浸水深じゃないけえええじゃろと通ったら、流されそうになった、足元すくわれて。

それ、何が災害死ゼロ。そこまで言うんなら、なぜ主体的な方法が何一つ出てこないんですか、海田町長、尾崎川に関して。要望、要望、要望、要望、その要望が昨日初めて。どうするんですか、どうしたらいいんですか、尾崎川で苦しんでいる人間は。大雨降る度に悩まにゃいけん人間は。町長が代わったら少しは前進するかと思ったら、何も変わらんわ。まだ前の町長の方がましよ、調べに来たけえ、自ら。

しかも、今も町長は、昨日になってようやく県知事のどこに行きましたいうて。何やねん。強く要望しました、で、スケジュール、これも要望か。いつできるん、じゃ、この排水機場の増設はいつできるんですか、何年何月にできるんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）整備スケジュールの提示について要望したところでございますが、今回の災害が発生してしまったこと、また、その補償工事の中で自衛隊官舎等々の補償等がございます。相手側もあるということから、なかなか明確なスケジュールというのはお示しいただけないところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）じゃ、どうするの。何年掛かるか分からない、これから先。また10年掛かるかもしれん。10年掛かってもできんかもしれん。その間、どうするん。じゃけん、貯留施設を造ってや。中雨水幹線造ったのは町じゃないですか。その責任を少しは負いなさいよということを提案しました。それすらもせん。どうするんですか、どうしたらいいんですか。早く逃げなさい。いや、逃げれんのんじゃい言うん。避難勧告出たころには越水しとったんじゃけ。逃げれん。でも、町は何も対策をしてくれん。どうしたらいいんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）先ほど、ちょっと私の方からお話をさせていただきましたが、やはり今回の災害を受けまして、まずは、やはり検証の方をさせていただきます。内水氾濫も含めてですね。今までそれまでやってきたいろんな減災対策については、我々としてはポンプができるまで最大限やらさせていただいたつもりではございます。それは十分ではないというのが今回分かりましたので、まずは検証をさせていただきます、どういった対応策が取れるのか、今までやったもののプラスアルファですね、少しでも被害の軽

減につなげる方策というのを、今後御提案の方はさせていただきます。その作業に今少し時間を頂ければと思います。

やはり、我々内部の職員だけではとてもそういったことはできませんので、一旦、外部の方に出して、県とも相談しながら連携を取ってやるということになりますので、その対応策について、今しばらく時間を頂ければと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）水掛け論になったら、いつも止めるんじゃないけど、これ、さすがに止めれんわ。9年間何も前進さしとらんのに。前進させていない挙句、これから検討します、部長を責める訳じゃない。部長はようやってくれとる。が、遅いんよ、今回は。もう2か月経って何もう何も答えが出てこん。私が言わんでも、当日分かっった話でしょう、もう。避難勧告と同時に尾崎川越水。そりゃ、職員から連絡が入っていたはずですよ、現場の警戒。けども、データ見ても分かりますよね。にも関わらず、これはほんま腹立つわ、後回しにしやがった。

派手に被害が出た方にばかり目が行って、浸水被害ぐらいどうでもええわ、どの議員が言ったか分からんけども。土砂じゃなくても水が入ったぐらいじゃたら大したことない。冗談じゃない。下水まじり、汚水まじりの水が上がってきとんじゃ、家の中に。その臭いが取れんよ、時間が経っても、掃除しようが。もちろん、畳の上まで浸水した人はぐちゃぐちゃよ畳。何で、ほんま、あの瀬野川の護岸のことでもそうだった、あのひまわりプラザとつくも橋の間のことでもそうですが、土砂の方ばかり目が行っとるよ。確かに甚大な被害が出ました。じゃが、水につかった人間も被害を受けとる、これ、2回目よ。私が議員になってから9年半で2回目よ。何も解決していない。さんざんっばら尾崎川の排水ポンプの増設云々かんぬん言うて。

ようやく話が、姿が見え出したかの、じゃ、いつできるん、分かりません。ましてや、この今回の災害があってから、更にどうなるか分かりません。でも、町長は、私は災害死ゼロを目指してまいりました。今回のことを教訓に更に改善を進めてまいります。答弁書、どこにも改善しとらんやん。今までどおり、何も変えません、県任せです。浸水してもそりゃしゃあない、県がポンプ増設してないから仕方ないですね。早う増設してくれるよう、要望します。尾崎川は県の所管かもしれんが、そこに住んどるのは海田町民よ。ほんま他人事の答弁書やな、これ。

もう一遍行く聞くよ。土砂対応を一生懸命やったのは目に見えます。ほんま、何十年

と経験がなかったこと、皆さん大変だったと思います。不眠不休でやっていました。メンタル壊れかける管理職も一杯見てきました。一生懸命やっています。そこは評価します。がよ、浸水被害者完全無視しとる。無視した結果、何も答弁が出てこんのよ、2か月経ってもどうします、こうします。県に要望したんは昨日が初めてよ。

もう一遍聞くよ。ちょっと聞き方を変えようか。前の町長にも同じことを聞いたんよ。尾崎川流域、尾崎川沿いに住んでいる人、あれは海田町民じゃないんですかね。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）尾崎川流域においての住民の方々の御心配は重々知っておりますし、その方向の要望活動も我々は行ってきております。今年度の今年の1月も当然ながら行っておりますし、5月、そのときにも行かせていただいております。

今の話でございますが、実際にどのような状況でそのような越水、又は内水氾濫という形のもの、やはり検証をしっかりと進める中に、具体策を求めていきたいというふうに思っておりますので、そこをしっかりと検討しながら、今後できることの研究を進めながら、自治体に行えることを確認しながら実行に移していただけるように頑張っておりますので、御理解の方をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）理解できる訳ないでしょうが。西田町長が町長になってから初めてのことももしれんけど、私にとってみりゃ、これ、何回目やいうて、あそこに住んでから。何も変わっとらん。何も進歩していない。それを、今から検討します、頑張ります、要請します、これまでも要請していましたが、これまでの話は、要請は災害が起きてから、県に言ういいチャンスだったでしょうが、あんだけの被害が出たんじゃけん。こんな被害が出たので、避難所避難できるようになったので、早う何とかしてくれって、すぐに行っときゃいいもの、2か月経って行っときゃ、意味がないわいな。優先順位は後回しやわ、そんなものは。

もう切りがないし、時間も少なくなってきたよるけん、終わらせたいけど終わらせんよね。その場しのぎの答弁ばかり返ってきたよって。これから検討します、それは必要なことです。じゃ、明日の朝、大雨が降って、あそこが溢れたらどうしたらいいんですか、わしら、あの辺に住んでる人は。水に浸かりながら検討結果を待てばいいのかな。県がポンプを増設してくるのを水に浸かりながら待てばいいのかなと言われれば、何て答えますか、皆さん。

9年前にも越水して、今回も越水してその対策は何もない、町としての対策が。この9年間に中雨水幹線、ばんばん整備してきたでしょう。本音の部分じゃ嫌だったけど、町全体のことを考えたら、私は反対できんわね、予算に。町会議員としては。

じゃが、さすがに我慢の限界よ、って思っているのに関わらず、答弁が何も変わらない。

もう一遍言うよ、切りがないけん。というか、もう疲れたら終わりたいんじゃ。ところが、終わらすような答弁が全然返ってこんのよ、今回。あの辺に住んでいる人は今晚大雨が降ったらどうしたらいいんですか。同じように避難勧告出たと思って、ぱっと玄関に出たらもう越水していました。どうしたらいいんですか。災害死ゼロを目指すんですよ、町長。でも、現実問題、避難所へ移動できなかったんです。2階建てに住んでいる人はいいんですが、平屋に住んでる人やアパートの1階に住んでいる人、高齢者もいれば1か月前に赤ちゃんが生まれた家庭もあったんですよ。それに逃げえ言うて、逃げれんじゃん、水に浸かっとなるのに自治会長として不本意よ。階段の踊り場に一旦上がったってくれ、水が引いたら呼びに来るけえ。

一つ、最後に聞こう。ポンプはいつできますか。そして、今晚大雨が降って同じように避難勧告が出た思うたら、もう越水しとった、どうしたらいいんですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほどの繰り返し答弁になりますが、まずハードの面では非常に時間が掛かるということの御理解をしていただきたいということでございます。その間に、ソフトの面の対策を強化していくということも含めて、御相談をさせていただきたい。自治会等の連携を図ることが非常に大切になってくると思いますから、それはそれで進めていくということでございます。

それと、先ほどの、実際のハードの越水の件で、内水氾濫と越水の関係です。これも今回の状況の中に、私も少し危惧するところが、要するに写真の中にありましたので、その調査研究をしっかりと進めながら、検証させていただいて、具体的に簡易式のポンプを持っていただくとか、そういった手法が間に合えば、急に起きたとき、そういったことも踏まえて、今、しっかりその検討をしていきながら、その要望も今回の要望の中には入れさせていただいております。それが現実に関に合うかどうかということになると、非常に疑問符がわきますので、そういったところの内水のポンプアップを含めながら、そういったものの具体的な方法論がきちっと検証の中に、次の設計の中に織り込めて、その内水、越水、両方が改善できるように、しっかりと努力してまいりますので、

今後ともその動きをしっかりと見ていただきたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）聞いたこと、全然答弁になってないですが。どうしたらいいんですかという答弁がなかったんです。まあ、多分、答えがないんでしょう。いつポンプができますか、答えがないんでしょう。ただし、今、町長が最後に言った答弁は信用しますよ。もう9年間で2回越水して、それを問い質したら、何も答えが出てこん、要望しますしか出てこん。そりゃ、無責任なよ、いくら何でも。地元の自治会長と住民に責任を押し付けておしまい。無茶言うなよと、こっちは素人じゃ。ほんまにあそこは困つとるんよ。

あと、止水壁も越えたけんな、今回。午前3時の越水で。止水壁は役に立たん。あんまり期待せんで、止水壁は。一生懸命頑張ってくれたんはうれしいけども、残念じゃった。部長が課長のときに一生懸命やってくれたんじゃが。やっぱり、ああいった大雨が降ったら無理じゃ。そういった部分も頭に入れて、早う答えを出して、早う結果を出してくれ。何遍も我慢してきたんですから。要望、やっていただくのは結構です。早く答えを出してください。早くポンプを完成させてください。今、ポンプをどこかから持ってくると言いましたよね。もう置いといてください、はなから。足らんのですから。という形で終わります。

○議長（桑原）10番、久留島議員。

○10番（久留島）10番、久留島です。1件だけ質問をさせていただきます。春日神社の修復についてでございます。この度の豪雨災害により、古くから地域に親しまれている春日神社が、周辺を含め大きな被害を受けました。各自治会は子どもたちとともに秋祭りの準備をしていた途中なので、一同残念な思いが堪えません。災害は人命に関わるのが第一でありますので、必要な関係工事が落ち着きましたら、地域の文化と伝統を守る行事を推進するためにも、是非復旧に町の御協力をお願いしたいという声が地域から上がっています。政教分離などの問題もあろうかとは思いますが、可能な範囲での対応はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問に答弁いたします。春日神社の修復についての質問でございますが、平成30年7月豪雨災害で被災した春日神社については、大正12年の豪雨と土石流による旧社殿の流出を乗り越え、現在においても地域のコミュニティの場として利用されております。平成30年7月豪雨災害で被災し、春日神社のように、地域のコミ

ユニティの場として長年利用されてきた施設の再建に対する支援については、今後、他団体の事例等を調査し、研究してまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）再質問をさせていただきます。神社の本殿もですが、その周辺のインフラ整備ですね、先日頂いた災害復旧ロードマップを見させていただいたんですが、この畝二丁目の楠木谷川の辺りですね、ここが豪雨で流れて破損しておりますが、この整備についてでございますが、大体完成するのはいつ頃になるか、お願いいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）楠木谷川につきましては、広島県の方で、緊急砂防事業として砂防えん堤の整備が決定しておりますが、まだ具体的な設計でありますとか、完了時期についてははっきりしておりません。いずれにしましても、砂防えん堤の整備に当たりましては、工事用道路等の計画も必要になってまいりますので、それらの計画と整合性を図りながら、できるだけ早く整備の完了を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）このマップでは、平成31年度の後半ぐらいまでのチェックが入っておりますが、宮司としましては、今年の祭りをやりたくてしょうがないんですよ。それはどうにもならんといたしましても、来年ぐらいには間に合うかどうか、このマップを見ましたら、ちょっと無理があろうかと思いますが、ちょうど1年と1か月ぐらい先になるんですが、それもちょっと分かりませんかでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）砂防えん堤については、年度内に着工して完成させるというのは伺っておるんですが、その砂防えん堤の基数が1基で済むのか、2基必要なのか、その辺については、設計をしてみないとはっきりと明言できません。それに付随して流路工という下の水を流す工事等々もございますので、できるだけ速やかに砂防えん堤の整備を進めると伺っておりますが、それらと歩調と併せた形での道路等の復旧工事になるかどうかと思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）大体のことは分かりましたが、参道の横に側道があるんですね、お宮の。その辺りが整えば、形が付くと思うんですが、その辺りはどんなでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村） 参道の横の側道というのは、斜めに入っている町道のことかと存じます。そちらにつきましても、砂防えん堤の整備用の工事用道路がどこになるかというのもございまして、それらの調整にもなるかと思いますが、手戻りが生じないということが判明すれば、応急復旧工事を行うということは可能かと思いますが、今の段階で中々その時期についてお答えするのは難しい状況でございます。

○議長（桑原） 久留島議員。

○10番（久留島） 分かりました。それでは、早期復旧復興をできるだけお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原） 3番、富永議員。

○3番（富永） 3番、富永です。大きく2点についてお伺いいたします。まず1点目、町内放送と防災行政ラジオ。先日の西日本豪雨災害では海田町内をはじめ、近隣地域で甚大な被害が出て、改めていつどこで何が起こるか分からない。自然災害の恐ろしさを実感しました。町民の方々から豪雨災害以降、町内放送には敏感に耳を傾けるようになったと言われる反面、やはり町内放送が聞こえにくい、大雨の中では聞き取りづらいなどの声が上がっています。

現在、有償配信されている防災行政ラジオが2,000円は高すぎるとの意見もあり、多くの自治体では同じモデルが1,000円、又は配信、貸与されているので、海田町でも同じようにし、もっと多くの希望者へ行き届くようにしてはどうでしょうか。

2点目です。町内放送をもう一度聞きたいときは、電話自動応答装置により電話で確認できるようになっていますが、ホームページに防災行政無線お知らせページを設置し、気軽にスマートフォンで随時確認できるようにしてはいかがでしょうか。

大きく2点目、コミュニティFM放送と自動起動ラジオ。平成28年12月に総務省で取りまとめられた高齢者などに災害時必要な状況を確実に伝達する環境整備を図る情報難民ゼロプロジェクトの中で、コミュニティ放送を活用した自動起動ラジオが取り上げられています。地域の話題や行政、観光、交通などの地域に密着したきめ細やかな情報を提供するコミュニティ放送は、災害時には地元ならではの避難情報や災害情報を提供でき、停電でテレビが使用できないときなど、ラジオの果たす役割は大きく、平成28年4月に発生した熊本地震では、コミュニティ放送事業者が、熊本市と連携して刻々と変わる災害情報や避難所情報を提供したことで、高い評価を受けています。

まずは、まちづくりと防災の両面に活用できるコミュニティ放送局の開局を公設民営

型で計画してはいかがでしょうか。また、自動起動ラジオは、災害などが発生した場合に、自治体からの要請を受けて、コミュニティ放送事業者が開始信号を発信し、その信号を受信することでラジオは電源が入っていない状態でも自動起動し災害放送が最大音量で放送され、放送終了時にコミュニティ放送事業者が終了信号を発信し、その信号を受信することで元の待機状態に戻る仕組みとなっています。コミュニティ放送局が行う地域放送サービスに自動起動ラジオ配付事業を絡めた、平時でも地域の方々に親しまれてる災害情報提供システムを計画してはいかがでしょうか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 富永議員の質問に答弁いたします。まず、町内放送と防災行政ラジオについての質問でございますが、1点目については、今回の豪雨災害に関して住民の皆様がどのような手段で情報を得て避難につなげたか検証する必要があると考えています。その中で、防災行政ラジオが果たした役割を整理し、負担金の額や貸与の範囲等を検討してまいります。

2点目については、避難情報等の町内放送をスマートフォンから海田町ホームページ上で確認できるよう、工夫してまいります。

続きまして、コミュニティFM放送と自動起動ラジオについての質問でございますが、1点目についてはコミュニティFMが災害時における情報伝達手段の一つであるとは考えておりますが、開局費用と海田町の町域のみで営業収益の柱である広告収入が継続的に入るかなど、運営面についても課題は多いと考えており、現時点での公設民営型での開局は考えておりません。

2点目については、コミュニティFMの開局を考えていないことから、コミュニティFMを利用した災害情報提供システムの構築はできませんが、防災行政無線、防災情報メール、ホームページ、テレビ画面に表示されるLアラートを活用し、災害情報を提供してまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） まず、町内放送のホームページに掲載していただけるということで、工夫してまいりますとありますが、ホームページ上で確認できるようにというのは、これはホームページにその行政無線ページみたいなものを作るとことでよろしいでしょうか。

○議長（桑原） 生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今でも、災害時の発令情報についてはホームページに掲載をしております。それを見やすくするために、バナーといいますから、そういったものを作るのか、常にそういった町内放送が聞けるリンクがトップページにあるようにするのか、そこはちょっと工夫したいと思っております。

町内放送の全てという訳ではございませんで、告別式とか土日の災害情報については職員が対応できませんので、今のところ、災害情報、いわゆる避難確保の情報であるとか、こういった災害のときに発信する町からの情報、職員がそれを記入できるようなもので工夫をしていきたいと考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永）坂町、熊野町さんでも見られたかと思うんですけども、町のホームページのトップページからすぐ町内放送に見れる、クリックしたらすぐ見れるようになっているんですね。そのページがある場合もあれば、町からの最新情報としていろんな情報の中に、今流れた町内放送みたいな形で、クリックしたらすぐ目で見えるようになっています。そういったことを作るのはすごく難しいことなんでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）それは、やり方の問題ですので、ちょっと技術的なことまではあれなんですけども、町内放送でかけた災害情報については、基本的には海田町のホームページの中には必ず他のカテゴリーといいますか、他のページの中にございます。それを町内放送だけの、したもののページを新たに作るところで、工夫をして、その情報を引っ張りやすいように、検討したいというふうに思っています。坂町のものもちゃんと見ておりますし、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永）やっぱり、これだけスマートフォンが充実している中で、例えば本当にお母様方が参観日のときとか見て、流れているみたいな感じで見たりとか、電話はできないけれども、ちょっと確認というときには、ぱぱっと見れる状態ではあったらとても便利だと思うので、この辺はこれからも研究して検討してください。

それと、防災ラジオですが、負担金の額や貸与の範囲内で検討してまいりますけれども、これはどのように検討されるのか、ちょっと具体的に。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）これまでの一般質問の答弁の中にもございましたけども、今回の

災害において、例えば避難した方、避難しなかった方の意識調査の中で、じゃ、どのようなもので情報を知ったのかとか、どのような手段で避難勧告、避難準備を知ったのか、何がきっかけで逃げる判断をしたのか、そういうものを整理した上で、防災ラジオの役割というものをきっちりと整理した上で、必要であれば、町長答弁にもありましたように、負担額の検討、それから無償貸与の範囲の検討というのをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永）ただ単純に、町民の方が町内放送が聞こえにくい、例えば大雨の中で本当に聞こえにくいという声も上がっている中で、防災ラジオがあるよというお話を、広報でもちらっと書いてありましたし、そういうのを見て、検討される方というのは増えていると思うんですけども、これまでに実際、町の方で、必要であるであろうという想定の下に、何台購入して、何台目標に普及させるというか、そういった目標値というか数値というのは上がっているんでしょうか。

○議長（桑原） 生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）このラジオは、町内放送の聞き取りの補完のためとして、平成23年度に町が有償配付を始めたものでございます。現在のところ、1,075台を町費で購入しまして、有償数が790台配付をしております。これを何台配付するというような目標は立てておりません。あくまでも補完のために用意しているものでございます。それ以外にも、町の方で無料の防災メールも始めましたし、電話の装置も始めましたし、そういったところで明確に何台町内にこのラジオを配付するという目標を立てて始めている事業ではございません。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永）災害が起こってしまって、今意識がすごく高くなっているのも、是非、町内放送、防災ラジオ、メールが中々できないという高齢者の方もいらっしゃるし、防災ラジオの普及というのをもっと努めていただけたらいいなと思うんですけども、ただ広報も載っていたのは載っていたんですけども、あれもちょっと分かりにくいという声も、ほかの人が載っていたよということで、ああ、そうなのという感じで、知らなかったという方も実際まだまだ多くて、琴平町の方では、こちら1,000円で有償配付されていて、プラス広報でのお知らせというのもすごくしっかりとされていて、これが、去年の広報ことひらに載っている、ちょっとコピーしてきたんですけども、ペ

ージの半分がしっかり防災ラジオもう入手されましたかというふうに広告されているんですね。やはり一度、これぐらいしっかり宣伝、宣伝というか皆さんにお知らせすれば、もう少し防災ラジオを家に置いておこうという、町内放送をしっかりと聞けるようにしようという状態にもなると思うんですけれども、こういった検討はされませんか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）情報伝達の取得方法でございますので、防災ラジオだけを引っ張り出してという訳ではございませんで、たくさんございます。ラジオもあればメールもある、自動応答装置もあるし、テレビのデータ放送もございます。そういうものを含めて、複数町民の皆様が情報伝達の手段を持っていただけるように、そういった広報はしたいというふうに思っております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）でも、今1,075台購入した中で、790台有償と無償で配られたということで、まだ300台、200台ぐらいは残っていると思うんですけれども、これも、役場というか、そこにあっても活用されないんだったら、是非必要な方のところに届くように、あるだけ分は届くように広報はしていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）当然、防災行政無線を補完するために町が購入しているものでございますので、広報はさせていただきたいと思えます。ただ、それだけではなくて、ほかにもたくさんあるので、複数選択はあるよということはもちろんやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）それと、コミュニティFM放送のことですけれども、開局費用と海田町の町域のみで営業収益の柱である広告収入が継続的に入るのかなど運営面についても課題は多いものと考えており、現時点で公設民営型の開局は考えておりませんとありますけれども、すぐすぐに検討というか開設というのは難しいと思うんですけれども。二つ例を見つけましたので、ちょっとこれを参考にさせていただいて、少し考えていただけたらいいなと思うんですけれども、まず、今の現状で確か三百いくつぐらいコミュニティFM放送局開局、全国で、もっとかな、されていまして、割と、今、公設民営型がとても多いんです。その中で、まず北海道のワイラジオというところが、1市3町コミュニテ

ィFMというのをされていてまして、こちらが1市3町なので、一つの自治体で経営を、費用を負担しているということで、整備費用5,900万円、運営費1,500万円ということなんですけど、4町でということ、これを伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町という1市3町でされていてまして、運営を一応任されているのが伊達観光協会というところがされておりまして。海田町も町単独では難しいにしても、周りに船越、矢野、坂町、熊野町と、皆さん一つの自治体とかでは立ち上げが難しくても、協力し合えば、安芸観光協会ではないですけども、そういったことも立ち上げるかもしれないし、そういったコミュニティFMももしかしたら作っていけるかもしれないので、そういったことも少し計画の中に入れていただきたいのと、あと、鹿児島島の奄美大島の宇検村というところ、これ、何か調べられたこととかはありますか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）申し訳ございません。議員の御指摘の市町のものについては承知しておりません。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）こちらの宇検村は、人口1,800人で、最近コミュニティFMで増えている公設民営で開局した最初のケースでして、宇検方式とも呼ばれているということで、こちらでも照会したらすごく参考になるかと思ったんですけども、けど、まず開局に係る費用は村が負担、運営は村が出資するNPO法人が行い、常勤スタッフが1人、自社制作番組は地元ボランティアスタッフ50人でされているということで、こちらがなぜこれを検討したかというのが、防災行政無線の老朽化に当たって、その故障やメンテナンスの費用負担いろんなことを考えたときに、コミュニティラジオを開局して、防災プラス地域活性に努めるということで、こちらを検討されて立ち上がりました。ラジオが、ケーブルテレビなどの有線放送とは異なり、電波法上、自治体による放送局の直営はできないということで、村役場が主体となり、ラジオ局の開局、運営母体となるNPO法人エフエムうけんを設立されました。もと法務局の支局だった建物を村が譲り受けて改修して、そこに機材を入れて放送局が誕生したということで、こちらの放送局の整備費用が2,000万、年間の運営費が300万ということで、これをこの常勤の方が1人いて、あとはボランティアスタッフで運営されているということで、これが、もし町単独でやるとしたら、何か可能ではないかなと思うんですけども、この計画を少し検討してみる価値はあると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今回、防災の情報提供システムということで御質問をいただいております。私の方でも今回御質問を受けてから、広島県内でFM局を開いた町に聞いてみました。そこはやはり防災行政無線を立てるかわりに、FM局でやるということで億単位の金を掛けて整備した市町がございました。それを海田町に当てはめてみますと、海田町は既に防災行政無線が聞こえないというお話もありましたが、この町域の中に二十何個スピーカーが既に整備されているところがございます。それに併せて、FM局を同じぐらいのお金を掛けて造るということに関しては、町長答弁にもございましたとおり、多額の費用が掛かるところから、今回の方は検討しないという御答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）確かに費用は掛かるんですけども、通告書の方には、私、コミュニティFM放送と自動起動ラジオということで、この自動起動ラジオが総務省でも勧められている情報難民ゼロということで推奨されておりますので、こちらを導入することもすごく役に立つというか、防災の面で情報伝達ということで役に立つかなと思うんですけども、例えば高齢者の方で、すぐにラジオを付けられないとか、電源をすぐに入れないけど、すぐにその情報が入ってくるというときに、コンセントを差して、電源はオフでも自動でそれが入るといことは、そういった方に対しても情報がすぐに入るといことで、すごく役に立つと思うので、それとコミュニティFMというものを絡める計画というのが、少しでも考えがあれば、いろんな地域活性と防災両面に役に立つと思うので、その辺の検討をしていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今、先ほどもありましたが、海田町で有償配付する防災ラジオもいわゆる自動起動ラジオでございます。海田町の防災行政ラジオは自動起動ラジオなんですが、海田町からの防災行政無線だけを受けるラジオでございます。これにFM局の電波を受けようとする、新たにワンランク上の自動起動ラジオを購入することになります。そうすると、ちょっと先ほどの話に戻るんですけど、防災行政無線があつて、それを補完する防災行政ラジオを導入して整備しています。更に、併せて、FM局とそのFM局に対応する自動起動ラジオ、高めのものをまた整備しなければならないということで、またちょっと町長答弁に戻るんですけども、現時点での公設民営型での開局は考え

ていないというところで御理解いただきたいと思います。

○3番（富永）終わります。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条2項の規定により、これにて延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決めます。大変御苦勞様でした。

午後16時55分 延会